

東大阪市子ども・子育て 支援事業計画



平成 27 年 3 月
東大阪市

はじめに

～子育てしやすい、子どもにやさしいまちへ～

急速な人口減少は国や社会の存立基盤にかかわる問題であり、本市においてもそれは例外ではありません。子育て世帯の定住を促す施策が喫緊の課題であります。

子育てを取り巻く環境は、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより家庭や地域での子育て力が低下していること、さらには社会経済状況を反映して保育所を希望される家庭は増えていますが、まだまだ保育所に入れない待機児童が存在するなど様々な課題を抱えています。

このような中、平成24年8月に、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートいたします。

本市では、子育ち・子育て支援策を具体的に推進する行動計画といたしまして、平成17年度から平成26年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育ち・子育て環境づくりを推進してきました。また、平成27年度からさらに10年間の行動計画として、「第2次東大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定いたします。

この「第2次東大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）」と合わせて、学校教育・保育の提供、地域子育て支援に対する課題をより具体的に解決していくため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

平成25年度に市民を対象として実施しました10,000人アンケートの中でも、0歳～2歳に集中している待機児童の早期解消や一時預かりに対するニーズの高さが伺えるなど、行政として求められている課題の大きさを実感いたしました。

この計画では、戦略的に取り組むための3つの柱として、「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を掲げるとともに、少子化対策の要である「待機児童の解消」と「在宅での子育て支援の拡充」を車の両輪として解決にあたってまいります。

東大阪市に「住みたい」と若者・子育て世帯が思うには市としてもっと「子どもにやさしいまちづくり」を推進していることを全国にアピールしていく必要があります。

この計画のもと、行政だけでなく、地域の皆様と一緒に、街中が子育て応援団となり、「子育てしやすい、子どもにやさしいまち」を強く推し進めてまいります。

最後に、この計画策定にあたり、熱心にご議論を重ねて頂きました「東大阪市子ども・子育て会議」の皆様とともに、大変な手間がかかる「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」に対して回答を頂きました市民の皆様、「在宅子育て家庭の座談会」において子育て環境に求められている想いを語っていただいた参加者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

東大阪市長　野田　義和



【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画期間	4
3. 計画の法的根拠	4
4. 計画対象	4
5. 計画の位置づけ	5
6. 計画策定の体制	6
第2章 計画の基本的な考え方	9
1. 基本理念	11
2. 計画策定における基本的な視点	11
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念	13
4. 本計画の基本的な考え方 ~すべての子どものために~	14
第3章 施策展開に向けて	17
1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性	19
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について	21
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）	21
(2) 幼稚園・保育所（園）の現状	29
(3) 在宅での子育て支援について	32
(4) 一時預かりについて	37
(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について	38
(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について	41
(7) 留守家庭児童育成事業について	42
(8) 子育て支援の情報提供について	43
(9) 親の子育て力の支援について	44
3. 施策展開の基本的な考え方	45
(1) 戦略的に取り組むための考え方	45
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について	49
(3) 公立の教育・保育施設の再編整備の考え方	50
第4章 事業計画の具体的な取り組み	51
1. 教育・保育提供区域の設定	53
(1) 考え方	53
(2) 教育・保育提供区域の設定について	54
2. 必要見込み量の算定方法について	58
(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要	58
(2) 需要量の算出方法の概要	59
(3) 必要見込み量の概要	59
3. 就学前児童の学校教育・保育について	60
(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等	60
(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	69
(3) リージョン別の就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容	75
(4) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」	79

4. 地域子ども・子育て支援事業等について	80
(1) 延長保育（時間外保育）事業（開所時間を超えた後の延長）【市域全体】	80
(2) 留守家庭児童育成事業【小学校区】	81
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【市域全体】	85
(4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン】	86
(5) 一時預かり事業【市域全体】	89
(6) 病児保育事業【市域全体】	94
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市域全体】	95
(8) 乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】	97
(9) 養育支援訪問事業【市域全体】	98
(10) 妊婦健診【市域全体】	99
(11) 利用者支援事業【市域全体】	100
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市域全体】	102
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市域全体】	102
(14) 夜間保育事業【市域全体】	103
(15) 早朝の時間帯における保育【市域全体】	103
(16) 休日保育事業【市域全体】	104
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	105
(1) 認定こども園について	105
(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上	107
(3) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等の連携	108
6. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）	109
(1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実	109
(2) 児童虐待防止対策の充実	111
(3) 障害児施策等の充実	113
(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	115
(5) ひとり親家庭等の自立支援の推進	115
(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	115
 第5章 計画の推進に向けて	117
1. 推進体制の整備	119
(1) 庁内の推進体制	119
(2) 関係機関等との連携	119
2. 計画の進捗状況の点検・評価	120
3. 計画の周知	120
 資料	121
1. 中学校区別の統計データ	123
2. リージョン別の統計データ	131
3. 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の概要	132
4. 在宅子育て家庭の座談会の概要	134
5. 本計画の策定の経緯	138
6. 東大阪市子ども・子育て会議条例	143
7. 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿	145
8. 用語解説	149

特に明らかにしたい用語には本文中の最初に掲載した位置へ引用符号“ ”を付けています。
引用符号“ ”で表す語句は資料の「8. 用語解説」にて、その内容を説明しています。

第1章 計画の基本的な趣旨



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育ち・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成17年度から平成26年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育ち・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「東大阪市次世代育成支援行動計画」に関する施策を推し進めた結果、この10年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所（園）の開設や子育て支援センターの設置によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などをやってきました。子どものすこやかな成長と発達の支援に関しては子どもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや“発達障害”に関する相談の強化、“特別支援教育”的推進などを図ってきました。

国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。そして子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることができます。

この間、「東大阪市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの、歯止めがきかない少子化の継続や依然として残る待機児童の問題、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られます。

国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分に応えていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関すること、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

^① 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。平成 29 年度には、事業計画の中間見直しを実施します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 2 次東大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）				
東大阪市子ども・子育て支援事業計画				
		見直し		

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

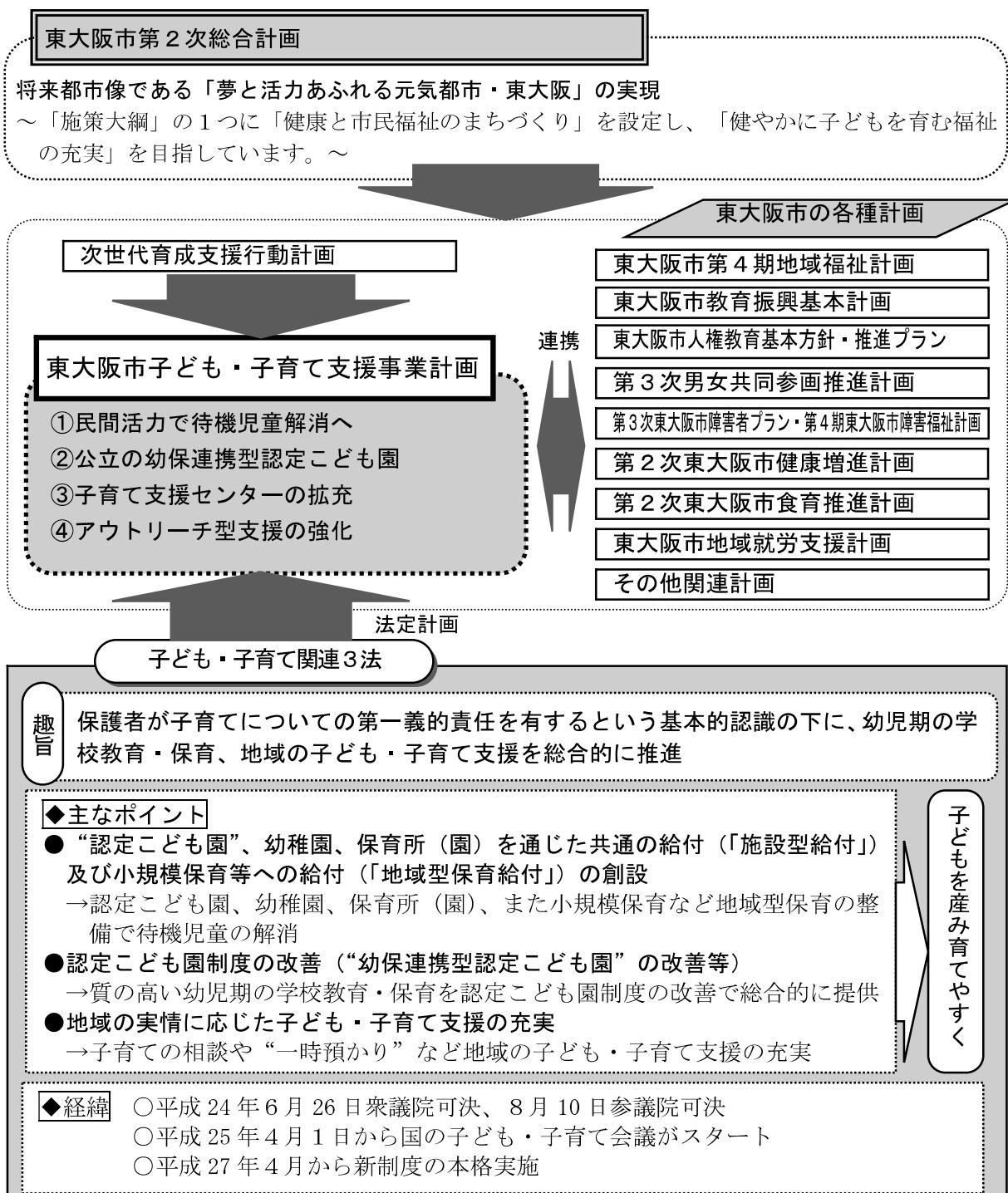
4. 計画対象

東大阪市に在住する妊婦・12 歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象とします。

5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3次東大阪市障害者プラン・第4期東大阪市障害福祉計画、第2次東大阪市健康増進計画、第2次“東大阪市食育推進計画”などの関連計画との整合性に留意して策定します。



6. 計画策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。

また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

① 利用料等に関する検討部会

国の“公定価格”をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

② 幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会

主に幼保連携型認定こども園並びに地域型保育事業の実施主体の選考・決定を行います。

④ 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

保護者に保育が必要な事由（2号または3号認定）があり、かつ心身の発達支援を要する児童の保育施設入所等について検討・認定を行います。

(2) 庁内組織

① 東大阪市“子ども・子育て支援新制度”推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関する府内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

② 東大阪市子ども・子育て支援新制度ワーキングチーム会議

子ども・子育て施策に関する、府内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成しました。またアンケート結果は本計画に反映させています。

これ以降、本文中では「アンケート調査」または「(10,000人の)ニーズ調査」と表記しています。

① 調査対象者

平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）から 6,048 人を、小学生（6～11 歳）から 3,213 人を無作為に抽出し、対象児童の保護者に送付しました。また、妊婦については平成 25 年度に母子手帳を取得した方、かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦から無作為で 815 人を抽出し、送付しました。

② 調査の方法・時期

平成 25 年 10 月 1 日に郵送による調査票発送を行い、平成 25 年 10 月 16 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 11 月 5 日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を 1 回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日 (但し、平成 25 年 11 月 5 日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の小学生（6～11 歳）	平成 25 年度に母子手帳を取得した方、かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦
調査対象数	6,048 件	3,213 件	815 件
有効回収数	3,148 件	1,561 件	449 件
無効回収数	8 件	5 件	0 件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

（4）在宅子育て家庭の座談会

子育て不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育てをされている方に参加を募り、各リージョンセンターにて座談会を開催しました。

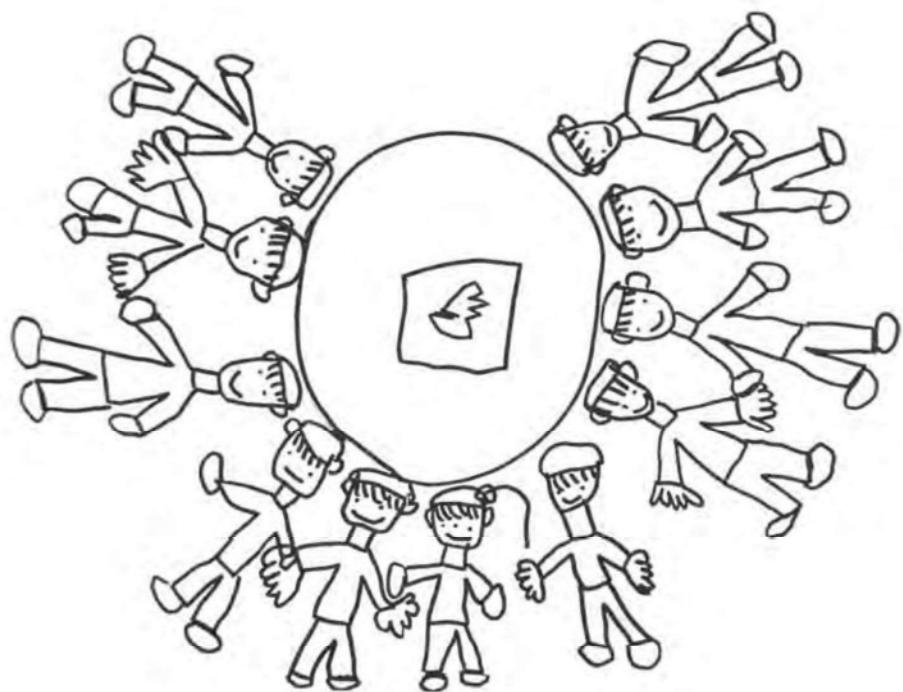
（5）リージョンセンターにおける計画説明会

リージョン別の説明会を開催して、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の方への周知を図りました。

（6）パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育ち・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

これまで「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

～すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実～

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します

平成26年1月に施行された“子どもの貧困対策の推進に関する法律”に基づいて定められた「子どもの貧困対策に関する大綱」においても貧困の連鎖を防止するための施策の拡充が求められています。障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要なことから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 保育の必要があるかないかなどで区分するのではなく、東大阪市のすべての子どもを育てるような、東大阪市で生んでよかったといえるような支援をするべき。
- 「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章や、保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことだと思う。だからこそ、行政としては何ができるのかを掲載してほしい。
- 転入された子育て家庭にとっても明るい東大阪市になればと思う。
- 従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるので、改めて就学前の「教育」「学び」といった視点を重要視してほしい。
- 幼稚園などに行けば、ある程度は市が把握できるが、どこにも行かないでの、4、5歳になっても市が把握できない子どもたちについて把握すべき。網からこぼれ落ちた子どもへのセーフティネット作りを、この支援事業計画で取り組みたい。子どものセーフティネットを確保すべき（つどいの広場等のNPOに協力を依頼、様々な地域のネットワークの活用）。
- 障害のある子どもなどにも細かいサポートをできるようにしてほしい。

* ご意見を元に計画策定を行いました。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

～社会全体で子どもを育てる～

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を發揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どものすこやかな発達を保障することが必要です。

さらに学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに、遊戯やレクレーション活動施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えることも重要であると考えます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 「自然に成長していく力」について、地域がサポートしていくという考え方もある。
- 「子どもの最善の利益」を実現できる社会が保育施設に入所する事に直接繋がるわけではないので、在宅支援についても考えていきたい。

4. 本計画の基本的な考え方 ~すべての子どものために~

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

子ども・子育て支援新制度の実施主体である東大阪市として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するために

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じてその間の子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、また身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

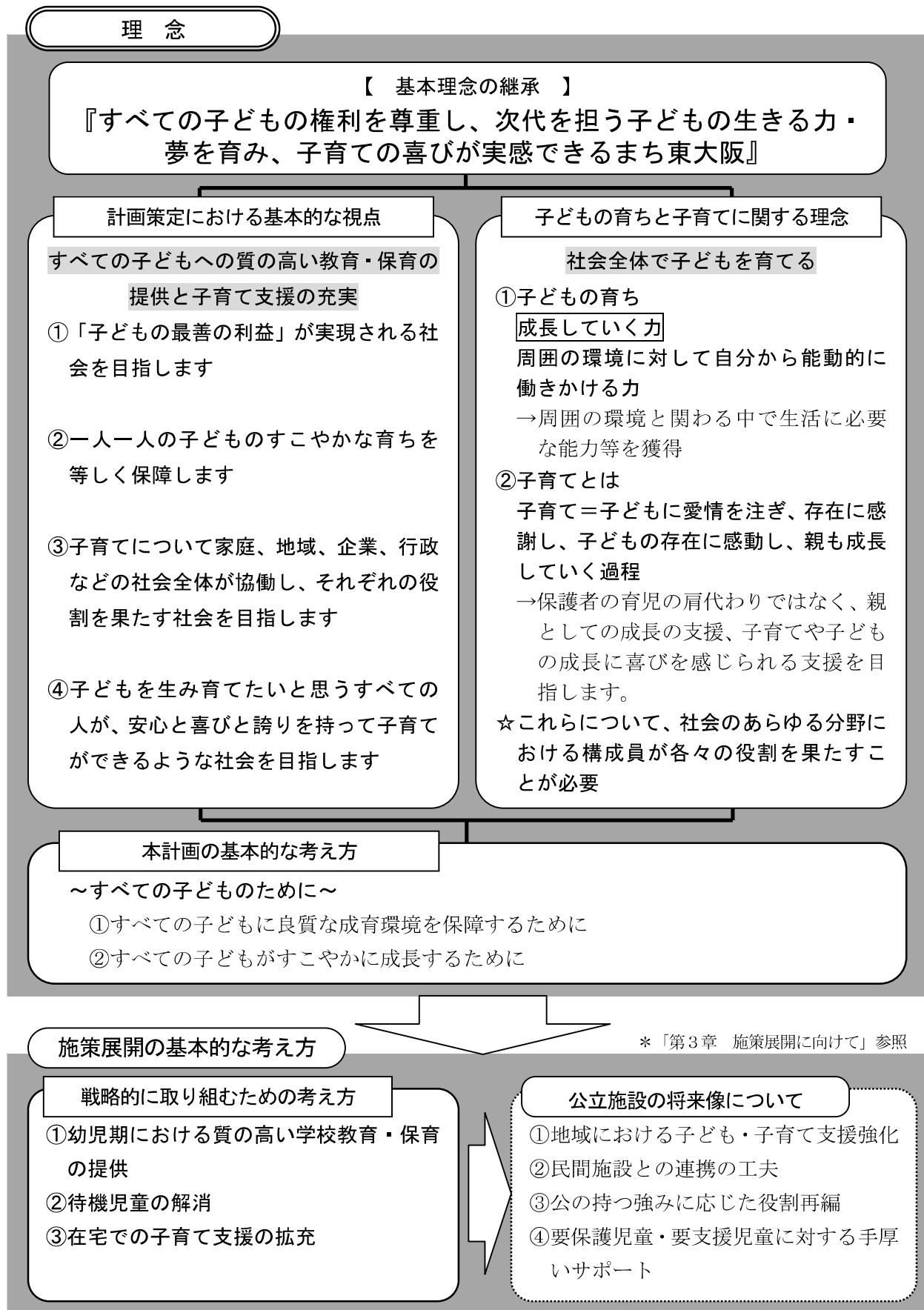
◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら人やものとの関わりを広げ行動範囲を広げていきます。こうした活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として徐々に人間関係を広げ、そのかかわりを通じて社会性を身につけていきます。

【学校就学後の学童期】

学校教育とともに、遊戯やレクレーション活動の施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

図 計画の考え方





第3章 施策展開に向けて



市内の保育所・幼稚園に通う 5歳児の作品

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

これまで東大阪市次世代育成支援行動計画の施策の1つとして少子化への対応を進めてきました。

本計画ではこのような東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。

図 計画の関係性

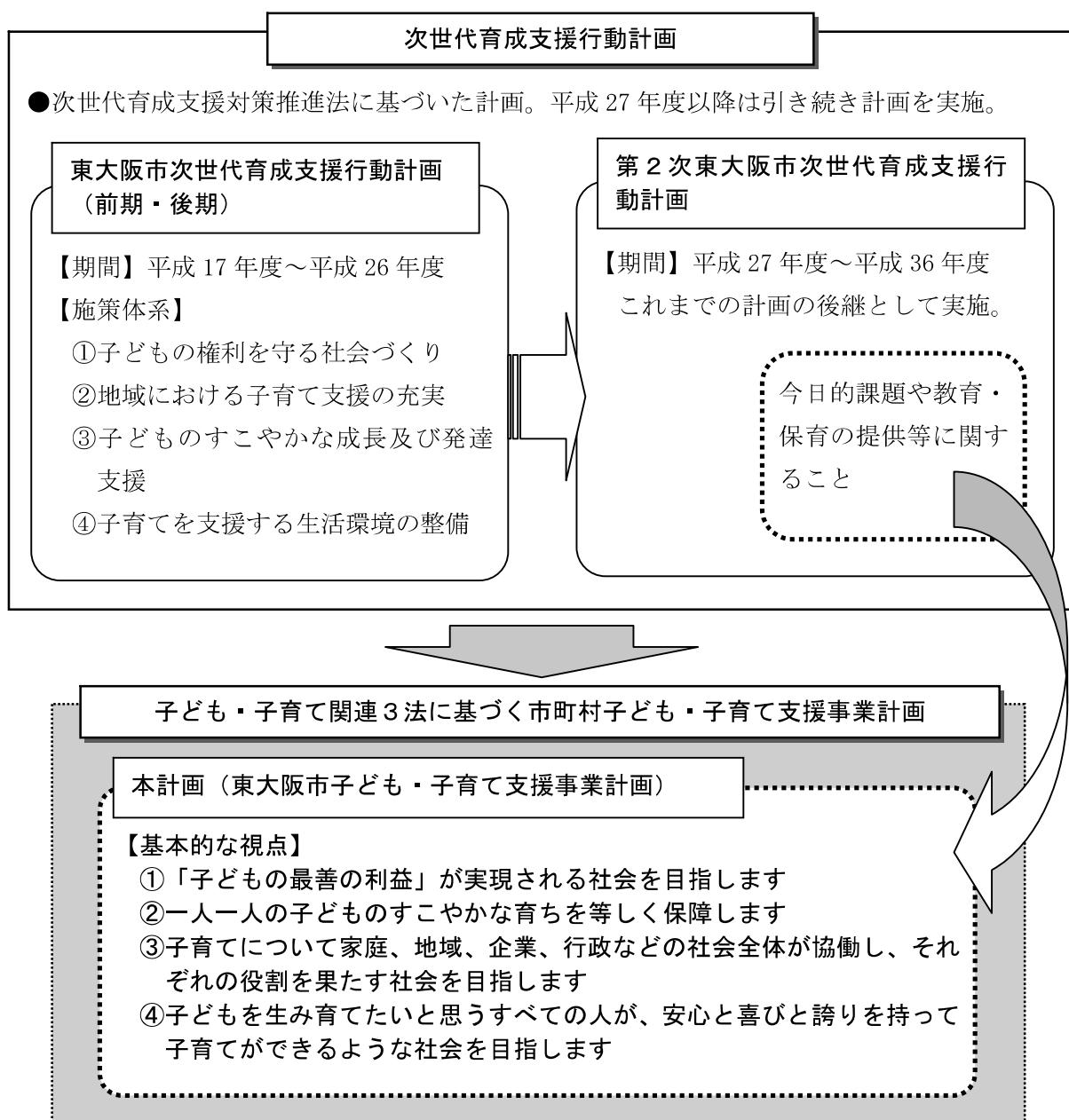


図 次世代育成支援行動計画の施策と本計画の関係性



2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

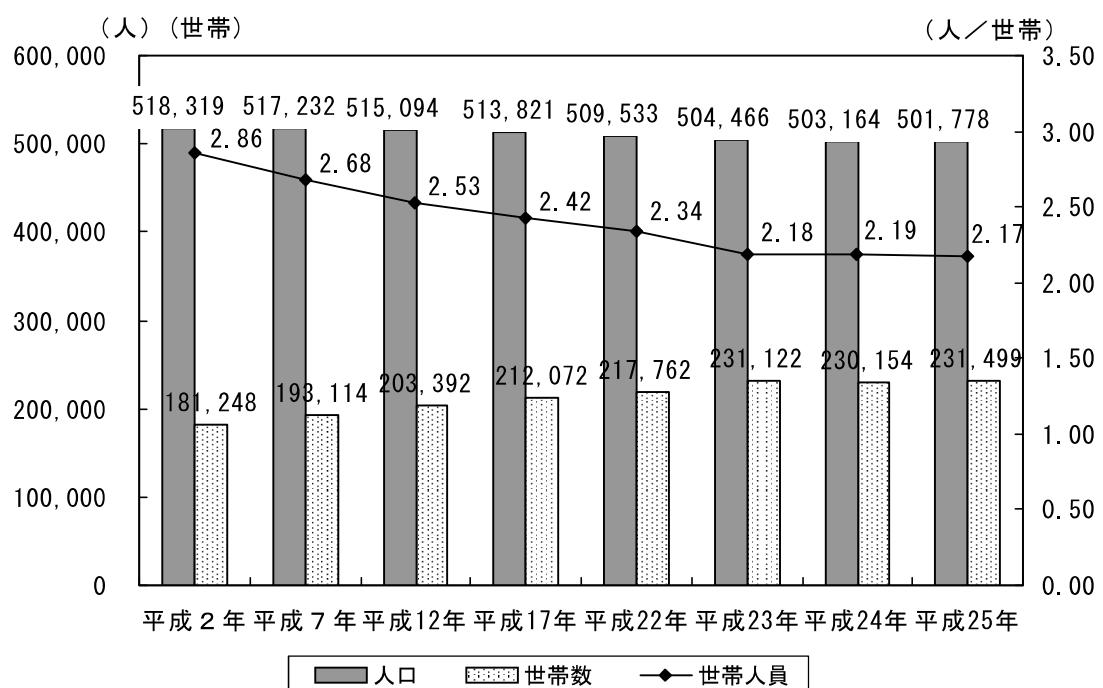
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）

① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成 25 年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は 501,778 人、世帯数は 231,499 世帯、1 世帯当たりの人員数は 2.17 人となっており、平成 2 年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

図 人口及び世帯等の推移

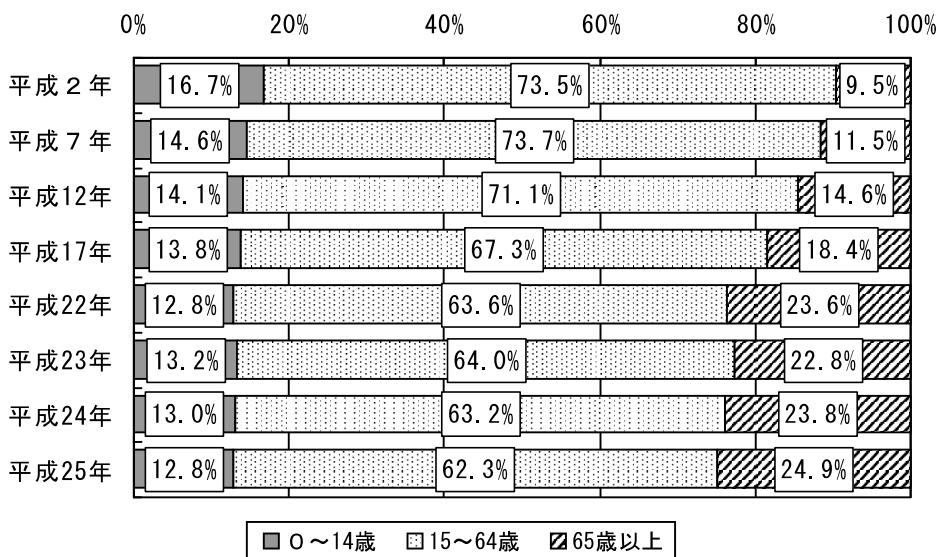


資料：国勢調査（平成 2～平成 22 年（5 年ごと）、住民基本台帳（平成 23～25 年は 10 月 1 日現在）

● 「0～14歳」と「15～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢区分別の人口割合をみると、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は平成2年(16.7%、73.5%)から減少し、平成25年にはそれぞれ12.8%と62.3%となっています。一方、「65歳以上」の割合は平成2年の9.5%から増加し、平成25年には24.9%となっています。

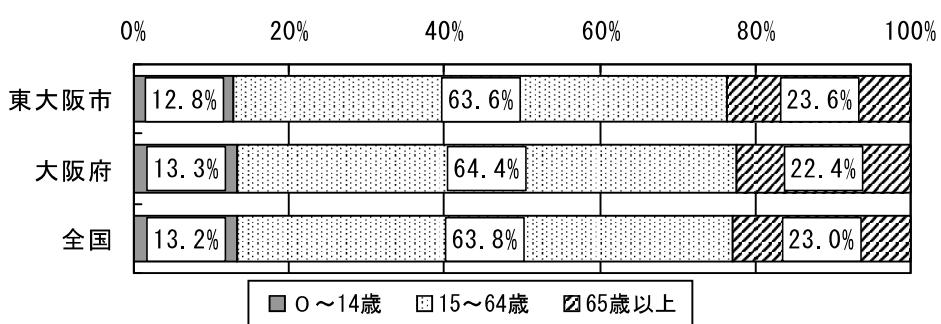
図 年齢区分別の人口割合の推移



資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと）、住民基本台帳（平成23～25年は10月1日現在）

大阪府や国と比べて本市では「65歳以上」の割合が高く、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は低くなっています。

図 年齢3区分別人口割合の本市・府・国の比較（平成22年）



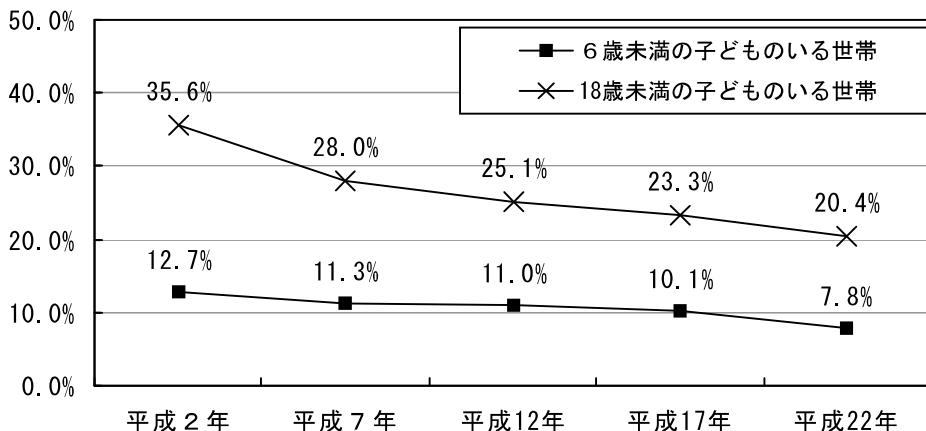
資料：国勢調査

● 子どものいる世帯は減少傾向

子どものいる世帯の状況について 6 歳未満の場合と 18 歳未満の場合で子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成 2 年 (12.7%、35.6%) から平成 22 年 (7.8%、20.4%) にかけて減少傾向にあります。

平成 22 年現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6 歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が 8.8%、国が 9.4%、18 歳未満の子どものいる世帯の割合は、大阪府が 21.6%、国が 23.1% となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

図 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

表 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位：世帯、%)

区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯総数	209, 631	217, 564	3, 590, 593	3, 823, 279	49, 062, 530	51, 842, 307
6 歳未満の子どものいる世帯	21, 151	17, 073	365, 950	336, 831	5, 171, 707	4, 877, 321
一般世帯に対する割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18 歳未満の子どものいる世帯	48, 912	44, 410	847, 507	826, 999	12, 403, 146	11, 989, 891
一般世帯に対する割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

資料：国勢調査

● ひとり親家庭は増加傾向

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成17年の4,188世帯から平成22年には4,926世帯となっています。父子家庭は平成17年の450世帯から平成22年には483世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	平成17年	平成22年
母子家庭	4,188	4,926
父子家庭	450	483

資料：国勢調査

● 婚姻件数の減少

婚姻件数及び離婚姻件数の推移をみると、婚姻件数は平成20年の2,748件から年々減少し平成25年には2,561件となっています。離婚姻件数は平成20年の1,134件から平成21年の1,174件までは増加していましたが、平成22年には減少に転じて1,172件となっています。

表 婚姻件数及び離婚姻件数の推移

(単位：件)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
婚姻件数	2,748	2,719	2,629	2,550	2,638	2,561
離婚姻件数	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077	982

* 平成20～平成25年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 出生数の減少

出生数の推移をみると、出生数は平成20年の4,010人から年々減少し平成24年には3,748人となっていましたが、平成25年には3,768人まで微増しています。

表 出生数の推移

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	4,010	3,985	3,853	3,814	3,748	3,768

* 平成20～平成25年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 合計特殊出生率の増加

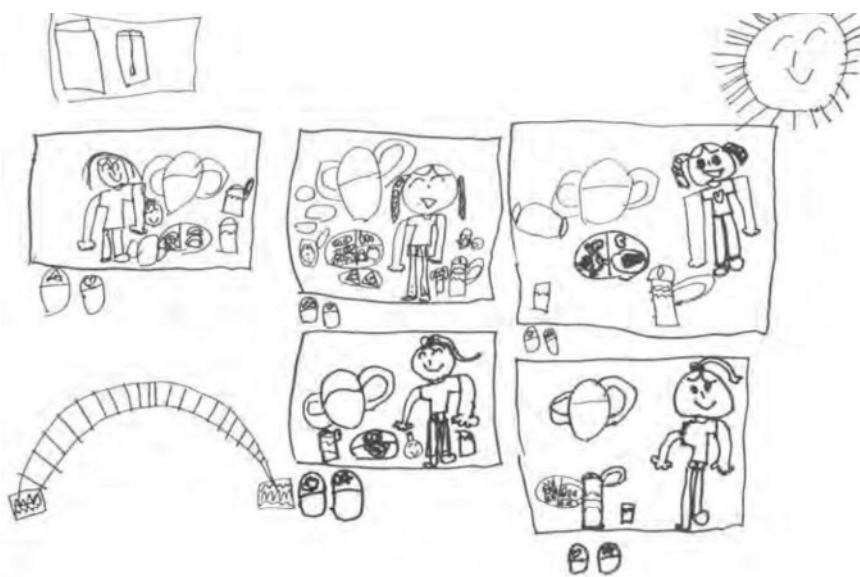
女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成25年には1.32となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べると依然として少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
東大阪市	1.21	1.24	1.24	1.26	1.27	1.32
大阪府	1.28	1.28	1.33	1.30	1.31	1.32
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

* 平成20～平成25年（暦年）

資料：保健衛生年報



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

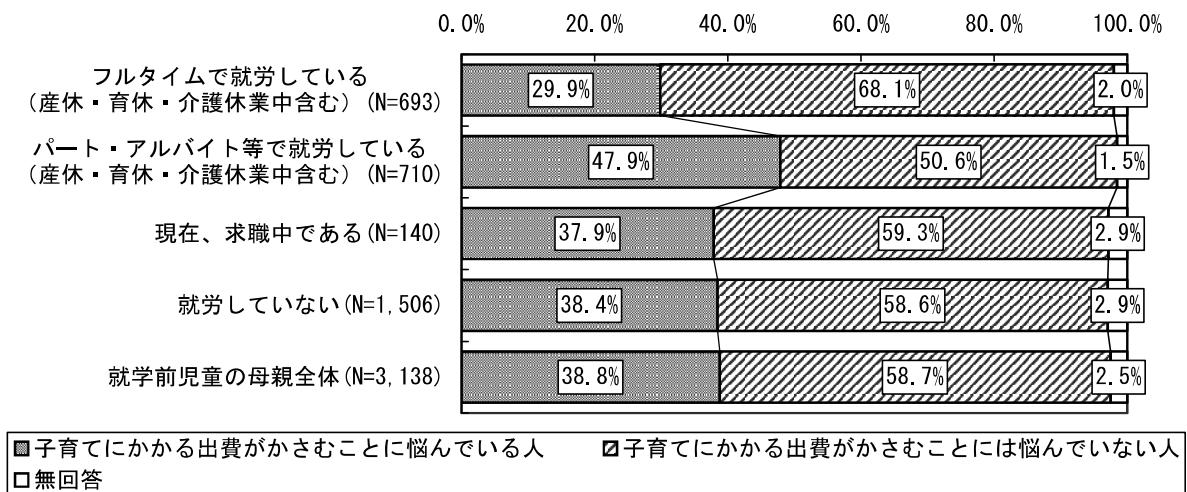
② 就労について

● 不況にともなう母親の就労等

複雑な社会経済情勢の下で不安定な雇用条件で働く人の中に子育てに関する出費に悩む市民が多く存在しています。そのような様子について、母親の就労状況別に悩みの有無をみてみると、子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人は「パート・アルバイト等で就労している」が47.9%で最も多く、次いで「就労していない」(38.4%)となっています。

このような結果からは、経済的な理由から求職活動をせざるを得ない母親がいる状況も見受けられます。

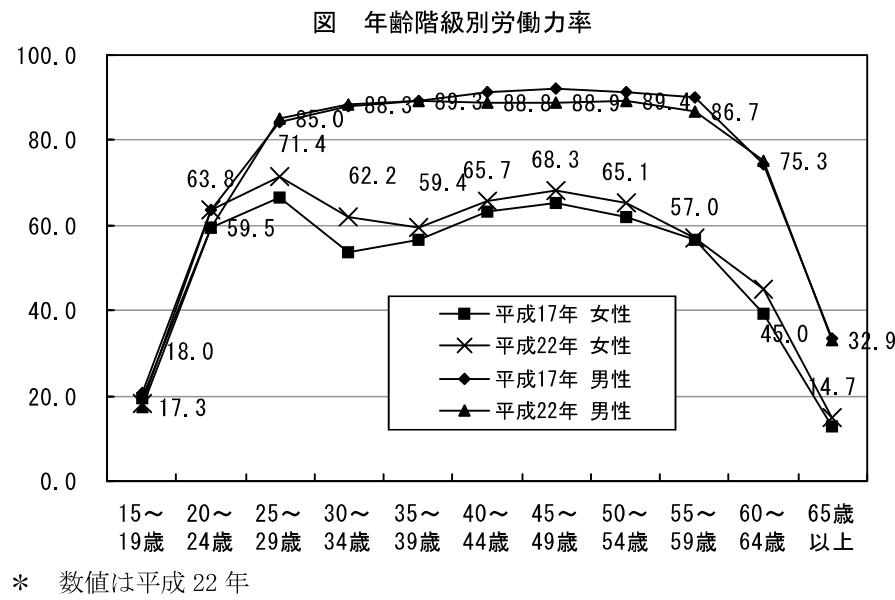
図 母親の就労状況別 子育てにかかる出費に関する悩みの有無



資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は40～59歳で低下

平成17年と平成22年の年齢階級別労働力率（労働力人口／階級別総人口）をみると、男性では40～59歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は30～39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみてみると一番の底（女性の労働力率が最も低いの）は平成17年では30～34歳であるのに対して平成22年では35～39歳と年齢層が上がっています。また平成17年に対して平成22年は底が浅くなっています。子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。



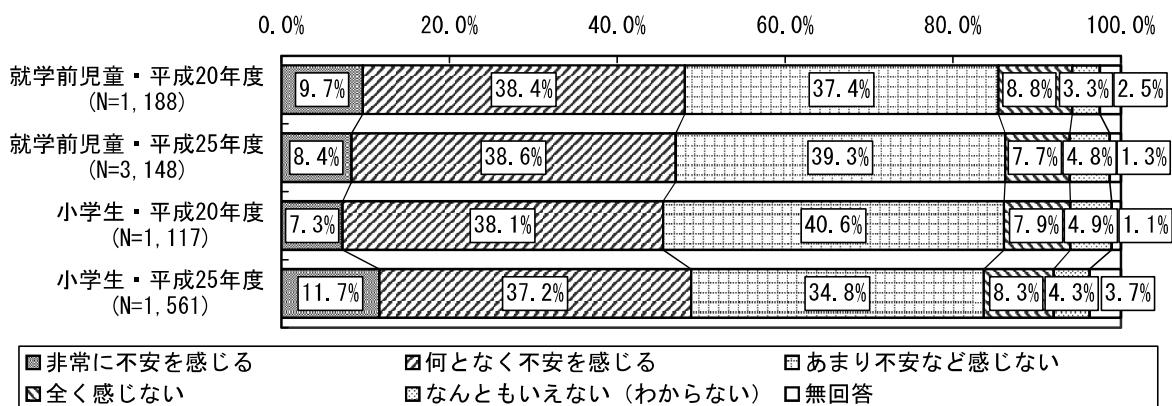
資料：国勢調査

③ 地域における育児力の低下

● 現在の子育ての不安 ~不安を感じる人が5割近く~

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から現在の子育ての不安を比較してみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は47.0%で前回調査（平成20年度）（48.1%）を1.1ポイント下回っています。一方、小学生の家庭では不安を感じる人は48.9%で前回調査（平成20年度）（45.4%）を3.5ポイント上回っています。

図 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

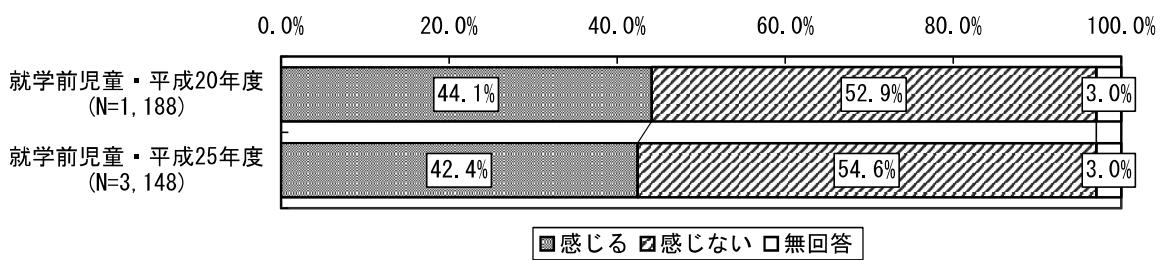


資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 子育てが地域に支えられていると感じている人が減少

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられているかをみると、「感じない」では54.6%で前回調査（平成20年度）（52.9%）を1.7ポイント上回っています。一方、「感じる」では42.4%で前回調査（平成20年度）（44.1%）を1.7ポイント下回っています。

図 子育てが地域に支えられているか（前回調査との比較）



資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(2) 幼稚園・保育所（園）の現状

子育て家庭のニーズに関してアンケート調査の結果から平日の定期的な保育・教育事業の利用希望をみると、就学前の児童では幼稚園が56.3%、認可保育所が40.2%というように、幼稚園を希望する人が多い一方で認可保育所だけでも全体の4割のニーズがあるなど、保育所（園）関連を希望する人も依然として多い状況にあります。

しかし、このように幼稚園、保育所（園）それぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が発生しています。一方で幼稚園の定員充足率は平成25年現在、公立では46.8%、私立では73.5%となっています。また各々の施設では老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

表 調査対象の子どもの年齢（平成25年4月1日時点）別
平日の定期的な保育・教育事業の利用希望（複数回答）

	幼稚園	幼稚園の預かり保育所	認可保育	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	認定こども園	認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	その他	利用希望はない	有効回答数
0歳児（平成25年度生まれ）	4 40.0%	1 10.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 10
0歳児（平成24年度生まれ）	301 56.6%	146 27.4%	302 56.8%	73 13.7%	11 2.1%	33 6.2%	34 6.4%	88 16.5%	23 4.3%	4 0.8%	19 3.6%	6 1.1%	15 2.8%	532 100.0%
1歳児	267 53.5%	131 26.3%	251 50.3%	46 9.2%	10 2.0%	21 4.2%	20 4.0%	56 11.2%	9 1.8%	6 1.2%	18 3.6%	7 1.4%	24 4.8%	499 100.0%
2歳児	300 57.1%	133 25.3%	202 38.5%	34 6.5%	12 2.3%	15 2.9%	11 2.1%	45 8.6%	8 1.5%	1 0.2%	23 4.4%	5 1.0%	23 4.4%	525 100.0%
3歳児	305 57.2%	167 31.3%	196 36.8%	26 4.9%	11 2.1%	21 3.9%	14 2.6%	41 7.7%	4 0.8%	8 1.5%	23 4.3%	3 0.6%	36 6.8%	533 100.0%
4歳児	304 59.6%	168 32.9%	150 29.4%	24 4.7%	8 1.6%	17 3.3%	11 2.2%	33 6.5%	2 0.4%	8 1.6%	20 3.9%	4 0.8%	27 5.3%	510 100.0%
5歳児	281 53.9%	169 32.4%	152 29.2%	25 4.8%	8 1.5%	15 2.9%	13 2.5%	32 6.1%	5 1.0%	10 1.9%	23 4.4%	3 0.6%	44 8.4%	521 100.0%
無回答	10 55.6%	4 22.2%	6 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 16.7%	18 100.0%
合計	1,772 56.3%	919 29.2%	1,264 40.2%	229 7.3%	60 1.9%	124 3.9%	103 3.3%	299 9.5%	51 1.6%	37 1.2%	126 4.0%	28 0.9%	172 5.5%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成25年度）

表 幼稚園の定員充足率の推移

（単位：%）

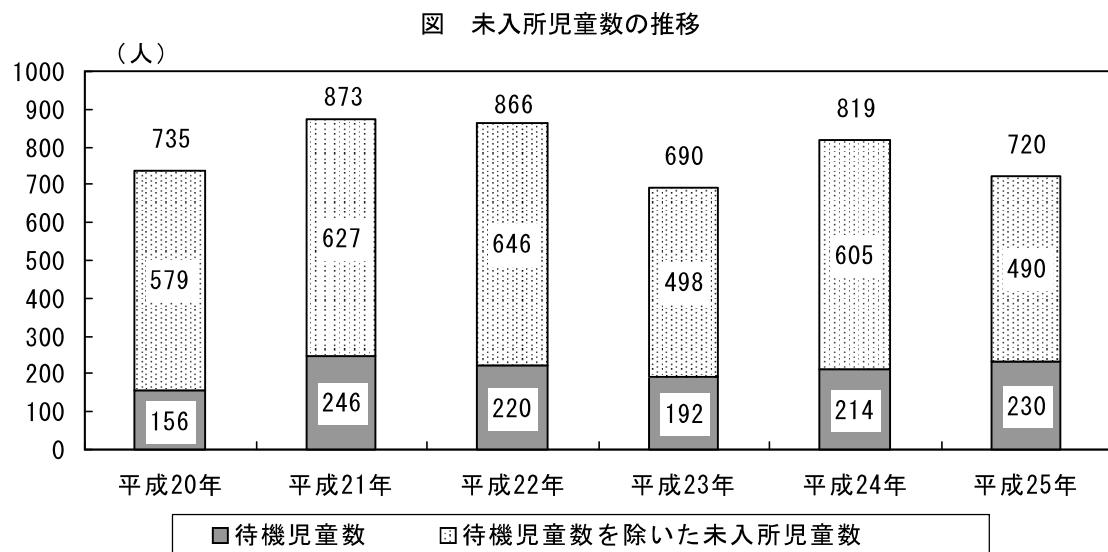
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
公立	59.8	56.8	53.2	51.8	51.4	46.8
私立	73.8	72.8	72.1	72.9	73.3	73.5
全体	69.3	67.6	65.8	65.8	65.9	64.5

* 平成20～平成25（各年）5月1日現在

* 定員充足率とは利用者数の定員数に対する比率

● 待機児童について

これまで東大阪市次世代育成支援行動計画を通じて待機児童の解消に努めてきたことから、平成21年(246人)から平成23年(192人)にかけては待機児童数が減少傾向にありました。そして、その後は景況感の悪化など社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことなどにより、平成24年に待機児童数が再び増加に転じて平成25年には230人となりました。また、待機児童の年齢別ではほとんどが0～2歳児という実態があります。



* 平成20～平成25（各年）4月1日現在

表 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成20年	15	44	33	47	14	3	156
平成21年	20	112	61	22	27	4	246
平成22年	37	51	88	39	2	3	220
平成23年	22	84	31	40	11	4	192
平成24年	55	63	59	22	13	2	214
平成25年	61	91	45	26	4	3	230

* 平成20～平成25（各年）4月1日現在

待機児童の数え方は、国が定義する待機児童の解釈の違いにより、各市町村において育児休業中や主に自宅で求職活動をされている方の数を除いてカウントするなどバラつきがあります。

平成25年度の待機児童230人から、育児休業中・求職活動中（138人）を除くと、92人となります。市ではこれらの数も含めて算定しています。

また、保育に欠ける事由の中で就労時間について、多くの市町村では就労時間の下限を設けてその時間以外については保育に欠けていないという判断をしていますが、本市では、就労時間に下限を設定せず、多くの保育ニーズに対応しています。このことが待機児童数の多い一因であると考えられます。

● 延長保育や預かり保育について

幼稚園では預かり保育や私立幼稚園での3年保育を実施し、また保育所（園）ではほとんどの園で延長保育を実施するなどして、通常以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

延長保育（夜間保育含む）実施箇所数をみると、平成20年の57箇所から年々増加し平成25年には64箇所となっています。

表 延長保育（夜間保育含む）実施箇所数及び延べ利用者数の推移

(単位：人、施設数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
延利用者数	60,687	55,100	61,327	62,288	60,110	64,536
実施箇所	57	57	58	60	60	64

* 平成 20～平成 25（各年）4月1日現在

表 幼稚園の預かり保育の推移

(単位：人、施設数)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
延利用者数	114,268	107,450	121,662	116,321	135,187	136,070
実施箇所	38	39	40	41	41	41

* 平成 20～平成 25（各年）5月1日現在

延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11時間を超える保育を行うもの
夜間保育	保護者が仕事などで、特に夜間（概ね午後10時まで）、家庭で保育することができない乳幼児を保育する事業

(3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児の内、在宅で子育てをしている人が75.2%（11,502人中8,648人）となっています。

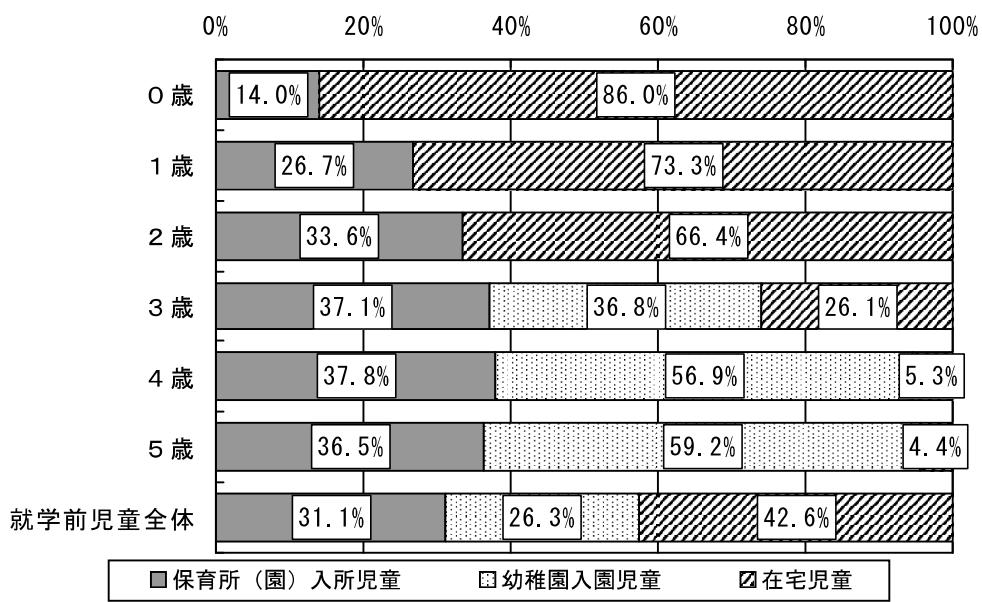
表 在宅児童数の現状

（単位：人）

	就学前児童数 (A)	保育所（園） 入所数 (B)	幼稚園入園数 (C)	合計 (B+C)	在宅児童数 (A-(B+C))
0歳	3,792	530	—	530	3,262
1歳	3,848	1,026	—	1,026	2,822
2歳	3,862	1,298	—	1,298	2,564
3歳	3,983	1,484	1,462	2,946	1,037
4歳	3,987	1,508	2,267	3,775	212
5歳	4,222	1,544	2,499	4,043	179
合計	23,694	7,390	6,228	13,618	10,076

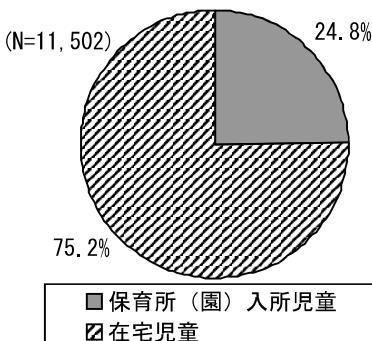
* 平成 25 度

図 在宅児童数の現状



* 平成 25 年度

図 2歳以下の就学前児童の現状（平成 25 年度）



このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や子育て支援センターの開設、乳幼児家庭全戸訪問事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所（園）において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

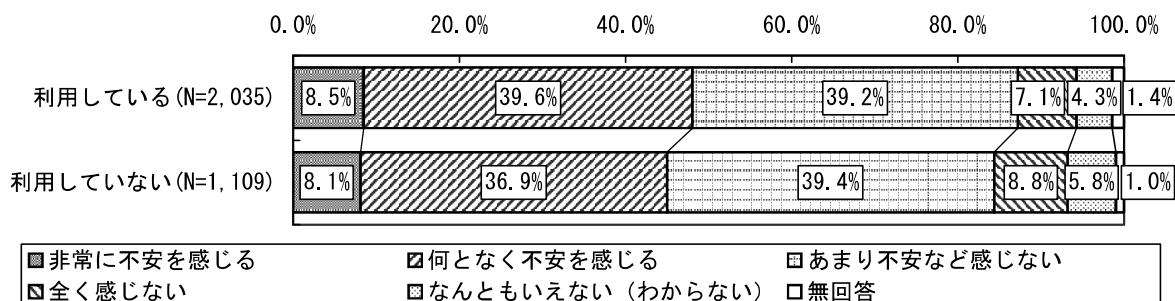
市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成25年度現在で5箇所設置しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放・出前保育・“子育てサークル”的な支援、そして子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。また、子育て中の親子がより、気軽に身近な地域で集える場所としてつどいの広場を平成25年度現在で16箇所開設し、拡充を図っています。加えて、子育て支援センター及び公立保育所を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、地域毎に、地域団体や子育て支援にかかわる機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組み、地域で子育て親子を支える土台づくりを進めてきています。

公立幼稚園においても預かり保育、園庭開放等、地域、家庭との連携のもと、地域の幼稚園教育のセンター的な役割をも担ってきました。また民間幼稚園においては3年保育の受け入れやキンダーカウンセラーなどの育児相談などにも積極的に取り組んでいます。

地域主体の取り組みとしては、小地域ネットワーク事業など、地域福祉分野での見守り活動なども取り組まれており、各地域の“校区福祉委員会”を中心におこなわれている子育てサロンには、子育て支援センターからスタッフが出向き、ともに地域の子育て支援を進めています。

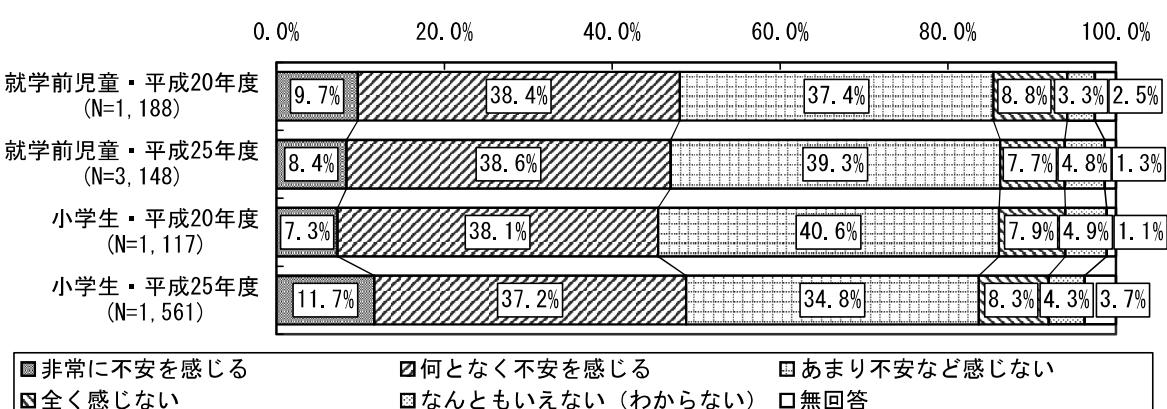
しかしながら、アンケート調査の結果から就学前児童の家庭で保育所（園）・幼稚園を利用していない人の内で現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は45.0%で5割近くとなっています。

図 平日の定期的な保育・教育事業の利用の有無別 現在の子育ての不安



資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

図 現在の子育ての不安（前回調査との比較）



資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また家族類型（両親の就労状況の組み合わせ）別で地域に支えられていると感じないとみると、就学前児童の家庭では「無業×無業」が63.6%で最も多く、次いで「ひとり親」(58.6%)、「フルタイム×フルタイム」(57.1%)、「専業主婦（夫）」(54.3%)となっており、小学生の家庭では「ひとり親」が55.4%で最も多く、次いで無回答を除いて「専業主婦（夫）」(47.7%)などとなっています。このように「専業主婦（夫）」においても地域に支えられていないと不安に感じる人が多い状況が見受けられます。

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（就学前児童）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	86	140	13	239
	36.0%	58.6%	5.4%	100.0%
フルタイム×フルタイム	248	340	7	595
	41.7%	57.1%	1.2%	100.0%
フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	173	209	10	392
	44.1%	53.3%	2.6%	100.0%
フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	90	97	2	189
	47.6%	51.3%	1.1%	100.0%
専業主婦（夫）	656	839	51	1,546
	42.4%	54.3%	3.3%	100.0%
パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	9	9	1	19
	47.4%	47.4%	5.3%	100.0%
パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	1	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
無業×無業	8	14	0	22
	36.4%	63.6%	0.0%	100.0%
無回答	64	71	10	145
	44.1%	49.0%	6.9%	100.0%
合計		1,335	1,719	94
		42.4%	54.6%	3.0%
		100.0%		

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（小学生）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	80	103	3	186
	43.0%	55.4%	1.6%	100.0%
フルタイム×フルタイム	115	94	3	212
	54.2%	44.3%	1.4%	100.0%
フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	269	246	21	536
	50.2%	45.9%	3.9%	100.0%
フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	46	23	3	72
	63.9%	31.9%	4.2%	100.0%
専業主婦（夫）	237	227	12	476
	49.8%	47.7%	2.5%	100.0%
パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	4	3	1	8
	50.0%	37.5%	12.5%	100.0%
パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	0	0	0	0
	---	---	---	---
無業×無業	5	4	1	10
	50.0%	40.0%	10.0%	100.0%
無回答	26	30	5	61
	42.6%	49.2%	8.2%	100.0%
合計		782	730	49
		50.1%	46.8%	3.1%
		100.0%		

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また、“地域子育て支援拠点事業”等の利用状況では0歳児から2歳児の内、利用していない人が6割前後もいるといった状況があります。利用者が少ない要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

表 年齢別地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）

	地域子育て支援拠点事業 (親子が集まって過ごしたり、相談をする場)	その他当該自治体で実施している類似の事業 (園庭開放、親子教室等)	利用していない	有効回答数
0歳児（平成25年度生まれ）	1 10.0%	1 10.0%	7 70.0%	10 100.0%
0歳児（平成24年度生まれ）	181 34.0%	78 14.7%	311 58.5%	532 100.0%
1歳児	155 31.1%	106 21.2%	310 62.1%	499 100.0%
2歳児	115 21.9%	92 17.5%	343 65.3%	525 100.0%
3歳児	54 10.1%	37 6.9%	446 83.7%	533 100.0%
4歳児	16 3.1%	14 2.7%	447 87.6%	510 100.0%
5歳児	16 3.1%	18 3.5%	450 86.4%	521 100.0%
無回答	3 16.7%	0 0.0%	14 77.8%	18 100.0%
合計	541 17.2%	346 11.0%	2,328 74.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消に向けて、子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成21年度から平成22年度にかけて一旦増加していましたが、平成22年度の19,512人から減少に転じて平成25年度には15,689人となっています。

アンケート調査の結果から私用等によって不定期に利用できる事業の状況をみると、就学前児童の家庭の内、一時預かり事業を利用したい人は41.7%で実際に利用している人（4.1%）を37.6ポイント上回っています。このようにニーズの希望はあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

これまでの一時預かりの利用しにくさとしては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が見受けられます。

表 保育所（園）の一時預かりサービスの実施箇所数

（単位：箇所）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
31	33	34	36	36	39

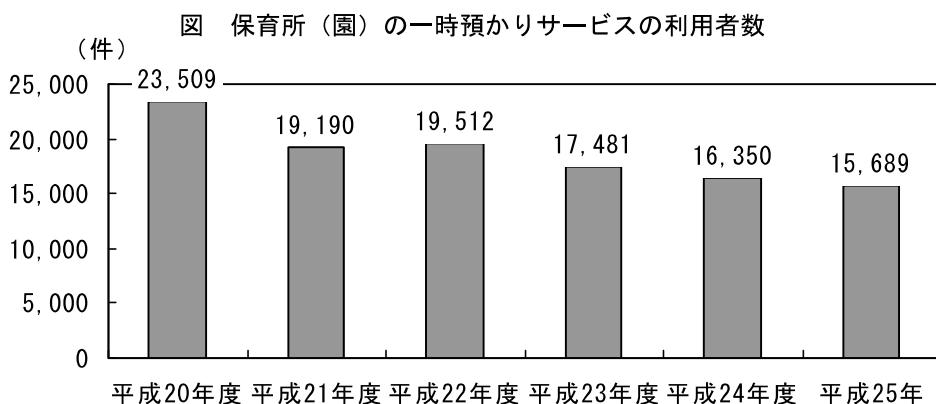


表 私用等で不定期に利用している事業
(複数回答) (就学前児童)

	回答数	構成比
一時預かり（保育所などで一時的に子どもを預かる事業）	130	4.1%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	343	10.9%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	12	0.4%
ベビーシッター	6	0.2%
その他	33	1.0%
利用していない	2,570	81.6%
有効回答数	3,148	100.0%

表 私用等による不定期の一時預かり
事業の利用意向 (就学前児童)

	回答数	構成比
利用したい	1,314	41.7%
利用する必要はない	1,524	48.4%
無回答	310	9.8%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

これまでの一時預かり	在宅で保育を行っている就学前児童で、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、緊急・一時的に児童を保育所（園）で受け入れる事業
------------	--

(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について

① 児童虐待防止について

市が対応した児童虐待相談件数は、平成21年度の638件から年々増加し平成25年度には975件となっています。また、アンケート調査の結果から自分の子どもを虐待しているのではないかという自覚をみると、虐待しているのではないかと思う人（「思う」と「ときどき思う」の合計）は、就学前児童のいる家庭では20.0%、小学生のいる家庭では17.5%でそれぞれ前回調査（平成20年度）（16.7%、14.0%）を上回っています。このように虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待の発生の予防では、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対し、「乳幼児家庭全戸訪問事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」など“アウトリーチ”型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。また育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業等を展開しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、本市では東大阪市要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関が役割分担のもとで、定期的な連絡会議等において、家庭、児童に関する情報を共有しています。それとともに、福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。

このように本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談実件数	638	751	811	894	975

* 平成21～平成25（各年度）

* 対象児童：0～18歳

② 障害児支援について

他市と比べて早くから乳幼児の健診体制を整備してきたこと、また受診率も高いことから、乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合、保育所（園）・学校等の日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。このような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて途切れなく支援していくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、親子通所によるすこやか教室や、こばと園などの“児童発達支援事業”、児童発達支援センターなどで早期療育を推進しています。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・“放課後等デイサービス”事業を展開しています。早期療育の中心的な基盤としては療育センターがあり、通園する園児とその家族を支えるだけでなく、地域で教育や保育に携わる人たちを支援するシステムをつくりています。

また、保育所（園）では保育所体験特別事業、発達に支援が必要な児童の入所などを実施しています。保育所（園）での障害児保育の利用児童数をみると、平成21年4月の370人から平成25年4月には442人まで増加しています。子育て支援センターでは育児支援事業なども展開しています。

幼稚園においても、発達に支援が必要な園児が円滑に幼稚園生活を送ることができるよう教育委員会との連携の中で専門的知識を持った者による肢体不自由の子どものための巡回指導や発達障害のある子どもに対する巡回相談、教育センターによる相談員派遣業務、人的な支援となる学校園サポート事業などを行っています。また、特別支援教育の効果的な推進に向け教職員の研修を定期的に実施しています。

平成20年度には“東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会”を設置し、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化に努めてきました。

表 療育センターの利用状況

(単位：件)

年度	通園教育		外来診療		こばと園・ ゆりのき園
	第1はばたき	第2はばたき	診療件数	うち歯科	
平成21年度	875	463	12,808	1,299	750
平成22年度	924	444	13,517	1,363	823
平成23年度	719	417	11,869	1,357	816
平成24年度	720	313	11,048	1,251	934
平成25年度	720	379	11,091	1,299	1,018

* 平成20～平成25（各年度）

表 障害児保育の利用者数の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
市立	110	129	127	125	127
私立	260	285	306	325	315
合計	370	414	433	450	442

* 平成21～平成25（各年）4月1日現在

表 児童発達支援サービス等の利用状況

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度
児童発達支援	200	221
医療型児童発達支援	29	35
放課後等デイサービス	272	400
合計	501	656

* 各年度3月の利用人数

障害児の地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携が必要となっています。加えて、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制を充実してきた流れの中で、現状ではサービスの総量不足や拠点となる療育センターの老朽化・狭隘化などが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について

保育・教育の研究促進と連携に関して、地域の子育て支援のネットワークを構築するために子育て支援地域連携会議を開催したり、幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流や継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ったりすることによって、保育所や幼稚園の保育・教育の内容を充実してきました。

子育て支援センター・公立保育所における子育て支援地域連携会議等での取り組みによって地域内の私立保育園・幼稚園や認可外保育施設等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、また地域の子どもや親の状況の共有化を進めてきました。さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めています。

民間の取り組みに注目すると、待機児童対策として民間保育園の増設や私立幼稚園での3年保育の実施、また公と同様に要支援児童への対策や在宅支援、障害児支援などが各施設での不斷の努力によって展開されてきました。また民間幼稚園では各園の取り組みによって地域連携を模索しています。

このように、各機関が手を携えながら学校園の個別の努力や福祉や教育、保健といった縦割りの構造に頼りながら就学前児童の保育・教育の連携を推進してきました。そして現状では地域全体での保育・教育の交流と連携が徐々に加速化している段階にはあるものの、公立施設でのこれまでの取り組みや地域の小・中学校との交流など、個別に蓄積してきた連携方策をいかに東大阪市全体として活用していくのかが課題となっています。

今後はさらに公立や私立という枠に捉われることなく、これまで培ったノウハウを生かし、保育・教育の研究の促進と機関連携に努める必要があります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

(7) 留守家庭児童育成事業について

留守家庭児童育成事業とは保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童（1年生から3年生）をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。本事業は、昭和41年度に青少年の健全育成事業の一環として、いわゆる「カギッ子」対策として始まりました。そして昭和61年には東大阪市留守家庭児童対策問題審議会の「近隣地域社会機能の強化と積極的啓発活動が必要」等の答申を受けて、平成元年度より、学校と地域の協力のもとで自主的に運営する「運営委員会方式」での事業を開始しました。以来、事業者と学校関係者との連携を図り、迅速な情報交換・情報共有、学校諸施設の活用などによって事業が円滑に進められるよう努めてきました。このように小学校敷地内で運営されている留守家庭児童育成クラブに補助を行い、児童の健全育成の充実を図ってきました。

留守家庭児童育成事業のニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい人は58.0%あり、また低学年で現在利用していない人の内、利用希望のある人は25.0%、現在、高学年で希望している人は全体の13.4%となっています。アンケート結果に見られるよう、高学年の利用ニーズも高く、また、一部待機児童も出ているなか、年次的な施設整備が課題となっています。

表 留守家庭児童育成クラブを利用している人の学年の希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	76	39.4%
高学年まで利用したい	112	58.0%
無回答	5	2.6%
合計	193	100.0%

表 放課後の過ごし方の希望（複数回答）
(小学校高学年)

	回答数	構成比
自宅で家族と一緒に過ごす	479	67.7%
自宅で留守番をする	176	24.9%
祖父母宅や友人・知人宅	164	23.2%
習い事（ピアノ教室、スイミング、学習塾など）	508	71.8%
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）	95	13.4%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	17	2.4%
その他	43	6.1%
有効回答数	708	100.0%

表 現在、利用していない人の留守家庭児童育成クラブの利用希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	44	6.8%
学年に関係なく、小学生の間は利用したい	118	18.2%
今後も利用しない	470	72.6%
無回答	15	2.3%
合計	647	100.0%

表 子育てに必要な子育て支援・対策（複数回答）（小学生）

	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の充実	654	41.9%
子育て支援のネットワークづくり	326	20.9%
地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	686	43.9%
子どもの教育環境	778	49.8%
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	874	56.0%
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	868	55.6%
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	937	60.0%
虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	344	22.0%
その他	78	5.0%
有効回答数	1,561	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(8) 子育て支援の情報提供について

子育て支援に関する多くの事業やサービスについて、子育て家庭などが幅広く、また必要な時に知ることができるような情報提供が必要です。また子育て支援の情報提供について行政が発信している情報と子育て家庭が欲している情報やサービスを結びつけるコーディネーターの役割が求められています。

現状では市政だよりや市ウェブサイト、“子育てメールマガジン”等による情報提供を中心に行ってています。また子育て情報のパンフレットや子育てマップなどを作成し、保育所（園）や子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などに配布し、子育て家庭が入手しやすいように設置しています。保健センターで実施している乳幼児家庭全戸訪問事業では、各家庭の訪問時に子育てガイドブックを配布するなどの取り組みを行い、さまざまな情報提供に努めています。

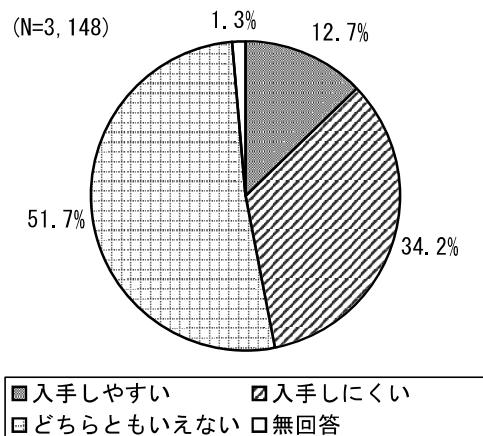
しかしながら、アンケート調査の結果から、子育て支援サービスの情報の入手しやすさをみると、就学前児童のいる家庭では「入手しにくい」が34.2%で「入手しやすい」(12.7%)を21.5ポイント上回っており、子育て家庭等へ必要な時に必要な情報が必ずしも届いていないなど情報提供のあり方が課題となっています。様々な子育て支援情報を発信しているにもかかわらず、子育て家庭が本当に欲しい情報に結びついていない場合やニーズに対応しきれていないという現状があります。また在宅子育て家庭の座談会からは、「紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい」「身近な場所での情報提供が必要」などの意見が出ており、情報を把握する手段や必要な内容に到達するきっかけづくりについて身近な方法を検討する必要があります。

従前の情報提供では、不備のないように幅広く多くの情報を網羅してきましたが、各機関でのパンフレット類の配布など、どこに情報を必要としている人がいるかは必ずしも明確でないまま、また情報が必要なときに子育て家庭が情報に辿り着きやすい仕組みが明確でないままに情報を提供してきたことが課題と考えられます。子育て家庭の必要とする情報量としては十分に揃いつつある中で、数ある情報をいかに市民のニーズにマッチングさせるかが今後の課題であると考えています。

表 子育て情報・相談に関するご意見（抜粋）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい | ・民間施設も含めたバリアフリーマップの充実 |
| ・身近な場所での情報提供が必要 | ・スマートフォンやインターネットの活用 |
| ・何を調べたらいいのか分からない | ・先輩ママからの情報を得たい |
| ・親が楽しめるような情報が少ない | ・身近な場でポスター等での情報提供 |
| ・地域の回覧板等に子どもに関する情報が少ない | ・相談先が分からない |
| ・ママの気持ちを吐き出せるような場や情報 | |

図 子育て支援サービスの情報の入手しやすさ
(就学前児童)



資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

資料：平成25年度東大阪市在宅子育て家庭の座談会より

(9) 親の子育て力^②の支援について

アンケート調査の結果から現在の子育ての不安をみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人が5割弱程度となっています。また妊婦では出産や育児についての不安感・負担感を感じる人（「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」の合計）は52.1%となっています。

少子化や地域での子育て力の低下の中で、子育て家庭が抱える、子育てに関する悩みは幅広くなり、また、子育てに不安を持ち、自信を持てないまま子どもと接している親も多い

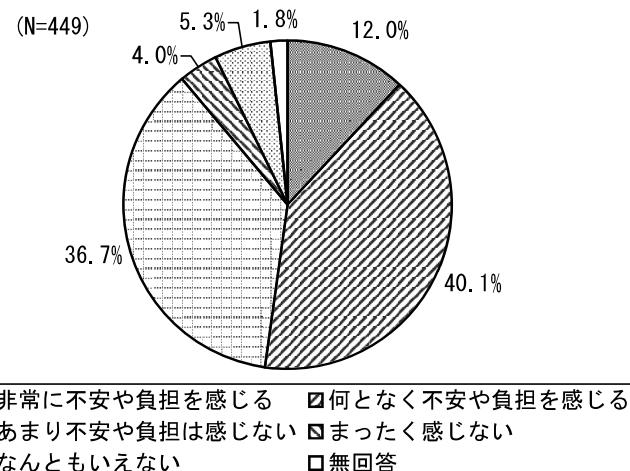
状況にあります。また、増加傾向にあるひとり親家庭では就労や子育ての負担から地域の中で孤立してしまう場合も見受けられます。

このような親が抱える子育ての困難さについて、親の子育て力を支えるために、身近なところで、気軽に相談できる窓口や支援体制の強化が求められています。

現状では、妊娠期から出産期、乳幼児期、児童と年齢期ごと、あるいは子どもの成長段階に応じて、乳幼児健診の機会や、福祉事務所・保健センター・幼稚園・保育所（園）・子育て支援センター・教育センター等での相談、育児教室・2か月親子講習会、休日・夜間子育て支援相談事業、家庭訪問指導事業、地域の中での相談（民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー等）などがあります。また、20歳未満の若年妊娠・出産や育児の不安軽減のための「“ティーンズママの会”」「ティーンズ・クラブ」といった10代の母親とその子どもを支援する教室を開催し、仲間づくりや育児のサポートを行っています。また、双子の出生も増えており、子育て支援や交流することを目的とした教室も実施しています。父親の支援としては両親学級やプレパパ・プレママの会などがあり、赤ちゃんを迎えるための準備や父親が主体的に育児へ参加することを促しています。

しかしながら、いずれの事業においても利用者の増加や相談ケースの複雑化などが認められ、相談できる場や機会づくりの強化とともに専門スタッフの派遣などの支援の充実が求められます。

図 出産や育児についての不安感・負担感
(妊婦)



資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関する
アンケート調査

^② ここでいう親の子育て力とは日々の子どもとの様々なやり取りを通じて子どもの成長に喜びや生きがいを見い出す事ができるような力です。親の子育て力の支援とは様々な要因で不安を抱えている親に必要な支援を届けることで、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるようにすることです。

3. 施策展開の基本的な考え方

(1) 戰略的に取り組むための考え方

地域での様々な子育て支援を充実してきた流れの中で、より身近で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を設定し、施策を促進していくこととします。

図 戰略的に取り組むための考え方の設定について

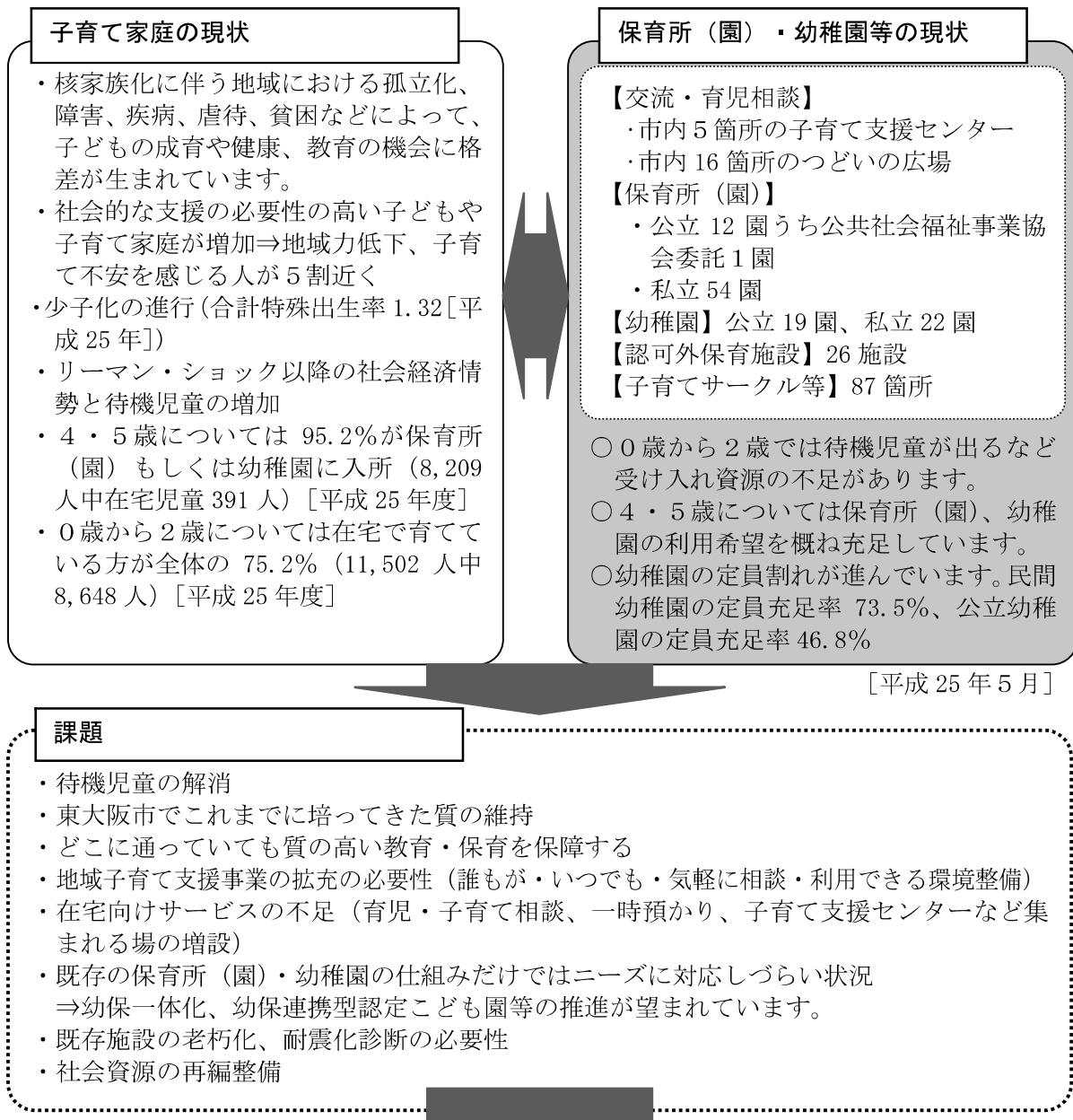
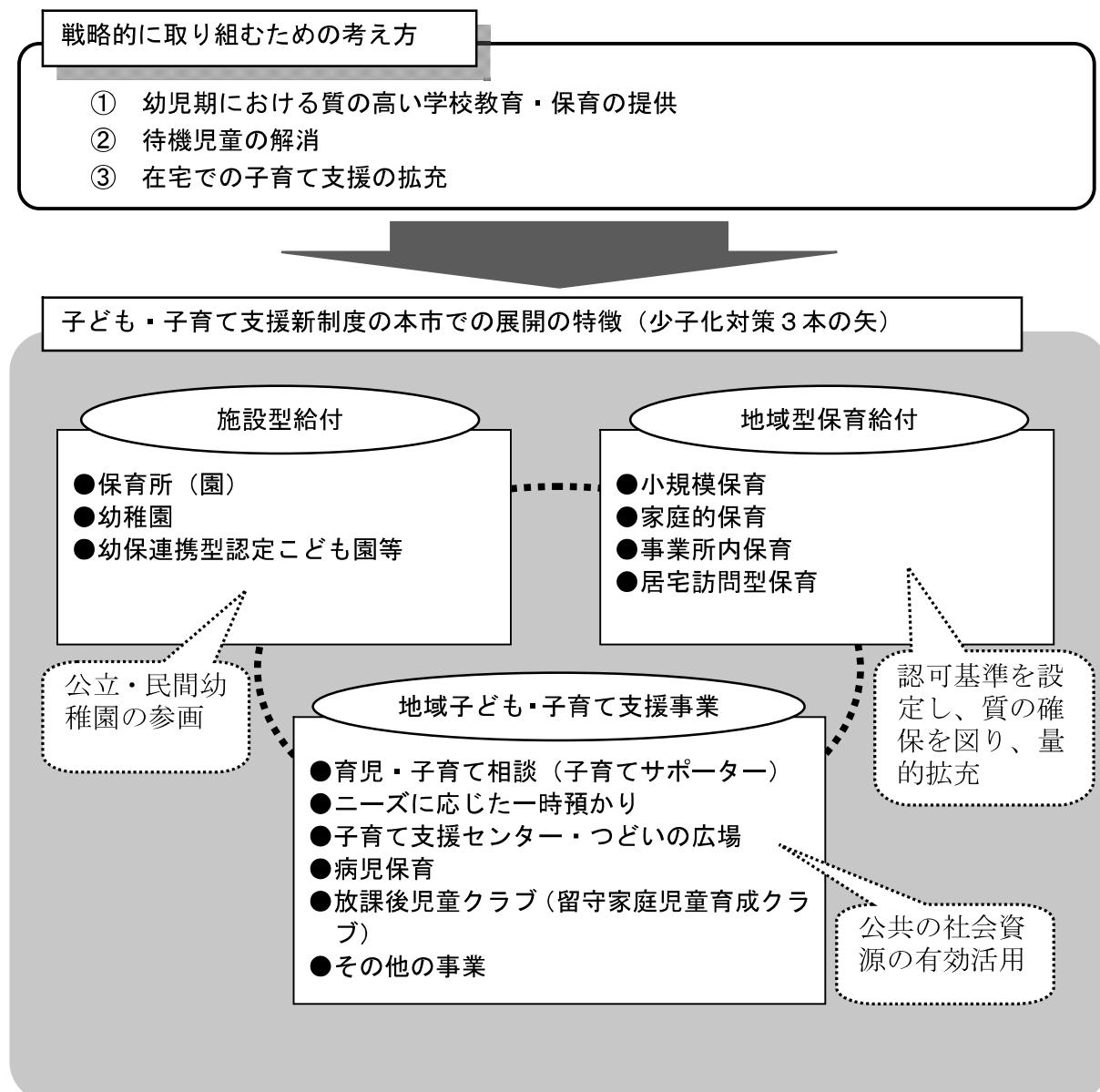


図 本市の戦略的な取り組みと新制度との関係性（少子化対策の3本の矢）



① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。この幼児期の学校教育・保育の場に関する入園（所）のニーズとしては幼稚園、保育所（園）にそれぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が発生しています。一方で幼稚園の定員充足率は100%に満たない場合があり、さらには各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、質の高い、安定的な供給体制を確保していく必要があります。

子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所（園）の良さをあわせ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、“施設型給付”による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市としても、このような仕組みを生かしながら、教育・保育内容の研究・交流等の取り組みを通じて、さらに、質の高い教育・保育を提供するために、なお一層、様々な取り組みの機会の充実を図っていきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 「質の高い学校教育・保育」が権利として保障されるような供給体制の確保
- すべての子どもを支援するという理念を実現できるような仕組みづくり

② 待機児童の解消

これまでに東大阪市次世代育成支援行動計画に基づく保育計画を策定するなどして待機児童の解消に努めてきましたが、保育要件として保護者の就労時間に下限を設定せずに多くの方の保育ニーズを受容してきたこと、また景況感の悪化など社会経済情勢の変化によるニーズの高まりなどによって、待機児童数の増加が再び大きな課題となっています。

子ども・子育て支援新制度では、待機児童解消に向けた対策の1つとして、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（施設型給付）及び“小規模保育”等への給付（“地域型保育給付”）が創設されており、本市としても、このような仕組みを生かして保育機能の確保を図りながら、新たな対策を推進する必要があります。また待機児童のほとんどが0～2歳児という実態から産休後・育休後の保育利用の方策について網羅的に検討する必要があります。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 待機児童の解消などの話を進めていますが、少子化が進んでいるのが心配。少子化対策は東大阪市の将来のために必要。子どもを生んでよかったと思えるような、子どもが増えていく方向での解決を考えていくことが大事。
- 子どもの誕生日などで一律に入所時期を決めるのではなく、希望する時期に必ず入所できるようにしてほしい。
- 今までの制度をすべて廃して新しい認定こども園になると考えるのではなく、今までの強みを踏まえて、何を残していくのかを検討すべき。（幼保連携検討部会）

③ 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い家庭の増加によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て不安等に課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民とのつながりを持とうとされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきています。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように、身近な場所での情報提供・相談機能の充実を図ります。また教育・保育の事業の拡充に伴って、人材の確保が必要となることから、保育士の資格を保有しながら活用できていない人材の掘り起こしや保育従事者等として従事可能な人材の育成を図ります。さらに地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・一時的な預かりの充実などに取り組みます。

これまで本市の幼稚園や保育所（園）等が取り組んできた実績を生かしながら、在宅での子育て支援においても、質を維持できるように努めます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 世代間交流の場や機会の設定が作れないか。
- 保護者と子どもが共に参加できる場や機会を増やすべき。
- 本当は在宅での子育てを希望していて仕事も辞めたが、家庭の中で親と子どもだけの生活に行き詰まり、保育所の力を借りたい方がおられる。このような方について親の子育て力を保育所以外でも支援していただけるということは在宅の子育て家庭にとってありがたい。さらには保育所に本来入りたい方への対応・待機児童の解消にもつながると思う。
- 在宅で子育てをするのにそれほどお金は必要ないが、それよりもどのように子育てをしたらよいかわからない不安がある。このような方々向けに公立幼稚園の空きスペースを活用してはどうか。
- 子育て家庭の近くに公的な施設があって、支援していくのがよい。

(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として4つの柱を基本とします。この4つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

図 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の設定について

公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の考え方

① 地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図っていきます。

② 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校、高等学校との交流をより一層図る必要があります。

また、公がコーディネートすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されています。

③ 公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理することが重要となっています。

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

【幼保連携検討部会の意見（平成25年11月から平成26年2月までに4回開催）】

- 在宅支援を受けられない地域の方々が気軽に立ち寄れる施設として公立幼稚園が役割を果たせないか。
- 地域の環境にあわせ公立幼稚園の施策展開ができるか。
- 公としてどのような配置バランスを考えるかが必要。
- これまでの社会資源を有効に活用し、保育・教育に対する子育て支援機能の再編整備が必要。
- 公立と民間で事業を完全に分担するわけではなく公立と民間それぞれが努力して取り組んできたことを生かせるようにしてほしい。民間でも色々な事業をしているのでどう連携していくのか。
- 教室の余裕状況を見極めて公立幼稚園の整理・統廃合を考えいかねばならない。ただし、公立幼稚園を必要としている利用者、サービスを受けたいのに受けられない潜在的利用者がいることもふまえ慎重に考えなければならない。

(3) 公立の教育・保育施設の再編整備の考え方

前述した公立施設の将来像を実現していく一環として、公立の教育・保育施設を再編・整備する考え方が必要となります。

① 新たな“セーフティネット”として公立の施設

民間の教育・保育施設の整備により待機児童が解消されたとしても、公立の教育・保育施設には支援を必要とする家庭へのセーフティネットの役割が求められます。

また、一時預かりは必要なときに利用できるように私立のみならず公立の施設も活用して推進するとともに、夜間・休日保育、病児保育も視野に入れて、在宅の子育て家庭を対象とした育児・子育て相談や子育て情報の発信、子育て家庭の交流も合わせて充実させてていきます。

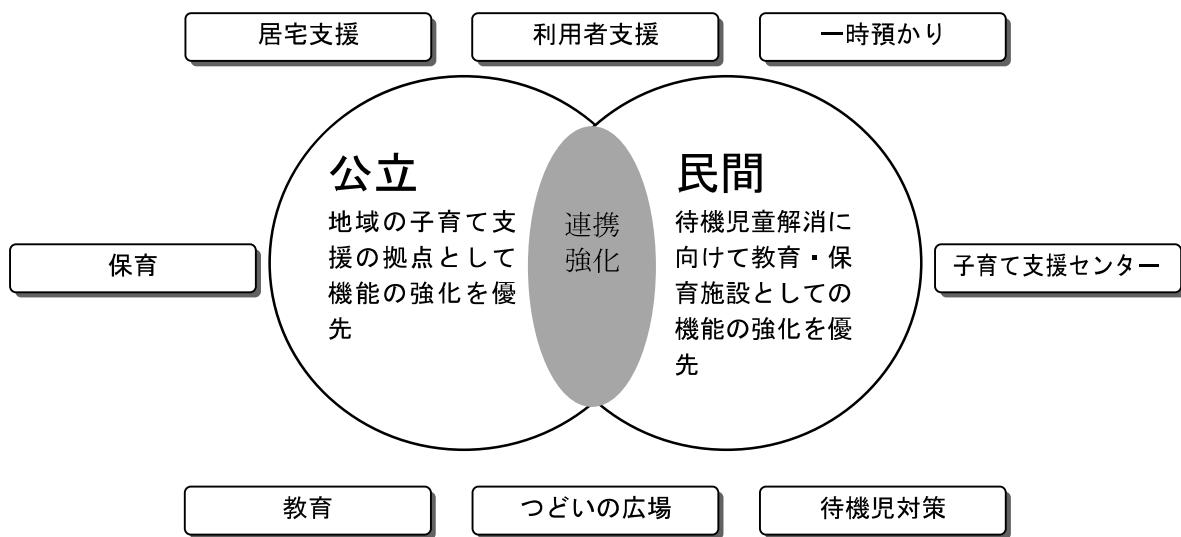
② 子どもにやさしいまちづくり～公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点に～

本計画を推進することによって、民間による教育・保育施設の整備を中心として取り組みますが、公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点として、リージョンごとに1箇所の子育て支援センターと認定こども園などを基本に整備を図ります。整備に当たっては既存の施設（教育施設等）を最大限に活用しながら取り組みます。

③ 課題を認識した再編整備

公立の施設を整備するうえでは、既存の民間施設や地域性への配慮を欠かすことなく、認定こども園・子育て支援センターの設置場所を検討します。現行の公立幼稚園と公立保育所を半数程度に収斂するため、具体的な時期と手法についての検討を進めます。また、既存施設は最大限の活用を図りますが、耐震化などに関しては一定の整備等を要することから、整備にかかる財源にも配慮が必要です。これらの課題を認識したうえで再編整備を図ります。

図 公立と民間の機能再編のイメージ



※ 公・私・幼稚園・保育所（園）が個別に子育て家庭を支援してきた良さを生かしながら、互いに連携して、教育・保育施設として、また地域の子育て支援の拠点として機能の強化を図ります。

第4章 事業計画の具体的な取り組み



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

1. 教育・保育提供区域の設定

前述したように本計画では幼稚園・保育所（園）や地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を明らかにしました。そして、施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を戦略的に取り組むこととしています。ここからはこのような課題を受けて、就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関してサービスごとの基盤整備を促すために提供区域の設定を検討することとします。

（1）考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて教育・保育提供区域を設定する必要があります。教育・保育提供区域とは就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の供給にあたって目安となる区域のことです。

設定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から、地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案する必要があります。また、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域となるように定めることが求められています。

なお、教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

◎区域を設定する際のポイントについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定となります。教育・保育と地域子ども・子育て支援事業において実態が異なる場合は事業ごとに設定することが可能となっています。

- 地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を総合的に勘案する。
- 小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域を定める必要がある。

(2) 教育・保育提供区域の設定について

① 教育・保育提供区域の設定にあたって

教育・保育提供区域の設定にあたっては、本市の福祉・保健、まちづくりなどの単位となっている、リージョンと中学校区に注目しました。区域の設定については、保護者や子どもが実際に利用しやすいこと、またニーズがある場合には早急に供給確保をしやすいこと、さらには就学前児童の教育・保育の現在の利用状況に鑑みてそれらに共通した区域単位であること、といった視点から検討を重ねました。

まず、中学校区の場合は保護者が負担感なく送迎できる範囲であり、利用実績を把握する範囲としては妥当と判断しました。しかしながら、小さな中学校区ではニーズが過少であったり、地域に施設が少ないなど、需給バランスを図ることや提供するサービスの確保が難しいことが課題となります。

一方、リージョンに注目すると、需給調整や各サービスの供給確保が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいニーズの把握は困難になります。

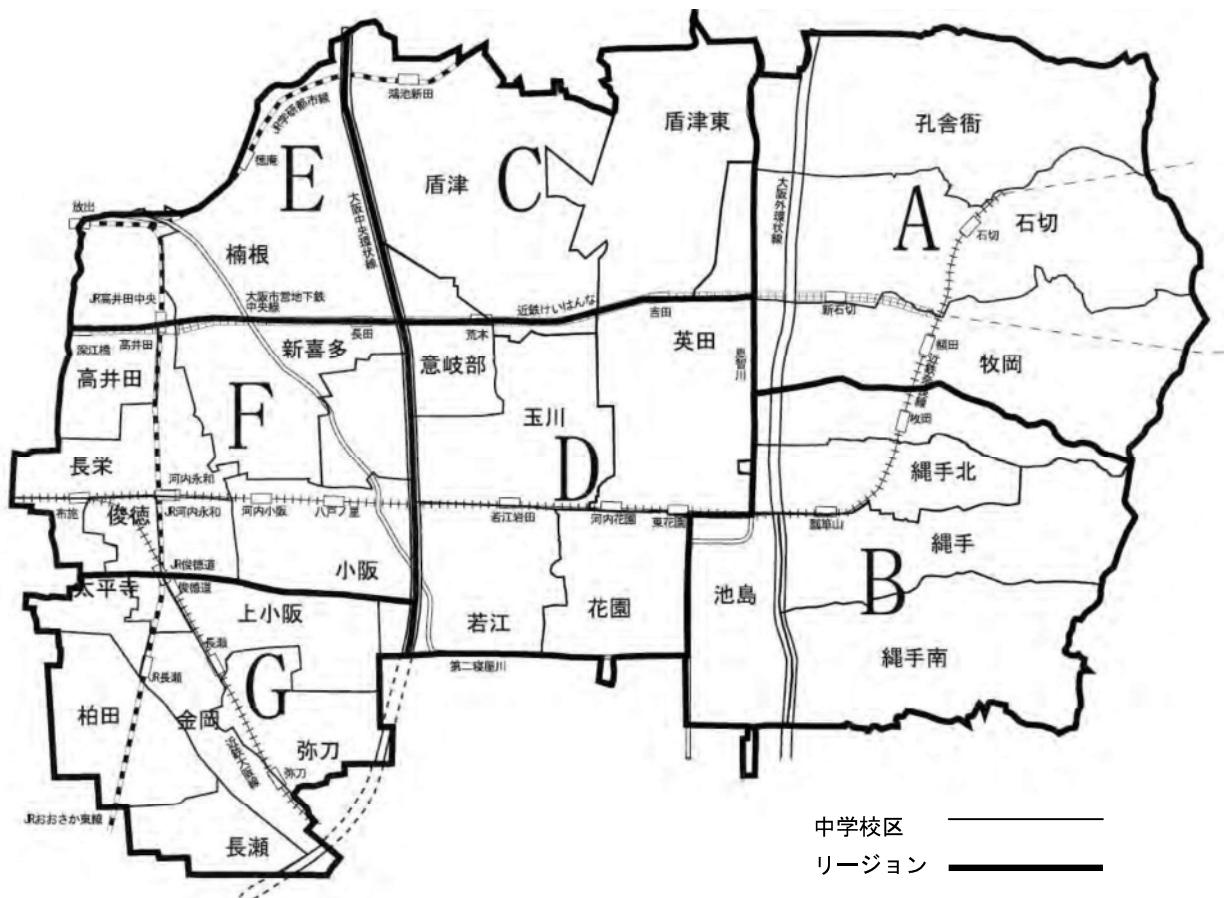
このような中学校区、リージョンのそれぞれの理由・特徴から、本市では利用実績の把握等については中学校区を基本とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準としてニーズへの対応を加速化することとしました。

表 教育・保育提供区域

施設・事業名	対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園
地域型保育事業	小規模保育、“家庭的保育”、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

図 リージョン（A～G）



※ リージョンとは総合計画の地域別計画の中でもちづくりを考える目安としている範囲です。リージョンはいくつかの中学校区の集まりに近い範囲となっています。本市では利用実績の把握等については中学校区を基本とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準として検討していきます。

リージョン別の概況は次のとおりです。各区域の概況について必要見込み量は 63 ページからを参照してください。リージョン別・中学校区別の統計データについては資料（123 ページからを参照）に記載しています。

表 リージョン別の概況

	各地域の人口構成比等の概要	平成 31 年度の就学前児童の教育・保育の必要見込み量の概況 *
A 地域	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人員が 2.43 人/世帯で他地域と比べて最も多い。 年少人口比率が他地域と比べて 2 番目に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 号の必要見込み量が 82 人で他地域と比べて 3 番目に多い。 2 号の保育認定の必要見込み量が 122 人で他地域と比べて最も多い。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
B 地域	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人員が 2.27 人/世帯で他地域と比べて 3 番目に多い。 高齢化率が他地域と比べて 2 番目に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 号の必要見込み量が 119 人で他地域と比べて 2 番目に多い。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
C 地域	<ul style="list-style-type: none"> 年少人口比率が他地域と比べて最も高い。 世帯人員が 2.34 人/世帯で他地域と比べて 2 番目に多い。 生産年齢人口比率が他地域と比べて最も高い。 高齢化率が他地域と比べて最も低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 号の必要見込み量が 0 歳のみ発生。 2 号の保育認定の必要見込み量が発生。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
D 地域	<ul style="list-style-type: none"> 年少人口比率が他地域と比べて 3 番目に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 号の必要見込み量が発生。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
E 地域	<ul style="list-style-type: none"> 年齢別的人口比率等は市の標準と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要見込み量がほぼ発生していない。
F 地域	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人員が 2.00 人/世帯で他地域と比べて最も少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 号の供給量が他地域に比べて多い。 3 号の必要見込み量が 224 人で他地域と比べて最も多い。 2 号の保育認定の必要見込み量が 45 人で他地域と比べて 2 番目に多い。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
G 地域	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人員が 2.03 人/世帯で他地域と比べて 2 番目に少ない。 年少人口比率が他地域と比べて最も低い。 高齢化率が他地域と比べて最も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 号の必要見込み量が 1・2 歳で発生。 ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要

* 必要見込み量については 65 ページ、68 ページ参照

※ 年少人口比率は 0~14 歳人口の総人口に対する比率。生産年齢人口比率は 15~64 歳人口の総人

口に対する比率。高齢化比率は 65 歳人口の総人口に対する比率。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供区域にあたって

地域子ども・子育て支援事業については利用対象者が限定される子育て短期支援事業等があること、また、もともと本市全体による対応を必要とする子育て援助活動支援事業等があることなどから、原則、市域全体を一つの範囲とします。ただしサービスによっては地域ごとの整備が進められている事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を促進します。

留守家庭児童育成事業では小学校区での配置を基本としてきた経緯から、提供区域は小学校区とします。

また地域子育て支援拠点事業では子育て支援センターのないリージョンがあるなど、子育て支援拠点機能の現状などを踏まえて、提供区域はリージョンとします。

表 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

施設・事業名	対応方針
②-1 延長保育（時間外保育）事業	市域全体
②-2 留守家庭児童育成事業	小学校区
②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全体
②-4 地域子育て支援拠点事業	リージョン
②-5 一時預かり事業	
②-6 病児保育事業	
②-7 子育て援助活動支援事業 （“ファミリー・サポート・センター事業”）	
②-8 乳幼児家庭全戸訪問事業	市域全体
②-9 養育支援訪問事業	
②-10 妊婦健診	
②-11 利用者支援事業	

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 教育・保育提供区域のブロック分けについては、地域ごとの特色に合わせたはたらきかけが必要だと思う。
- リージョン単位で施設整備を行う中でも複数の中学校のあるリージョンを2つに分けるなど、臨機応変に整備してほしい。地域子育て支援事業については、原則は市域全体で1つの区域ということだが、子育て支援というのは在宅の方の立場で考えることが重要だと思う。市域全体での整備では広すぎる所以、整備にあたってはリージョンや複数の中学校区など臨機応変に考えて必要な整備を検討してほしい。
- 0～2歳は居宅から近いサービスでよいでしょうが、3歳以上になるとサービスの内容などで選びたいのではないかと思う。区域の設定がその妨げにならないようにしてほしい。
- 需要が多いのに供給が欠けているような地域を優先して整備していくことが、市全体のバランスを良くするものだと思う。そのような考えも含めて提供区域の設定をしてほしい。

2. 必要見込み量の算定方法について

(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して需要量と現在の供給量から必要見込み量を算出します。

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「必要見込み量」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目

施設・事業			対象児童年齢
1	教育・保育	1号認定 教育標準時間認定	3～5歳
2	2号認定	保育認定①(幼稚園)	3～5歳
3		保育認定②	3～5歳
4		3号認定 保育認定③	0～2歳
5	地域子ども・子育て支援事業の一部	延長保育(時間外保育)事業	0～5歳
6		放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
7		子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)	対象は0～18歳 見込み量は0～5歳
8		地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9		一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
10		病児保育事業	対象は0～5歳、1～6年生 見込み量は0～5歳
11		子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	対象は0～5歳、1～3年生、4～6年生 見込み量は1～3年生、4～6年生
		利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
		※ワークシートからは算出しない。	

* 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。“認定区分”には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)のことです。2号認定の内、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)のことです。

(2) 需要量の算出方法の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

(3) 必要見込み量の概要

現在（平成25年度・平成26年度）の供給量を見積り、供給量と需要量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は供給量から需要量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、平成27年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

3. 就学前児童の学校教育・保育について

(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量^③等

① 市全体の経年変化

表 3～5歳の需要量

	単位	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
① 1号認定 (認定こども園および幼稚園)	人	6,311	6,160	6,046	5,932	5,817
② 2号認定 (幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)	人	865	844	829	813	797
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所(園))	人	4,580	4,471	4,388	4,305	4,222
需要量の合計	人	11,756	11,475	11,263	11,050	10,836

表 0～2歳の需要量

	単位	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
④ 3号認定 (認定こども園及び保育所(園) + 地域型保育)	0歳	人	733	713	705	697
	1・2歳	人	2,597	2,534	2,504	2,475
需要量の合計	人	3,330	3,247	3,209	3,172	3,134
児童数(0～2歳)	人	9,701	9,457	9,346	9,238	9,127

^③ 現在の供給量とは平成25年度または平成26年度の供給量のことです。

② 市全体の年度ごとの必要見込み量

最終到達目標である平成31年度の必要見込み量をみると、3～5歳の1号・2号は必要見込み量がなく、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量は▲797人となっています。0～2歳をみると、平成31年度の3号の必要見込み量は0歳が▲188人、1・2歳が▲368人となっています。

このように、3号と、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものの必要見込み量をどのように確保していくのかが課題となっています。

表 認定区分別の需要量（平成27年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園) *		
需要量	6,311	4,580	865	733	2,597
現状の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量	3,349	▲351	▲865	▲233	▲519

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成28年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園) *		
需要量	6,160	4,471	844	713	2,534
現状の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量	3,500	▲242	▲844	▲213	▲456

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成29年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園) *		
需要量	6,046	4,388	829	705	2,504
現状の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量	3,614	▲159	▲829	▲205	▲426

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成 30 年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園) *		
需要量	5,932	4,305	813	697	2,475
現状の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量	3,728	▲76	▲813	▲197	▲397

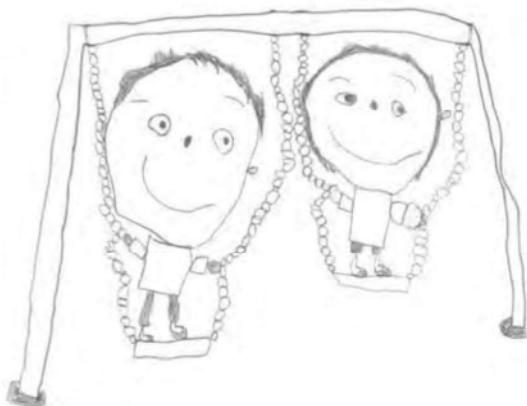
* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成 31 年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園) *		
需要量	5,817	4,222	797	688	2,446
現状の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量	3,843	7	▲797	▲188	▲368

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。



市内の保育所・幼稚園に通う 5 歳児の作品

③ 校区別・リージョン別 必要見込み量

● 3号認定

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成27年度）

(単位：人)

中学校区	リージョン	3号						
		0歳			1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	40	24	▲ 16	▲ 34	119	84	▲ 35
孔舎衙		25	7	▲ 18		68	41	▲ 27
繩手	B	12	9	▲ 3	▲ 30	58	27	▲ 31
枚岡		25	23	▲ 2		142	140	▲ 2
繩手北		27	15	▲ 12		71	45	▲ 26
池島		26	9	▲ 17		71	39	▲ 32
繩手南		14	18	4		95	65	▲ 30
盾津	C	89	61	▲ 28	▲ 48	197	234	37
盾津東		44	24	▲ 20		137	94	▲ 43
玉川	D	43	16	▲ 27	▲ 27	115	75	▲ 40
英田		29	42	13		181	168	▲ 13
花園		25	19	▲ 6		83	105	22
若江		13	6	▲ 7		86	40	▲ 46
桶根	E	26	35	9	▲ 99	167	144	▲ 23
長栄		22	16	▲ 6		107	44	▲ 63
新喜多		57	16	▲ 41		122	73	▲ 49
俊徳		4	3	▲ 1		41	15	▲ 26
意岐部		57	33	▲ 24		70	104	34
高井田	F	31	20	▲ 11	▲ 99	97	86	▲ 11
小阪		30	14	▲ 16		126	75	▲ 51
金岡		9	24	15		40	82	42
太平寺	G	16	17	1	▲ 4	49	78	29
上小阪		29	15	▲ 14		114	78	▲ 36
長瀬		12	16	4		86	44	▲ 42
弥刀		20	9	▲ 11		80	44	▲ 36
柏田		8	9	1		75	54	▲ 21
合計		733	500	▲ 233	▲ 233	2,597	2,078	▲ 519
								▲ 519

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成28年度）

(単位：人)

中学校区	リージョン	3号						
		0歳			1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	39	24	▲ 15	▲ 33	116	84	▲ 32
孔舎衙		25	7	▲ 18		66	41	▲ 25
繩手	B	11	9	▲ 2	▲ 26	57	27	▲ 30
枚岡		24	23	▲ 1		139	140	1
繩手北		26	15	▲ 11		69	45	▲ 24
池島		25	9	▲ 16		69	39	▲ 30
繩手南		14	18	4		93	65	▲ 28
盾津	C	86	61	▲ 25	▲ 44	192	234	42
盾津東		43	24	▲ 19		134	94	▲ 40
玉川	D	42	16	▲ 26	▲ 24	112	75	▲ 37
英田		28	42	14		177	168	▲ 9
花園		24	19	▲ 5		80	105	25
若江		13	6	▲ 7		84	40	▲ 44
桶根	E	25	35	10	▲ 96	162	144	▲ 18
長栄		22	16	▲ 6		104	44	▲ 60
新喜多		56	16	▲ 40		119	73	▲ 46
俊徳		4	3	▲ 1		41	15	▲ 26
意岐部		56	33	▲ 23		68	104	36
高井田	F	31	20	▲ 11	▲ 96	95	86	▲ 9
小阪		29	14	▲ 15		124	75	▲ 49
金岡		8	24	16		39	82	43
太平寺	G	16	17	1	0	48	78	30
上小阪		28	15	▲ 13		111	78	▲ 33
長瀬		11	16	5		84	44	▲ 40
弥刀		19	9	▲ 10		78	44	▲ 34
柏田		8	9	1		73	54	▲ 19
合計		713	500	▲ 213	▲ 213	2,534	2,078	▲ 456
								▲ 456

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成29年度）

(単位：人)

中学校区	リージョン	3号						
		0歳			1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	39	24	▲15	▲32	114	84	▲30
孔舎衙		24	7	▲17		65	41	▲24
繩手	B	11	9	▲2	▲26	57	27	▲30
枚岡		24	23	▲1		137	140	3
繩手北		26	15	▲11		68	45	▲23
池島		25	9	▲16		68	39	▲29
繩手南		14	18	4		91	65	▲26
盾津	C	86	61	▲25	▲43	190	234	44
盾津東		42	24	▲18		132	94	▲38
玉川	D	41	16	▲25	▲22	111	75	▲36
英田		28	42	14		175	168	▲7
花園		24	19	▲5		80	105	25
若江		12	6	▲6		83	40	▲43
楠根		25	35	10		161	144	▲17
長栄	E	21	16	▲5	▲92	103	44	▲59
新喜多		55	16	▲39		118	73	▲45
俊徳		4	3	▲1		40	15	▲25
意岐部		55	33	▲22		67	104	37
高井田		30	20	▲10		94	86	▲8
小阪	G	29	14	▲15	0	122	75	▲47
金岡		8	24	16		38	82	44
太平寺		16	17	1		48	78	30
上小阪		28	15	▲13		110	78	▲32
長瀬		11	16	5		83	44	▲39
弥刀		19	9	▲10		77	44	▲33
柏田		8	9	1		72	54	▲18
合計		705	500	▲205	▲205	2,504	2,078	▲426
								▲426

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成30年度）

(単位：人)

中学校区	リージョン	3号						
		0歳			1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	38	24	▲14	▲31	113	84	▲29
孔舎衙		24	7	▲17		65	41	▲24
繩手	B	11	9	▲2	▲24	55	27	▲28
枚岡		24	23	▲1		136	140	4
繩手北		26	15	▲11		68	45	▲23
池島		24	9	▲15		67	39	▲28
繩子南		13	18	5		90	65	▲25
盾津	C	83	61	▲22	▲40	188	234	46
盾津東		42	24	▲18		131	94	▲37
玉川	D	41	16	▲25	▲22	109	75	▲34
英田		28	42	14		171	168	▲3
花園		24	19	▲5		79	105	26
若江		12	6	▲6		82	40	▲42
楠根		24	35	11		160	144	▲16
長栄	E	21	16	▲5	▲91	102	44	▲58
新喜多		55	16	▲39		116	73	▲43
俊徳		4	3	▲1		40	15	▲25
意岐部		55	33	▲22		66	104	38
高井田		30	20	▲10		93	86	▲7
小阪	G	28	14	▲14	0	121	75	▲46
金岡		8	24	16		38	82	44
太平寺		16	17	1		47	78	31
上小阪		28	15	▲13		109	78	▲31
長瀬		11	16	5		82	44	▲38
弥刀		19	9	▲10		76	44	▲32
柏田		8	9	1		71	54	▲17
合計		697	500	▲197	▲197	2,475	2,078	▲397
								▲397

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成31年度）

(単位：人)

中学校区	リージョン	3号						
		0歳			1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	38	24	▲14	▲ 31	112	84	▲28
		24	7	▲17		64	41	▲23
孔舎衙	B	11	9	▲2	▲ 23	55	27	▲28
故岡		24	23	▲1		134	140	6
綿手北		25	15	▲10		67	45	▲22
池島		24	9	▲15		67	39	▲28
綿手南		13	18	5		89	65	▲24
盾津	C	82	61	▲21	▲ 38	186	234	48
盾津東		41	24	▲17		129	94	▲35
玉川	D	40	16	▲24	▲ 19	108	75	▲33
英田		27	42	15		169	168	▲1
花園		23	19	▲4		78	105	27
若江		12	6	▲6		81	40	▲41
楠根	E	24	35	11	11	156	144	▲12
長栄	F	21	16	▲5	▲ 89	101	44	▲57
新喜多		54	16	▲38		115	73	▲42
俊徳		4	3	▲1		39	15	▲24
意岐部		54	33	▲21		66	104	38
高井田		30	20	▲10		92	86	▲6
小阪	G	28	14	▲14	1	119	75	▲44
金岡		8	24	16		38	82	44
太平寺		16	17	1		47	78	31
上小阪		27	15	▲12		108	78	▲30
長瀬		11	16	5		81	44	▲37
弥刀		19	9	▲10		75	44	▲31
柏田		8	9	1		70	54	▲16
合計		688	500	▲188	▲ 188	2,446	2,078	▲368
								▲368

● 1号・2号認定

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号 (平成27年度)

(単位：人)

中学校区	リージョン	1号 幼稚園			幼稚園利用希望			2号 保育認定【認定こども園・保育所(園)】		
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量
石切	A	353	840	487	368	63	— ▲ 63	▲ 107	203	162 ▲ 41
孔舎衙		329	210	▲ 119		44	— ▲ 44		183	72 ▲ 111
繩手	B	99	0	▲ 99	733	9	— ▲ 9	▲ 111	119	54 ▲ 65
枚岡		373	280	▲ 93		39	— ▲ 39		185	297 112
繩手北		174	490	316		29	— ▲ 29		83	90 7
池島		143	350	207		6	— ▲ 6		153	72 ▲ 81
繩手南		188	590	402		28	— ▲ 28		175	157 ▲ 18
盾津	C	561	900	339	158	109	— ▲ 109	▲ 185	460	455 ▲ 5
盾津東		356	175	▲ 181		76	— ▲ 76		176	121 ▲ 55
玉川	D	313	210	▲ 103	11	26	— ▲ 26	▲ 95	231	167 ▲ 64
英田		467	490	23		32	— ▲ 32		269	390 121
花園		266	490	224		19	— ▲ 19		172	206 34
若江		273	140	▲ 133		18	— ▲ 18		145	64 ▲ 81
楠根	E	337	675	338	338	70	— ▲ 70	▲ 70	258	301 43
長栄	F	269	345	76	1,352	44	— ▲ 44	▲ 222	123	90 ▲ 33
新喜多		284	765	481		42	— ▲ 42		162	181 19
俊徳		71	255	184		14	— ▲ 14		90	32 ▲ 58
意岐部		184	140	▲ 44		28	— ▲ 28		161	193 32
高井田		190	570	380		53	— ▲ 53		153	144 ▲ 9
小阪		245	520	275		41	— ▲ 41		250	181 ▲ 69
金岡	G	91	570	479	389	17	— ▲ 17	▲ 75	109	164 55
太平寺		68	95	27		14	— ▲ 14		96	155 59
上小阪		250	280	30		14	— ▲ 14		211	147 ▲ 64
長瀬		155	0	▲ 155		7	— ▲ 7		120	90 ▲ 30
弥刀		176	140	▲ 36		23	— ▲ 23		126	127 1
柏田		96	140	44		0	— 0		167	117 ▲ 50
合計		6,311	9,660	3,349	3,349	865	— ▲ 865	▲ 865	4,580	4,229 ▲ 351
										▲ 351

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号 (平成28年度)

(単位：人)

中学校区	リージョン	1号 幼稚園			幼稚園利用希望			2号 保育認定【認定こども園・保育所(園)】		
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量
石切	A	344	840	496	385	62	— ▲ 62	▲ 105	199	162 ▲ 37
孔舎衙		321	210	▲ 111		43	— ▲ 43		179	72 ▲ 107
繩手	B	96	0	▲ 96	755	9	— ▲ 9	▲ 109	115	54 ▲ 61
枚岡		365	280	▲ 85		39	— ▲ 39		180	297 117
繩手北		170	490	320		28	— ▲ 28		80	90 10
池島		140	350	210		6	— ▲ 6		149	72 ▲ 77
繩手南		184	590	406		27	— ▲ 27		171	157 ▲ 14
盾津	C	548	900	352	179	108	— ▲ 108	▲ 183	450	455 5
盾津東		348	175	▲ 173		75	— ▲ 75		171	121 ▲ 50
玉川	D	306	210	▲ 96	42	25	— ▲ 25	▲ 90	226	167 ▲ 59
英田		456	490	34		30	— ▲ 30		263	390 127
花園		260	490	230		18	— ▲ 18		169	206 37
若江		266	140	▲ 126		17	— ▲ 17		141	64 ▲ 77
楠根	E	329	675	346	346	68	— ▲ 68	▲ 68	253	301 48
長栄	F	263	345	82	1,380	44	— ▲ 44	▲ 217	119	90 ▲ 29
新喜多		277	765	488		41	— ▲ 41		158	181 23
俊徳		69	255	186		14	— ▲ 14		88	32 ▲ 56
意岐部		180	140	▲ 40		26	— ▲ 26		157	193 36
高井田		185	570	385		52	— ▲ 52		149	144 ▲ 5
小阪		241	520	279		40	— ▲ 40		245	181 ▲ 64
金岡	G	89	570	481	413	16	— ▲ 16	▲ 72	106	164 58
太平寺		66	95	29		13	— ▲ 13		93	155 62
上小阪		240	280	40		14	— ▲ 14		206	147 ▲ 59
長瀬		152	0	▲ 152		7	— ▲ 7		118	90 ▲ 28
弥刀		172	140	▲ 32		22	— ▲ 22		123	127 4
柏田		93	140	47		0	— 0		163	117 ▲ 46
合計		6,160	9,660	3,500	3,500	844	— ▲ 844	▲ 844	4,471	4,229 ▲ 242
										▲ 242

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号 (平成 29 年度)

(単位：人)

中学校区	リージョン	1号			2号			保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		幼稚園			幼稚園利用希望			保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	338	840	502	397	61	— ▲ 61	195	162	▲ 33	
孔倉衙		315	210	▲ 105		42	— ▲ 42		175	72	▲ 103
繩手	B	94	0	▲ 94	774	9	— ▲ 9	▲ 107	114	54	▲ 60
枚岡		357	280	▲ 77		37	— ▲ 37		176	297	121
繩手北		167	490	323		28	— ▲ 28		79	90	11
池島		138	350	212		6	— ▲ 6		147	72	▲ 75
繩手南		180	590	410		27	— ▲ 27		167	157	▲ 10
盾津	C	537	900	363	196	106	— ▲ 106	▲ 181	440	455	15
盾津東		342	175	▲ 167		75	— ▲ 75		169	121	▲ 48
玉川	D	300	210	▲ 90	67	24	— ▲ 24	▲ 89	220	167	▲ 53
英田		447	490	43		30	— ▲ 30		258	390	132
花園		255	490	235		18	— ▲ 18		165	206	41
若江		261	140	▲ 121		17	— ▲ 17		139	64	▲ 75
楠根	E	324	675	351	351	68	— ▲ 68	▲ 68	248	301	53
長栄	F	258	345	87	1,402	43	— ▲ 43	▲ 210	118	90	▲ 28
新臺多		272	765	493		39	— ▲ 39		156	181	25
俊徳		68	255	187		13	— ▲ 13		87	32	▲ 55
意岐部		177	140	▲ 37		26	— ▲ 26		154	193	39
高井田		182	570	388		51	— ▲ 51		147	144	▲ 3
小阪		236	520	284		38	— ▲ 38		240	181	▲ 59
金岡		88	570	482		16	— ▲ 16		105	164	59
太平寺	G	65	95	30	427	13	— ▲ 13	▲ 71	92	155	63
上小阪		235	280	45		14	— ▲ 14		202	147	▲ 55
長瀬		148	0	▲ 148		7	— ▲ 7		115	90	▲ 25
弥刀		170	140	▲ 30		21	— ▲ 21		121	127	6
柏田		92	140	48		0	— 0		159	117	▲ 42
合計		6,046	9,660	3,614	3,614	829	— ▲ 829	▲ 829	4,388	4,229	▲ 159
											▲ 159

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号 (平成 30 年度)

(単位：人)

中学校区	リージョン	1号			2号			保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		幼稚園			幼稚園利用希望			保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	332	840	508	408	59	— ▲ 59	▲ 100	191	162	▲ 29
孔倉衙		310	210	▲ 100		41	— ▲ 41		172	72	▲ 100
繩手	B	93	0	▲ 93	791	8	— ▲ 8	▲ 104	112	54	▲ 58
枚岡		351	280	▲ 71		37	— ▲ 37		174	297	123
繩手北		163	490	327		27	— ▲ 27		78	90	12
池島		135	350	215		6	— ▲ 6		144	72	▲ 72
繩手南		177	590	413		26	— ▲ 26		165	157	▲ 8
盾津	C	529	900	371	210	105	— ▲ 105	▲ 177	432	455	23
盾津東		336	175	▲ 161		72	— ▲ 72		166	121	▲ 45
玉川	D	293	210	▲ 83	92	24	— ▲ 24	▲ 87	217	167	▲ 50
英田		439	490	51		29	— ▲ 29		253	390	137
花園		250	490	240		17	— ▲ 17		162	206	44
若江		256	140	▲ 116		17	— ▲ 17		136	64	▲ 72
楠根	E	318	675	357	357	66	— ▲ 66	▲ 66	242	301	59
長栄	F	253	345	92	1,425	42	— ▲ 42	▲ 209	115	90	▲ 25
新臺多		267	765	498		40	— ▲ 40		153	181	28
俊徳		66	255	189		13	— ▲ 13		84	32	▲ 52
意岐部		173	140	▲ 33		25	— ▲ 25		152	193	41
高井田		179	570	391		50	— ▲ 50		144	144	0
小阪		232	520	288		39	— ▲ 39		235	181	▲ 54
金岡		85	570	485		16	— ▲ 16		102	164	62
太平寺	G	64	95	31	445	13	— ▲ 13	▲ 70	89	155	66
上小阪		231	280	49		13	— ▲ 13		198	147	▲ 51
長瀬		145	0	▲ 145		7	— ▲ 7		113	90	▲ 23
弥刀		166	140	▲ 26		21	— ▲ 21		119	127	8
柏田		89	140	51		0	— 0		157	117	▲ 40
合計		5,932	9,660	3,728	3,728	813	— ▲ 813	▲ 813	4,305	4,229	▲ 76
											▲ 76

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成31年度）

(単位：人)

中学校区	リージョン	1号			2号			保育認定【認定こども園・保育所（園）】					
		幼稚園			幼稚園利用希望			需要量	現在の供給量	必要見込み量			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量						
石切	A	325	840	515	422	59	—	▲ 59	▲ 99	187	162	▲ 25	▲ 122
孔倉衙		303	210	▲ 93		40	—	▲ 40		169	72	▲ 97	
繩手	B	91	0	▲ 91	808	8	—	▲ 8	▲ 102	109	54	▲ 55	11
枚岡		344	280	▲ 64		35	—	▲ 35		170	297	127	
繩手北		161	490	329		27	—	▲ 27		77	90	13	
池島		133	350	217		6	—	▲ 6		142	72	▲ 70	
繩手南		173	590	417		26	—	▲ 26		161	157	▲ 4	
盾津	C	517	900	383	228	102	—	▲ 102	▲ 174	424	455	31	▲ 10
盾津東		330	175	▲ 155		72	—	▲ 72		162	121	▲ 41	
玉川	D	288	210	▲ 78	115	23	—	▲ 23	▲ 85	212	167	▲ 45	76
英田		431	490	59		29	—	▲ 29		247	390	143	
花園		245	490	245		17	—	▲ 17		158	206	48	
若江		251	140	▲ 111		16	—	▲ 16		134	64	▲ 70	
楠根	E	311	675	364	364	66	—	▲ 66	▲ 66	238	301	63	63
長栄	F	247	345	98	1,449	40	—	▲ 40	▲ 202	113	90	▲ 23	▲ 45
新喜多		261	765	504		38	—	▲ 38		149	181	32	
俊徳		65	255	190		13	—	▲ 13		83	32	▲ 51	
意岐部		170	140	▲ 30		25	—	▲ 25		148	193	45	
高井田		176	570	394		49	—	▲ 49		142	144	2	
小阪		227	520	293		37	—	▲ 37		231	181	▲ 50	
金岡		84	570	486		16	—	▲ 16		101	164	63	
太平寺	G	64	95	31	457	12	—	▲ 12	▲ 69	88	155	67	34
上小阪		226	280	54		13	—	▲ 13		195	147	▲ 48	
長瀬		143	0	▲ 143		7	—	▲ 7		112	90	▲ 22	
弥刀		163	140	▲ 23		21	—	▲ 21		117	127	10	
柏田		88	140	52		0	—	0		153	117	▲ 36	
合計		5,817	9,660	3,843	3,843	797	—	▲ 797	▲ 797	4,222	4,229	7	7

(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供と待機児童等の解消に向けた対応

● 待機児童だけではなく潜在的なニーズにも対応

本市では待機児童対策が喫緊の課題であり、潜在的なニーズも含めて早期対応が求められています。また、全国的な保育ニーズの高まりに合わせて、平成29年度までに国が「待機児童解消加速化プラン」による改革を実施します。

一般的に待機児童とは、希望する保育所（園）に入所できない方のうち、希望園を1園に限っている方などを除いています。本市ではこのような待機児童への対応だけではなく、単に待機となっている方のニーズや新たに就労を希望する方なども含めたニーズに対応していきます。加えて、例えば幼稚園に通園させている親がキャリアアップによりパートタイムからフルタイムへと移った場合の対応など、雇用形態の変化にも即して、このようなすべての方のニーズ（潜在的なニーズ）に対応する供給体制の充実を図ります。

● 計画期間の早い段階での整備の促進

本計画の計画期間から一段早めて平成29年度までを中間の期限として1号～3号の学校教育・保育の抜本的な対策を促進することとします。

● 3号と、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強い方への対応

待機児童も含めて必要見込み量の発生状況をみると、前述したように、3号または2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものに対して学校教育・保育の確保方策が必要となっています。このような課題に対して本市では次のページの表のように「幼保連携型認定こども園」「小規模保育施設」によって供給体制の強化を図ります。整備にあたっては身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、7リージョンを基準として供給体制の確保を図ります。

認定こども園は幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持つ施設であり、幼稚園、保育所（園）においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供が期待できます。単一の認可の仕組みに改正された幼保連携型認定こども園を推進することによって、既存施設等からの転換を促します。

また、保育の必要見込み量が3号（0～2歳）に集中して発生していることから、これらのニーズへの緊要の取り組みとして小規模保育施設の整備を進めます。

公立の教育・保育施設については、再編整備の考え方について進めていきます。

①－1 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策^④（平成 26 年度～27 年度）

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園) *		
(ア) 需要量（平成 27 年度）	6,311	4,580	865	733	2,597
(イ) 現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
(ウ) 必要見込み量（平成 27 年度）	3,349	▲351	▲865	▲233	▲519
(工) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲580	580	30	140
	小規模保育施設	—	—	81	204
	合計	▲580	580	111	344

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

- (ア) 需要量・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
- (イ) 供給量・・平成 25 年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量
- (ウ) 必要見込み量・・(イ) － (ア) により算出される量。△は不足を表している。
- (エ) 確保方策・・施設の整備等により新たに提供される量

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 28 年度）

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園) *		
需要量（平成 28 年度）	6,160	4,471	844	713	2,534
現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量（平成 28 年度）	3,500	▲242	▲844	▲213	▲456
(工) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907	907	60	260
	小規模保育施設	—	—	111	269
	合計	▲907	907	171	529

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

^④ 施設整備を行う年度に確保方策を計上していますが、施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。平成 28 年度以降の各年度の確保方策についてはその前年度までに設定した分を含めて、積み上げた量で表しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 29 年度）

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園) *		
需要量（平成 29 年度）	6,046	4,388	829	705	2,504
現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量（平成 29 年度）	3,614	▲159	▲829	▲205	▲426
確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907	907	60	260
	小規模保育施設	—	—	135	321
	合計	▲907	907	195	581

※ 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 30 年度）

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園) *		
需要量（平成 30 年度）	5,932	4,305	813	697	2,475
現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量（平成 30 年度）	3,728	▲76	▲813	▲197	▲397
確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907	907	60	260
	小規模保育施設	—	—	135	321
	合計	▲907	907	195	581

※ 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 31 年度）

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園) *		
需要量（平成 31 年度）	5,817	4,222	797	688	2,446
現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
必要見込み量（平成 31 年度）	3,843	7	▲797	▲188	▲368
確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907	907	60	260
	小規模保育施設	—	—	135	321
	合計	▲907	907	195	581

※ 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

①-2 公立再編整備による需給調整数を含めた認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

(単位：人)

		3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
		1号	2号	2号 (幼稚園) *		
(ア) 需要量(平成31年度)		5,817	4,222	797	688	2,446
(イ) 現在の供給量		9,660	4,229	—	500	2,078
(ウ) 必要見込み量(平成31年度)		3,843	7	▲797	▲188	▲368
(エ) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907		907	60	260
	小規模保育施設	—		—	135	321
	合計	▲907		907	195	581
(オ) 公立再編整備による増減		▲1,939		227	▲32	▲42
(カ) 民間保育園等による確保方策		—		—	45	—
(キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計		997		344	20	171

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

- | |
|--|
| (オ) 公立再編整備による増減 |
| ・・・公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量 |
| (カ) 民間保育園等による確保方策・・民間保育園による定員の拡充 |
| (キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計 |
| ・・・(ウ) + (エ) + (オ) + (カ) により算出される量 |

② 地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。施設ではなく事業として位置づけて地域における多様なニーズにきめ細かく対応できる仕組みとなっています。

表 各事業の特徴

	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	6～19人まで	少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	様々（数人～数十人程度）	1対1が基本
場所	多様なスペース	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅

● 小規模保育施設の推進

本市では3号の供給量を確保するために、まずは小規模保育施設によって供給体制の強化を行います。

小規模保育施設の類型については、多様な保育ニーズに対応する観点から、また既存施設からの円滑な移行を念頭に、メニューとしてはA型・B型・C型を設けて条例でそれぞれの基準を明記することとします。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

○保育の質と待機児童の解消などを考えるとA型を増やしていくべきである。

● 保育従事者等について

保育従事者等に対する継続的な研修として、原則、年1回の現任研修を実施し、質の維持・向上を図ります。保育従事者とは保育に従事する職員として市が定める研修を修了した者のことです。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 保育従事者や家庭的保育者の研修は最初だけではなく、継続的な研修が必要。
- 大きな施設では対応できない不規則・深夜等の勤務形態に地域型保育事業が対応する形になるのでは。基準を厳格化すると保育士の確保が困難であり、結果的に行政の目の届かないところで運営される可能性がある。

● 事業所の認可と指導監査について

市で定めた認可基準に適合する事業所に対しては幅広く参入を認めることとしつつ、認可した事業所に対しては指導監査を行い、結果を公表することで質の担保を図ります。また、運営方針や職員の保有する資格、職員数等について公表することで、利用者が選択できるようにし、質の向上を促します。

● 連携施設について

地域型保育事業は、対象年齢が0～2歳までの施設ため、「保育内容の支援（合同保育・行事参加・発達支援）」「卒園後の受け皿（3歳以降の教育・保育の確保）」の役割を担う連携施設の設定が必要となります。本市では認定こども園・保育所（園）・幼稚園とで連携を図っていくこととします。

● 給食（参考基準）

原則、自園調理とします。

● 職員の配置基準について

地域型保育事業の職員配置基準については、本市の保育所基準を下回らないように設定します。

● 設備・面積基準について

地域型保育事業の設備・面積基準は現行の既存施設からの円滑な移行を念頭に国基準に設定し、施行後、5年後を目途に行われる制度見直しの際に、本市の基準についても見直しを検討します。

(3) リージョン別の就学前教育・保育の提供体制の確保の内容

各認定区分に応じた提供体制を検討します。

平成26年度には、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業の施設整備工事に着手できる法人を募集しました。また平成27年度以降も、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業などを年次的に整備します。

① 3号認定への対応

● 平成26年度～27年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成26年度～27年度）

(単位：人)

		0歳	1・2歳	合計
A 地域	必要見込み量（平成31年度）	▲31	▲51	▲82
	確保方策 幼保連携型認定こども園	6	24	30
	小規模保育施設	9	29	38
	小計	15	53	68
B 地域	必要見込み量（平成31年度）	▲23	▲96	▲119
	確保方策 幼保連携型認定こども園	—	—	—
	小規模保育施設	15	42	57
	小計	15	42	57
C 地域	必要見込み量（平成31年度）	▲38	13	▲25
	確保方策 幼保連携型認定こども園	6	44	50
	小規模保育施設	—	—	—
	小計	6	44	50
D 地域	必要見込み量（平成31年度）	▲19	▲48	▲67
	確保方策 幼保連携型認定こども園	6	24	30
	小規模保育施設	9	29	38
	小計	15	53	68
E 地域	必要見込み量（平成31年度）	11	▲12	▲1
	確保方策 幼保連携型認定こども園	6	24	30
	小規模保育施設	—	—	—
	小計	6	24	30
F 地域	必要見込み量（平成31年度）	▲89	▲135	▲224
	確保方策 幼保連携型認定こども園	—	—	—
	小規模保育施設	48	104	152
	小計	48	104	152
G 地域	必要見込み量（平成31年度）	1	▲39	▲38
	確保方策 幼保連携型認定こども園	6	24	30
	小規模保育施設	—	—	—
	小計	6	24	30
合計	必要見込み量（平成31年度）	▲188	▲368	▲556
	確保方策 幼保連携型認定こども園	30	140	170
	小規模保育施設	81	204	285
	合計	111	344	455

● 平成 28 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 28 年度）

(単位：人)

		0歳	1・2歳	合計
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲31	▲51	▲82
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	9	29
		小計	15	53
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲23	▲96	▲119
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	21	55
		小計	27	79
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲38	13	▲25
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	44
		小規模保育施設	12	26
		小計	18	70
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲19	▲48	▲67
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	9	29
		小計	15	53
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	11	▲12	▲1
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	—	—
		小計	6	24
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲89	▲135	▲224
	確保方策	幼保連携型認定こども園	24	96
		小規模保育施設	60	130
		小計	84	226
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	1	▲39	▲38
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	—	—
		小計	6	24
合計	必要見込み量（平成 31 年度）	▲188	▲368	▲556
	確保方策	幼保連携型認定こども園	60	260
		小規模保育施設	111	269
		小計	171	529
		合計		700

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

● 平成 29 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 29 年度）

(単位：人)

		0歳	1・2歳	合計
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲31	▲51	▲82
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	15	42
		小計	21	66
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲23	▲96	▲119
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	27	68
		小計	33	92
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲38	13	▲25
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	44
		小規模保育施設	12	26
		小計	18	70
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲19	▲48	▲67
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	15	42
		小計	21	66
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	11	▲12	▲1
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	—	—
		小計	6	24
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲89	▲135	▲224
	確保方策	幼保連携型認定こども園	24	96
		小規模保育施設	66	143
		小計	90	239
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	1	▲39	▲38
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24
		小規模保育施設	—	—
		小計	6	24
合計	必要見込み量（平成 31 年度）	▲188	▲368	▲556
	確保方策	幼保連携型認定こども園	60	260
		小規模保育施設	135	321
		小計	195	581
				776

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

● 確保施設数

表 リージョン別 3号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 26 年度～ 平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園
A 地域	2	1	2	1	3	1
B 地域	3	—	4	1	5	1
C 地域	—	1	2	1	2	1
D 地域	2	1	2	1	3	1
E 地域	—	1	—	1	—	1
F 地域	8	—	10	4	11	4
G 地域	—	1	—	1	—	1
合計	15	5	20	10	24	10

※ 平成 28 年度以降の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

② 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人への対応

2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強い人への対応として、教育の希望が強いニーズのため、可能な限り幼稚園からの認定こども園への移行によって確保を図ります。

表 リージョン別 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

(単位：人)

		平成 26 年度～27 年度	平成 28 年度
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲99	▲99
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	60	60
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲102	▲102
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	45	90
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲174	▲174
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	152	152
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲85	▲85
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	48	108
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲66	▲66
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	120	120
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲202	▲202
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	105	327
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲69	▲69
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	50	50
合計	必要見込み量（平成 31 年度）	▲797	▲797
	確保方策 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	580	907

※ 平成 28 年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 2号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 26 年度～ 平成 27 年度	平成 28 年度
	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園
A 地域	1	1
B 地域	1	2
C 地域	1	1
D 地域	1	2
E 地域	2	2
F 地域	2	6
G 地域	2	2
合計	10	16

※ 平成 28 年度の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(4) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」

平成25年8月6日付内閣府事務連絡および平成25年12月18日付内閣府事務連絡で通知されているとおり、「指定都市・中核市の計画で定める数」は、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行を促進するために設定する数です。

東大阪市においては、1号認定に対する供給量が過剰であるため、保育所（園）から認定こども園に移行する際に、この定める数を利用して幼保連携型認定こども園への移行促進を図る必要があります。現在の施設の利用状況や幼保連携型認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて以下のとおり「指定都市・中核市の計画で定める数」を設定します。

表 「指定都市・中核市の計画で定める数」

(平成27年度から平成31年度までの5年間における数)

	1号認定	2号認定	3号認定
「指定都市・中核市の計画で定める数」	463	0	0



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

4. 地域子ども・子育て支援事業等について

(1) 延長保育（時間外保育）事業（開所時間を超えた後の延長）【市域全体】

① 事業概要等

開所時間を超えた後の延長

平成 26 年度現在：11 時間の開所時間を超えて保育を実施
《実施場所》各保育所（園）

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市ではほとんどの保育所（園）で延長保育を実施し、その受け入れ施設の拡充に努めてきました。

今後の状況としては、平成 27 年度を除いて現在の供給量が需要量を上回っていることから、必要見込み量は発生せず、平成 31 年度までの 5 年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
現在の供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
必要見込み量	▲15	32	60	87	116



市内の保育所・幼稚園に通う 4 歳児の作品

(2) 留守家庭児童育成事業【小学校区】

① 事業概要等

留守家庭児童育成事業

●平成 26 年度現在

《対象》小学校低学年（1年生から3年生）

《事業内容》下校後保護者が就労等により居間家庭にいない児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。

《実施場所》市立小学校内

※本市では小学校敷地内で運営されている留守家庭児童育成クラブに補助を行い、留守家庭児童育成事業を施策として展開しています。

※運営委員会方式（各校区において自治会をはじめ、地域関係団体および学校の協力のもと、運営委員会を組織し、留守家庭児童の健全育成を図るため、遊びを主とした生活指導を行う留守家庭児童育成クラブを開設・運営するもの）

② 施策展開の方向性（確保方策）

児童福祉法の改正により、事業の対象範囲が小学校3年生から6年生へと引き上げられました。本市の場合、平成25年10月に実施した「10,000人のニーズ調査」、また平成25年12月に青少年スポーツ室において実施した保護者への「アンケート調査」の2つの調査結果をみてても高学年の入会希望も多く、東大阪市においても対象児童の拡大が求められます。

このことを受け、施設整備にかかる課題については、従来からの一部施設狭隘による待機児童の解消とともに、対象児童の引き上げを行うための施設面積の拡充が求められます。なお厚生労働省令に基づく一人当たり 1.65 m^2 の面積を確保するには、施設面積の拡充整備を図る必要があります。

また、現状の事業運営にかかる課題として、留守家庭児童育成クラブ間で開設日や時間等運営内容に差異が存在していることがあげられ、今後は調査結果を踏まえた内容による運営が必要です。さらにはこの他にも教職員や地域から寄せられている運営にかかる課題が存在しています。

このような状況を踏まえ、今後の方向性については以下のとおりとします。

・必要見込み量の確保

現在の各留守家庭児童育成クラブにおいて施設面積と運営体制の拡充を図ることにより「必要見込み量」を充足することが可能となります。このことから本計画期間内において、国の「放課後児童健全育成事業」に対する本市における施策は、現状の課題の解決を図るとともに各小学校敷地内に開設されている留守家庭児童育成クラブの運営により推進します。

・施設整備

留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消とともに入会を希望するすべての留守家庭児童を収容できる施設提供を行うため、各小学校の余裕教室の有効活用を推進しながら、平成27年度にかけて年次的に全クラブで6年生までの収容可能な施設整備を行い、国基準に準拠した専用面積を確保します。

・事業主体

前述のとおり現状ではクラブ運営にかかる数点の課題がありますが、これらの課題を解決して平成27年度以降も地域運営委員会において継続運営を可能とされるクラブがある一方で、今後は運営継続が困難なため民間事業者が運営主体となるクラブがあります。このため、平成27年度以降の留守家庭児童育成クラブの運営主体は、地域運営委員会と民間事業者の2種になります。

・事業手法

市は、各小学校敷地内において施設提供を行うとともに、当該施設を使用して留守家庭児童育成クラブを運営される運営主体に対して補助金交付を行い事業展開を図ります。

・運営

留守家庭児童育成クラブの運営主体は市補助金と保護者負担金を財源に留守家庭児童育成クラブを運営します。

運営主体との協定において、すべてのクラブの開設日数・時間の統一と拡充を行います。さらには施設整備の状況に応じて対象児童を6年生まで引き上げます。

・学校、保護者、地域との連携

民間事業者が運営主体となるクラブにおいても、運営は、家庭、地域との連携の下に児童の健全な育成を図ることが不可欠です。学校運営との連携や保護者、地域との連携を図るために「地域連携会」を開催し、民間事業者が地域との意見交換や交流を踏まえた運営を図ります。

・指導員

指導員には有資格者の“放課後児童支援員”と、放課後児童支援員を補助する“補助員”があります。

放課後児童支援員には、保育士資格、社会福祉士資格や、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭となる資格、または、高等学校卒業者等で2年以上の経験などの資格要件があり、都道府県知事が行う研修を修了しなければなりません。

また、本市においても研修を実施し、留守家庭児童育成クラブで培ってきた取り組みを生かしつつ指導員のさらなる質の向上に努めます。

表 必要見込み量と確保方策

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(ア) 需要量	低学年	2,754	2,671	2,585	2,505	2,416
	高学年	1,260	1,221	1,183	1,145	1,108
	合計	4,014	3,892	3,768	3,650	3,524
(イ) 現在の供給量		2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
(ウ) 必要見込み量		▲ 1,027	▲ 905	▲ 781	▲ 663	▲ 537
(エ) 確保方策		1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
(オ) 差し引き		43	165	289	407	533

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

- (ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
- (イ) 供給量・・・平成 26 年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量
- (ウ) 必要見込み量・・・(イ) - (ア) により算出される量。▲は不足を表している。
- (エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量
- (オ) 差し引き・・・(ウ) + (エ) により算出される量

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 指導員については若い人も必要である。回覧で人材を募集するだけでなく、学童保育士のような資格者を募集するなど、色々工夫してほしい。
- 障害児についても、指導員の配置基準が必要ではないか。
- 社会の変化に対応するということで、たとえば日曜日に育成クラブを半日だけ開設するといった対応を考えてほしい。
- 土曜日は一律に早く仕事が終わらないので、午後5時ではなく、もう少し柔軟な対応をお願いしたい。
- 経理や会計管理については、市としてチェックするシステムを整備すべき。
- 親の立場からは、質の高いクラブを利用したいという思いがあるので、クラブの特色によって利用者が選択できればよいのでは。

表 小学校区別 留守家庭児童育成事業の必要見込み量と確保方策

(単位：人)

中学校区	小学校区	(ア) 需要量			(イ) 現在の 供給量	(ウ) 必要見込み量			(エ) 確保方策	(オ) 差し引き
		平成27 年度	平成29 年度	平成31 年度		平成27 年度	平成29 年度	平成31 年度		
石切	石切	111	104	97	57	▲ 54	▲ 47	▲ 40	38	▲ 2
	石切東	111	104	98	47	▲ 64	▲ 57	▲ 51	55	4
孔舎衙	孔舎衙	99	92	86	55	▲ 44	▲ 37	▲ 31	38	7
	孔舎衙東	59	55	51	38	▲ 21	▲ 17	▲ 13	11	▲ 2
繩手	繩手	38	36	34	38	0	2	4	0	4
	上四条	31	29	28	38	7	9	10	0	10
枚岡	枚岡東	60	58	54	66	6	8	12	0	12
	枚岡西	82	77	72	94	12	17	22	0	22
繩手北	繩手北	41	38	36	38	▲ 3	0	2	0	2
	繩手東	42	40	36	38	▲ 4	▲ 2	2	0	2
池島	池島	57	54	50	76	19	22	26	0	26
繩手南	繩手南	115	108	101	86	▲ 29	▲ 22	▲ 15	24	9
成和	成和	178	166	155	120	▲ 58	▲ 46	▲ 35	38	3
	弥栄	93	87	82	64	▲ 29	▲ 23	▲ 18	16	▲ 2
	鴻池東	87	82	76	38	▲ 49	▲ 44	▲ 38	38	0
盾津	北宮	131	124	115	80	▲ 51	▲ 44	▲ 35	38	3
	加納	117	110	103	80	▲ 37	▲ 30	▲ 23	38	15
玉川	玉川	91	84	79	38	▲ 53	▲ 46	▲ 41	38	▲ 3
	岩田西	124	116	108	76	▲ 48	▲ 40	▲ 32	38	6
英田	英田北	164	153	144	124	▲ 40	▲ 29	▲ 20	38	18
	英田南	87	82	77	86	▲ 1	4	9	0	9
花園	花園	53	50	47	38	▲ 15	▲ 12	▲ 9	9	0
	玉串	100	95	88	98	▲ 2	3	10	0	10
	花園北	34	32	30	38	4	6	8	0	8
若江	玉美	65	61	57	50	▲ 15	▲ 11	▲ 7	38	31
	若江	116	108	102	76	▲ 40	▲ 32	▲ 26	38	12
楠根	楠根	122	115	107	68	▲ 54	▲ 47	▲ 39	38	▲ 1
	楠根東	97	92	84	90	▲ 7	▲ 2	6	0	6
長栄	長堂	50	46	44	38	▲ 12	▲ 8	▲ 6	26	20
	高井田東	90	84	78	38	▲ 52	▲ 46	▲ 40	53	13
新喜多	西堤	115	107	101	76	▲ 39	▲ 31	▲ 25	38	13
	藤戸	79	75	70	38	▲ 41	▲ 37	▲ 32	38	6
俊徳	荒川	51	47	42	39	▲ 12	▲ 8	▲ 3	38	35
意岐部	意岐部	86	82	75	47	▲ 39	▲ 35	▲ 28	38	10
高井田	森河内	103	97	91	53	▲ 50	▲ 44	▲ 38	38	0
	高井田西	45	43	40	38	▲ 7	▲ 5	▲ 2	11	9
小阪	小阪	74	70	66	38	▲ 36	▲ 32	▲ 28	38	10
	八戸の里	87	82	77	50	▲ 37	▲ 32	▲ 27	38	11
	八戸の里東	98	91	86	51	▲ 47	▲ 40	▲ 35	38	3
金岡	長瀬北	35	34	31	38	3	4	7	0	7
	長瀬東	25	24	22	38	13	14	16	0	16
太平寺	三ノ瀬	47	44	42	39	▲ 8	▲ 5	▲ 3	0	▲ 3
	太平寺	45	42	39	38	▲ 7	▲ 4	▲ 1	0	▲ 1
上小阪	菱屋西	46	43	40	40	▲ 6	▲ 3	0	38	38
	上小阪	68	64	60	76	8	12	16	0	16
永和	永和	23	22	21	38	15	16	17	0	17
長瀬	長瀬南	43	40	38	76	33	36	38	0	38
	大蓮	44	42	40	76	32	34	36	0	36
弥刀	弥刀	47	45	41	45	▲ 2	0	4	0	4
	弥刀東	63	58	55	66	3	8	11	0	11
柏田	長瀬西	78	72	69	38	▲ 40	▲ 34	▲ 31	38	7
	柏田	67	62	59	38	▲ 29	▲ 24	▲ 21	29	8
合計		4,014	3,768	3,524	2,987	▲ 1,027	▲ 781	▲ 537	1,070	533

(ア) 需要量・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量

(イ) 供給量・・平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量

(ウ) 必要見込み量・・(イ) - (ア)により算出される量。▲は不足を表している。

(エ) 確保方策・・施設の整備等により新たに提供される量

(オ) 差し引き・・(ウ) + (エ)により算出される量

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【市域全体】

① 事業概要等

子育て短期支援事業（ショートステイ）

●平成 26 年度現在

《対象》保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合

《事業内容》児童養護施設などにおいて児童を預かるもの

《実施場所》 児童養護施設（6施設）

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市ではこれまで子育て短期支援事業（ショートステイ）の受け入れ体制の充実に努めてきました。しかしながら、平成 31 年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生すると推測できることから、関係事業者に働きかけを行うなどして受け入れ枠の確保等により事業の拡充を図ります。

確保方策である 300 人日分の増加だけでは各年度の必要見込み量を直ちに充足できませんが、今後は受け入れ枠を拡充した上で、計画期間の中間年である平成 29 年度までに保護者の利用動向を注視し、さらなる受け入れ枠の確保の必要性を精査します。

表 必要見込み量と確保方策

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1,644	1,604	1,579	1,555	1,531
現在の供給量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
必要見込み量	▲444	▲404	▲379	▲355	▲331
確保方策（人日）	300	300	300	300	300

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン】

① 事業概要等

地域子育て支援拠点事業

●平成 26 年度現在

【子育て支援センター（旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根）】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・
育児相談等の基本事業を実施

《実施場所》5施設で実施

【つどいの広場】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置

《実施場所》16箇所で実施

② 施策展開の方向性（確保方策）

平成 26 年度現在、本市には子育て支援センターが 5 箇所あり、センターの設置されていない地域は A 地域と F 地域などとなっています。また子育て支援センターと同様に子育て家庭が交流する場としてつどいの広場があり、平成 26 年度現在で 16 箇所を展開しています。

地域子育て支援拠点事業の平成 31 年度までの状況をみると、市域全体では現在の供給量が需要量を上回っていますが、リージョン別の詳細をみると需要量が現在の供給量を上回っている地域があり、リージョン別の拠点の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえて、今後は子育て支援センターの設置されていない地域では既存の社会資源の有効活用を図ることなどによって、地域の子育て支援の拠点機能の拡充を図ります。また、幼稚園や保育所（園）において既に取り組んでいる園庭開放等や、地域の自発的な子育てサークルなども視野に入れながら、市域全体での供給を展望していきます。

表 必要見込み量と確保方策

（単位：人回、箇所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量（人回）		77,233	75,268	74,412	73,548	72,660
現在の供給量（人回）		84,767	84,767	84,767	84,767	84,767
必要見込み量 (人回)	リージョン別の 不足分の合計	▲6,213	▲5,587	▲5,306	▲5,032	▲4,745
確保方策	実施箇所数	1	1	3	3	4
	人回	2,239	2,239	13,595	13,595	22,712

* 必要見込み量は子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値です。市域全体の供給量から需要量を差し引いた数値ではありません。

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 必要見込み量

(単位：人回)

中学校区		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量
石切	A	3,896	6,433	4,813	▲ 1,620	3,798	6,267	4,813	▲ 1,454	3,754
孔倉衙		2,537				2,469				2,440
繩手		1,536				1,501				1,486
枚岡		3,478				3,394				3,354
繩手北	B	2,132	13,529	21,916	8,387	2,084	13,195	21,916	8,721	2,060
池島		1,179				1,147				1,134
繩手南		5,204				5,070				5,010
盾津	C	8,051	12,946	13,258	312	7,854	12,622	13,258	636	7,763
盾津東		4,895				4,768				4,713
玉川	D	4,543				4,429				4,377
英田		4,490	14,150	15,630	1,480	4,377	13,794	15,630	1,836	4,326
花園		2,434				2,373				2,345
若江		2,683				2,615				2,585
楠根	E	3,025	3,025	10,330	7,305	2,954	2,954	10,330	7,376	2,920
長栄		3,672				3,580				3,538
新喜多		2,941				2,867				2,834
俊徳	F	1,256	18,277	13,684	▲ 4,593	1,224	17,817	13,684	▲ 4,133	1,210
意岐部		4,102				3,998				3,952
高井田		3,492				3,404				3,364
小阪		2,815				2,744				2,712
金岡	G	1,012				983				972
太平寺		1,727				1,684				1,664
上小阪		2,858	8,873	14,253	5,380	2,785	8,638	14,253	5,615	2,753
長瀬		1,489				1,449				1,432
弥刀		1,310				1,272				1,258
柏田		476				464				459
合計		77,232	77,232	93,884	16,652	75,288	75,288	93,884	18,597	74,412
リージョン合計					▲ 6,213				▲ 5,587	
平成30年度										19,472
リージョン合計										▲ 5,306
中学校区		平成31年度								
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量
石切	A	3,710	6,123	4,813	▲ 1,310	3,665	6,048	4,813	▲ 1,235	
孔倉衙		2,412				2,383				
繩手		1,465				1,453				
枚岡		3,315				3,275				
繩手北	B	2,036	12,889	21,916	9,027	2,011	12,738	21,916	9,178	
池島		1,120				1,107				
繩手南		4,952				4,892				
盾津	C	7,673	12,331	13,258	927	7,580	12,181	13,258	1,077	
盾津東		4,658				4,601				
玉川	D	4,327				4,274				
英田		4,276	13,475	15,630	2,155	4,224	13,312	15,630	2,318	
花園		2,318				2,290				
若江		2,555				2,524				
楠根	E	2,886	2,886	10,330	7,444	2,851	2,851	10,330	7,479	
長栄		3,497				3,455				
新喜多		2,801				2,767				
俊徳	F	1,196	17,406	13,684	▲ 3,722	1,182	17,194	13,684	▲ 3,510	
意岐部		3,906				3,858				
高井田		3,325				3,285				
小阪		2,681				2,648				
金岡	G	960				949				
太平寺		1,645				1,625				
上小阪		2,721				2,688				
長瀬		1,416				1,398				
弥刀		1,243				1,228				
柏田		453				448				
合計		73,548	73,548	93,884	20,336	72,660	72,660	93,884	21,224	
リージョン合計					▲ 5,032				▲ 4,745	

表 リージョン別 必要見込み量と確保方策

(単位：人回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 地域	必要見込み量	▲1,620	▲1,454	▲1,381	▲1,310	▲1,235
	確保方策	2,239	2,239	2,239	2,239	11,356
D 地域	必要見込み量	—	—	—	—	—
	確保方策	—	—	2,239	2,239	2,239
F 地域	必要見込み量	▲4,593	▲4,133	▲3,925	▲3,722	▲3,510
	確保方策	—	—	9,117	9,117	9,117

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 地域子育て支援拠点事業の現状と今後の展開

(単位：箇所)

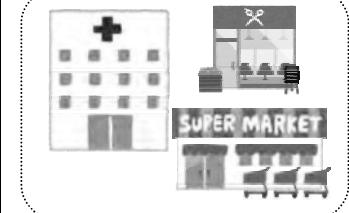
	現状		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	セ子 ン育 タ ー 支 援	広つ 場 ど い の										
A 地域	0	2	—	3	—	3	—	3	—	3	1	3
B 地域	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
C 地域	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
D 地域	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
E 地域	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
F 地域	0	5	—	5	—	5	1	5	1	5	1	5
G 地域	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3

※ 平成 27 年度以降の展開は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(5) 一時預かり事業【市域全体】

従来は預かり保育と一時預かりとは全く別の事業体系となっていましたが、新制度ではこの2つを合わせた総称が一時預かり事業となり、その中に幼稚園型と一般型（本市ではさらに就労型とリフレッシュ型に分ける。）として新たに位置づけられます。幼稚園型とは幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育のことです。一方、一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている場合を対象としています。

表 本市の一時預かり事業の概要

	幼稚園型	一般型	
		就労型	リフレッシュ型
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・認定こども園の在園児 ● 親の就労形態として共働きや専業主婦（夫）を想定  	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童 ● 親の就労形態としては共働きで不定期な就労を希望する場合を想定  	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童 ● 買い物、通院、リフレッシュなどを目的  

① 幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）

● 事業概要等

幼稚園型

平成 26 年度現在：教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施。
新制度：幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられています。

《実施場所》各幼稚園・認定こども園

● 施策展開の方向性（確保方策）

幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）については、全体として、平成 31 年度までの 5 年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
現在の供給量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
必要見込み量	0	0	0	0	0

* 在園児対象の供給量は需要量と同じで計上するため必要見込み量には影響しません。

② 一般型（就労型・リフレッシュ型）

従来の一時預かり事業では実際の利用者数は近年減少傾向にあります、需要量としては現在の供給量を上回る推計結果となっています。アンケート結果等から需要量と実績の乖離を分析すると利用のしにくさが見受けられます。

一時預かりの利用しにくさとしては、希望する利用目的が就労・リフレッシュ・通院など多岐にわたるものに対する事業形態がないことや、当事者の事前の申し込みの手間、緊急時の体制確保の難しさ等が課題となっています。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が認められます。

このような状況を踏まえて、主に利用ニーズの高い就労目的の他にリフレッシュ・通院目的の2種類に対応する事業形態を就労型とリフレッシュ型として創設し、目的に応じた利用促進を図ります。

また、利用手続きにおいても簡素化を図ります。

・利用時の手続きの簡素化について

初回に利用する際の事前登録は質の担保や体制確保の観点から子どもの状態を把握するためには必要不可欠と考えます。しかしながら2回目以降は直接来所する方法だけでなく、電話・メール・ファックス等による手続きの簡素化によって利用を促進します。

・緊急時の対応について

保育士を適切に配置できるように体制を整える必要があることから、利用日の一定期間前に申込む、従前からの方法を継続していきます。ただし、2回目以降の利用については手続きの簡素化によって対応を図ることとします。

・利用に関する情報提供の充実

事前登録の方法や利用申込書の様式、当日の持参物等の利用手続きに必要な情報についてこれまで以上に詳細な内容を市ウェブサイトや市政だより等によって発信していきます。

・必要見込み量の確保について

既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等の利用について検討します。必要見込み量を確保できるように公共施設の空きスペース等の活用等に努めます。

表 一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用（人日）	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）（人日）	72,695	70,882	69,968	69,073	68,156
現在の供給量（上記以外のみ）（人日）		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	▲53,977	▲52,164	▲51,520	▲50,355	▲49,438
	人*	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	—	—	—	—	—
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	—	—	—	—	—

* 2号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは、現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 一般型の確保方策の内訳

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子育て支援センター	—	—	1,440	1,440	2,880
公立幼稚園	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
認定こども園	2,880	7,200	7,200	7,200	7,200
民間保育園	4,320	8,640	14,400	20,160	25,920
公立認定こども園	—	—	2,880	4,320	5,760
民間幼稚園	720	1,440	2,880	4,320	5,760
その他の施設	2,304	4,176	6,048	7,920	7,920
合計	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

②－1 就労型

● 事業概要等

就労型

新制度：主に就労しているが保育所（園）に入所できない場合や不定期の就労に対応。実施主体や施設基準は従来の一時預かり事業と同様に既存の保育所（園）や今後拡充する認定こども園などで受け入れを行います。

《実施場所》各保育所（園）・認定こども園

②－2 リフレッシュ型（新規）

● 事業概要等

リフレッシュ型

新制度：主に在宅で子育てされている方を対象としてリフレッシュや通院などが目的の一時的な預かりに対応。実施基準は従来の一時預かり事業と別に本市独自の新たな基準を設け、施設設備や配置基準等を緩和した基準を設定することにより、保育所（園）以外に民間企業や大学など様々な拠点で実施できるよう拡充を図っていきます。

・職員の確保について

保育の適切な実施体制を確保するために、保育士による対応とともに子育て支援員（仮称）^⑤の導入による体制を検討していきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 在宅で過ごす親子が一時預かりをもっと気軽に預けられるようにすべき。（1週間に1・2回程度、短時間預けられるシステム）
- 在宅の保護者が日ごろ通っている「つどいの広場」等であれば安心して預けられるのでは。一時預かりを体験してみたい。
- 保育園における一時預かりの実態としては、利用料金が高いことにより利用を諦める方が多いので、もう少し利用しやすい価格にした方が良いのではないか。
- 子育て支援員について、キャリアアップにつなげる人も出てくるのではないか。結果として、保育士不足の解消にもつながるのではないか。たとえば支援員と専門職が協働する仕組みをつくるなど、どのように配置するかというアセスメントをしっかりと考へる必要がある。
- 実施場所の拡大は有効だと考えるが、事業実施主体の特性ややり方を尊重すべき（例：幼稚園での0歳児預かりやつどいの広場での預かりにおける体制）。
- 施設を作るのではなく、出かける先で託児コーナーなどを造ればよいのでは。地域におけるつながりの維持にも役立つのでは。

^⑤ 「子育て支援員（仮称）」制度とは、子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）において、幼稚園・保育園だけでなく地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手となっていただけのよう、必要な研修を提供し人材を養成することを目的としたものです。省令等において各種事業に配置されることとなっている職員に対して研修を提供し、当該職員の質の向上を目的としたものです。

(6) 病児保育事業【市域全体】

① 事業概要等

病児保育事業

«対象»児童が発熱等の急な病気となった場合

«事業内容»保育所（園）・認定こども園・病院・診療所等において一時的に保育を行います。

② 施策展開の方向性（確保方策）

平成31年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生しています。アンケート結果等から必要見込み量の発生要因を分析すると、そもそも量が不足しているという視点以外では、事前予約の手間の煩雑さや通常の保育環境と異なる場所で実施されている場合の子育て家庭の不安感、料金の問題などによって利用を控えている場合などが見受けられます。

今後は、量の不足を解消し受け入れ枠を拡充していくために、既存の実施施設での拡充だけではなく、幅広い事業者に働きかけて実施体制の確保に努めます。

実施場所・申込方法・事前準備等については市ウェブサイトに掲載していますが、より身近な情報を必要とされている方へ的確に届く仕組みを検討します。

また安全に保育を実施するためには事前の準備が必要であると考えていますが、2回目以降の利用については保護者の負担が軽減できるような仕組みを検討します。

表 必要見込み量と確保方策

（単位：人日、人）

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量（人日）		25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
現在の供給量（人日）		4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
必要見込み量	人日	▲20,912	▲20,294	▲19,919	▲19,548	▲19,170
	人*	87	84	82	81	79
確保 方策	病児保育事業（人日）	960	3,360	3,360	3,360	3,360
	子育て援助活動支援事 業（病児・緊急対応強化 事業）（人日）	—	—	—	—	—

* 1人当たり週5日程度の利用を想定しています。

※ 確保方策では必要込み量を充足できていませんが、現状を踏まえて今後の保護者の利用実態を見ながら平成29年度に改めて見直しを行います。

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市域全体】

① 事業概要等

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

『事業内容』主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されています。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では依頼会員数は概ね増加傾向にあるものの援助会員数は減少しています。このままで需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生し続けることとなります。また需要量に表れているように潜在的なニーズがありながら実績として依頼会員数が急激には増えていない状況について、アンケート結果等からは安全性への不安や地域間の援助会員数の偏り、利用方法の認知の課題などが見受けられます。

このような状況を受けて、今後は、援助を必要とする人が市内のどの地域でも援助者を見つけるよう、会員数の増加を目指します。具体的には援助会員数の確保を図るために、募集方法や研修体制、募集の周知方法等について充実を図ります。また、子育て家庭にとってより身近な地域で依頼・援助活動が行えるように、双方のニーズを丁寧に繋ぐ仕組みづくりに努めます。また体制の確保といった視点からは子育て支援員（仮称）の導入を検討します。

表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）の現状

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	295	291	301	323
援助会員	182	175	158	148
両方会員	61	59	57	62

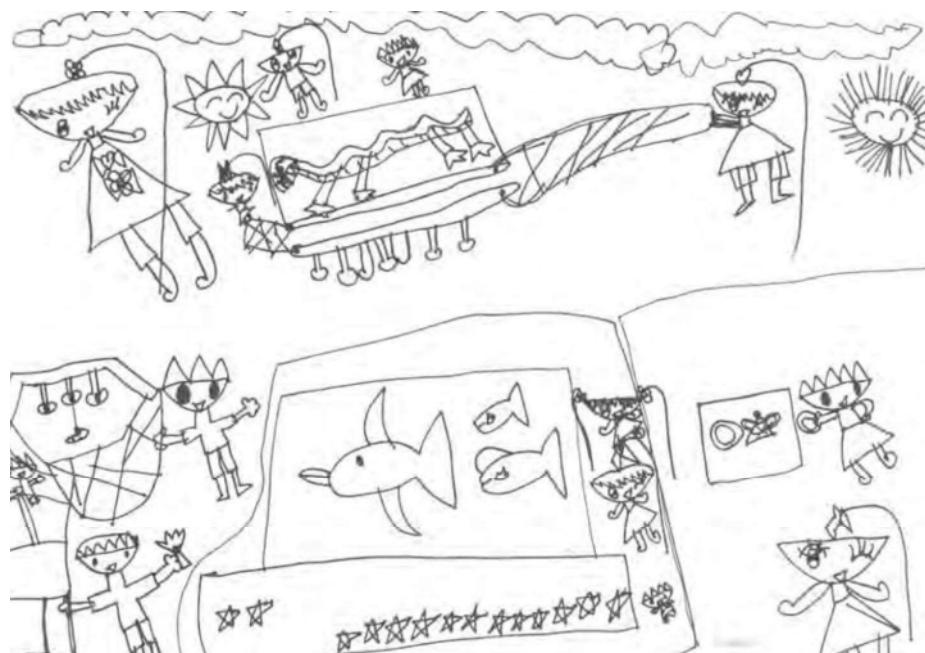
表 必要見込み量と確保方策

（単位：人日）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	低学年	8,273	8,013	7,757	7,501	7,244
	高学年	4,574	4,440	4,308	4,175	4,042
現在の供給量		14,208	14,208	14,208	14,208	14,208
必要見込み量		1,361	1,755	2,143	2,532	2,922

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ファミリー・サポート・センター事業について、実際に会員をやっているが依頼が少ないと感じた。また、援助会員の募集にあたって、年配の方・子育てを一段落された方、団塊世代などに声をかける方がよいのではないか。
- 子育て中のお母さんたちをサポートする仕事が在宅できたらよいのでは。保育士の免許がなくても子育てをサポートできる仕事があれば良い。



市内の保育所・幼稚園に通う 5歳児の作品

(8) 乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】

① 事業概要等

乳幼児家庭全戸訪問事業

平成 26 年度現在 : 【こんにちは赤ちゃん事業】

《対象》生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭

《事業内容》各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

② 施策展開の方向性（確保方策）

乳幼児家庭全戸訪問事業は生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として各家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や置かれている養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスへつなげるものです。現状では生後 1 か月目から 2 か月目にかけて早期からの訪問を開始し、なかなか連絡がとれない家庭に対しても、何らかの形で 4 か月児健診までの間に把握ができるよう努め、状況の確認ができてきました。

今後の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の支援体制を維持しながら、より一層の情報提供や、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭の養育環境等の全数把握に努めます。

表 必要見込み量

(単位 : 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
供給量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
必要見込み量	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業【市域全体】

① 事業概要等

養育支援訪問事業

《対象》養育支援が特に必要な家庭

《事業内容》家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では様々な要因で育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業を実施しています。

養育支援訪問事業の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の支援体制を維持し、より一層、養育環境等の把握に努めるとともに、他のサービスと連携しながらきめ細やかな支援を展開していきます。

表 必要見込み量

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50
必要見込み量	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健診【市域全体】

① 事業概要等

妊婦健診

«対象»妊婦

«事業内容»市町村が、必要に応じて妊娠婦に対して健康診査を行います。妊娠の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施します。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では、保健センター等を中心として妊娠前から出産前後までの一貫した支援に努めてきました。また妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診等の公費負担を実施しています。

妊婦健診の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の供給水準を維持し、受診率の向上に向けた啓発活動等を実施していきます。

表 必要見込み量

(単位：人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
供給量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
必要見込み量	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業【市域全体】

① 事業概要等

利用者支援事業

『事業内容』子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育て情報のパンフレット、子育てマップなどの媒体での展開や、幼稚園や保育所（園）、子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などで、子育て家庭の必要とする情報を提供してきました。数ある情報をいかに市民の希望に添って提供していくかが今後の課題となっています。

また、子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であるとの考え方から、各種サービスに関する相談・助言等や関係機関との連絡調整等を担保するものとして利用者支援事業が創設されています。

本市ではこのような状況を踏まえて教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報集約を行うとともに、利用者支援事業によって各福祉事務所に専門の支援員（“子育てサポート”）を配置し、相談支援を充実します。また、市民の見守り機能として子育て応援団事業を創設し、利用者支援事業や各種相談の機関との連絡調整等に努めることで、地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へつなげる体制を強化します。

表 必要見込み量と確保方策

（単位：拠点数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3	5	7	7	7
現在の供給量 *	3	3	3	3	3
必要見込み量	0	▲2	▲4	▲4	▲4
確保方策	—	2	4	4	4

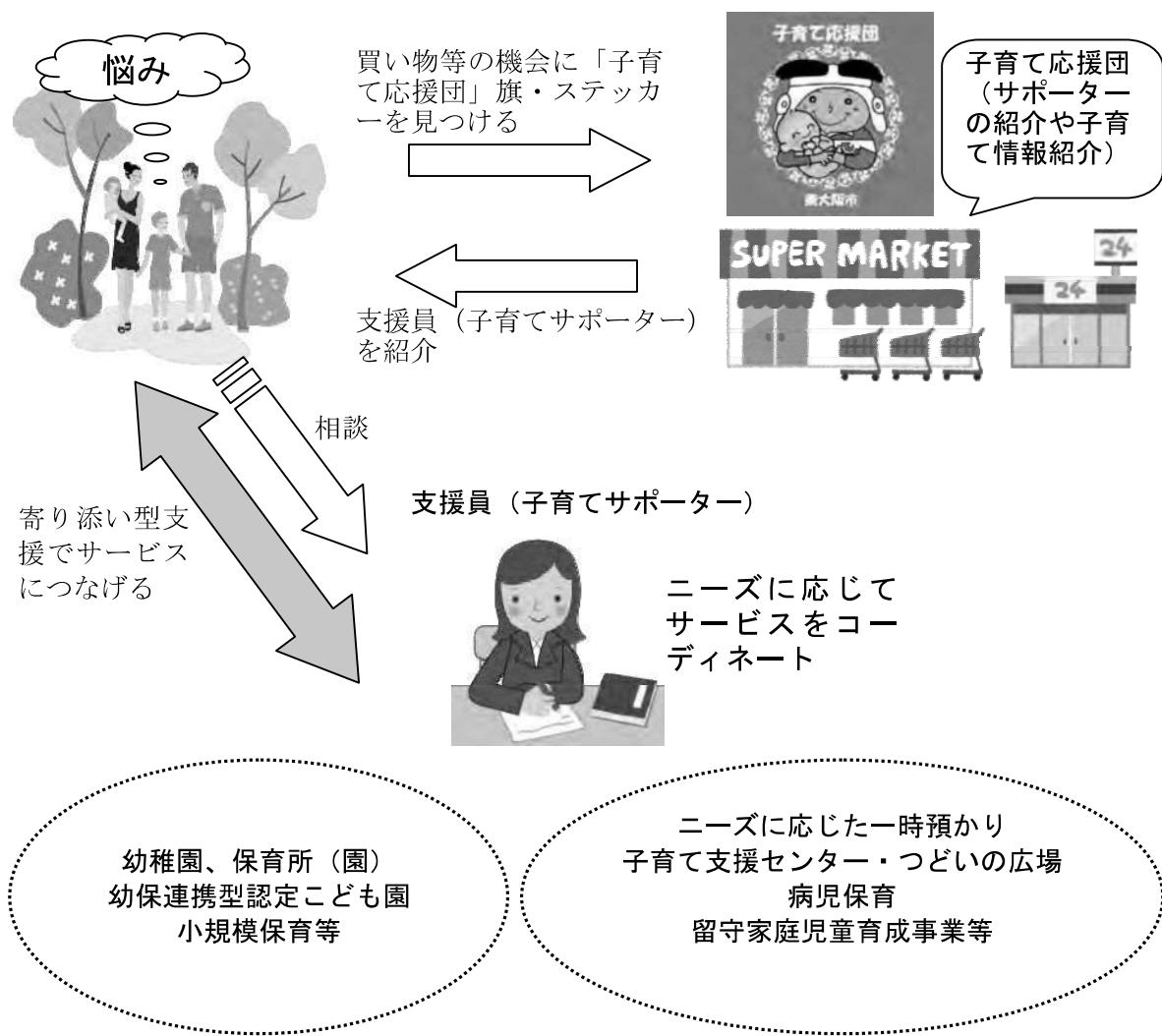
* 平成 26 年度

※ 平成 29 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

○子育ての状況を見極める人材が必要だと思う。支援員募集の際には質を重視して事業展開してほしい。

図 利用者支援事業等の展開



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市域全体】

① 事業概要等

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文具等、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等に対して助成する事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では各種の利用者負担の軽減措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、今後、新たな制度を運用する中で適切に検討することとします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市域全体】

① 事業概要等

多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では就学前児童の学校教育・保育や地域子ども子育て支援事業に関する事業者の連携によって各種の子育て支援サービスの充実を目指します。このことから、今後の事業者の参入動向を踏まえながら、参画を促す事業のあり方を適切に検討することとします。

(14) 夜間保育事業【市域全体】

① 事業概要等

夜間保育事業

平成 26 年度現在：夜間においておおよそ午後 10 時までの間に保育を行うこと
 ≪実施場所≫保育所（園）

② 施策展開の方向性（確保方策）

アンケート調査の結果から、夜間保育事業をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業（11 時間の開所時間を超えて保育を実施）に加えて、その時間以上の夜間の時間帯のニーズが認められます。

本市の夜間保育事業は平成 26 年度現在で市内 1箇所において開設されています。しかしながら実際の申込みはなく、通常保育の待機児童の解消として、その受け入れ枠を活用しています。事業の本格的な実施にあたっては受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。

夜間保育事業と類似する時間帯は地域子育て支援事業の延長保育事業の範囲でも対応しますが、延長保育事業の時間を超える部分については国から示される加算事業のあり方の動向を注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

(15) 早朝の時間帯における保育【市域全体】

① 事業概要等

早朝の時間帯における保育

平成 26 年度現在：各保育所（園）にて 11 時間の開所を実施している（おむね、7 時・7 時 30 分より預かりを行っています。
 ≪実施場所≫保育所（園）

② 施策展開の方向性（確保方策）

アンケート調査の結果から、早朝の時間帯における保育をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業（11 時間の開所時間を超えて保育を実施）に加えて、その時間以上の早朝の時間帯への対応が求められています。

早朝保育を実施するには受け入れ施設における体制の確保が必要です。また保育士の配置基準等があることから体制の調整や保育士の確保が課題となります。

今後は保護者のニーズの動向を注視しながら、事業者とともに事業の在り方を検討します。

(16) 休日保育事業【市域全体】

① 事業概要等

休日保育事業

平成 26 年度現在：日曜日、国民の祝日等においても保育が必要な乳幼児において保育を実施するものです。

《実施場所》各保育所（園）（※平成 26 年度現在、本市では事業実施は行っていません。）

② 施策展開の方向性（確保方策）

近年、社会情勢の変化や雇用環境の多様化によって、休日保育事業への対応が求められています。本市では東大阪市次世代育成支援行動計画において休日保育事業の実施を目標にしていましたが、この 5 年間に事業者の参入はなく実施には至りませんでした。

このため、事業の実施にあたっては、事業所への働きかけによって受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。今後は国から示される加算事業のあり方の動向を注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 休日・祝日などの対応を考えていただけるのはありがたいのですが、さらに、年末・年始も含めて考えていただければと思う。
- 我々の業界では土日、祝日は出勤して当たり前ということがある。雇用形態の多様化によって休日保育の必要性が高まっている。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進においては、市民のニーズを最優先に鑑みて、各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題も踏まえながら、教育・保育機能の充実といった視点から取り組んでいきます。特に幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 認定こども園について

① 子ども・子育て支援新制度における認定こども園について

子ども・子育て支援新制度の認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持つ施設です。幼稚園、保育所（園）においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、新制度による給付対象施設となるためには、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象施設の確認を行うことになります。

なかでも幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度の基で「学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設」となり、許可、指導監督、財政措置の一本化が図られ、これまでの認定こども園よりも導入しやすくなっています。このような制度改正の内容を踏まえ、また市民のニーズにも応える形で幼保連携型認定こども園の普及に取り組みます。

② 必要見込み量に対する確保方策について

0～2歳児の3号及び、2号の中で学校教育の利用希望が強い場合の必要見込み量に応える方策として、幼保連携型認定こども園の普及に取り組むこととします。具体的な数値は前述（70・71ページ参照）の通りです。整備にあたっては身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、7リージョンを基準として供給体制の確保を図ります。

幼保連携型認定こども園への移行については、民間活力による幼保連携型認定こども園の供給を優先し、その上でなお供給量の不足が見込まれる場合には、公立による幼保連携型認定こども園の確保を検討します。

また、3～5歳児の内、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量に対しては、現在の幼稚園の定員の内、認定こども園へと移行する施設によって、その供給量の確保を目指します。

③ 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例における本市独自の視点

本市では平成26年度に東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定めました。条例を定めるにあたっては、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐことや、幼稚園・保育所いずれかのみに適用がある事項は、学校・児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐこと、認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を検討することなどに配慮しました。この基準では国が示した従うべき項目を基本としがならも、参照すべき内容等については次のような市としての独自性を設けています。

● 食事提供方法の特例

新設の認定こども園については国の原則通り自園調理としますが、既存施設からの移行についてはその移行を推進するために、満3歳以上の園児に対する食事の提供についてのみ経過措置を設けて、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことを可とします。

● 満1歳以上満2歳未満の園児への職員配置の独自基準の設定

満1歳以上満2歳未満の園児への職員配置については国の基準である「おおむね6人につき1人」という考え方を鑑み、本市では「おおむね5人につき1人」という基準としました。職員配置については乳児期の安全確保の視点から、国基準よりも職員数を多く配置させることとします。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 調理や食事を生活の一部として子どもに見せる、という観点を重視する必要がある。
- 認定こども園に関連して幼稚園でも保育所でも、連続した保育ということが大切ではないかと思う。

(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

～教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有～

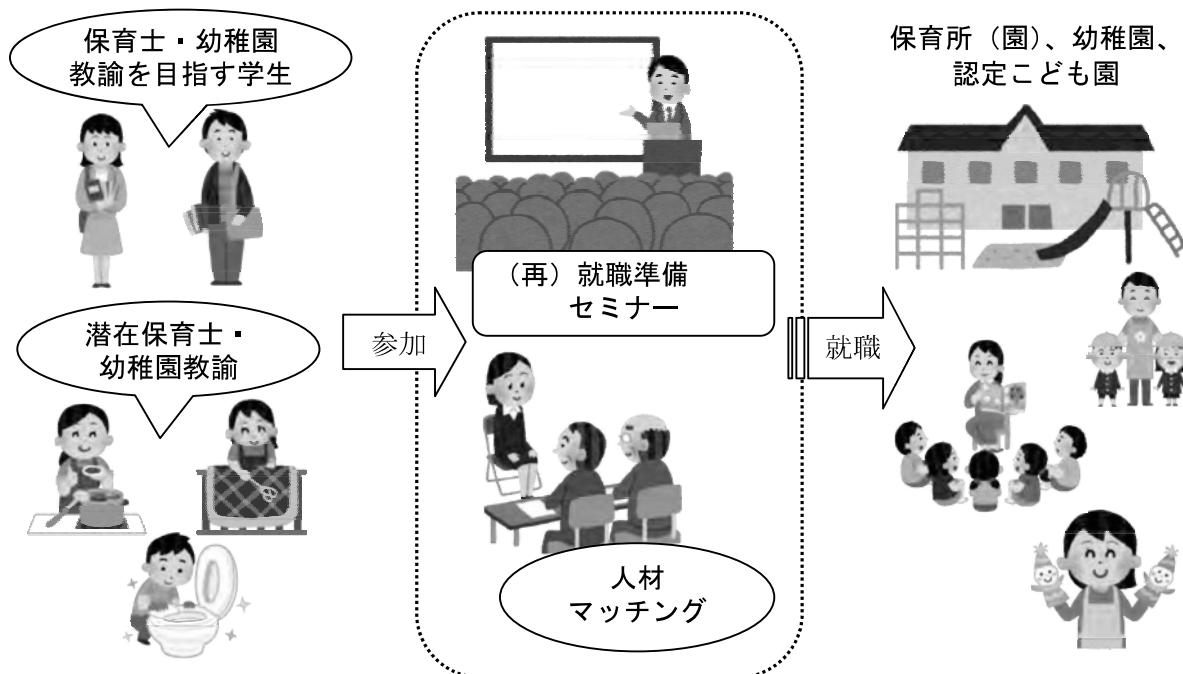
学校教育・保育の一体的な提供の推進にむけて、幼稚園、保育所（園）で培ってきた知識・技能の相互理解と共有を図ります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられるところから、公がコーディネートすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有などを図って、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

具体的には幼児教育の方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流を図ります。

また、各種サービスを具現化するための幼稚園、保育所（園）の資格保有者の発掘や人材の確保、公立・私立の保育士と幼稚園教諭との新たな交流の場の創出に向けて、「公私・幼保合同講演会・人材マッチング事業^⑥」等を実施するとともに、雇用主や事業主向けのセミナーの開催も検討します。人材不足の解消に向けて対象者に人材マッチング事業を広く周知する必要があることから、市の広報紙やケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブックなどの媒体を活用して情報を発信したり、事業チラシの新聞への折り込み及び市内公共施設への設置等によってPRしたりするなど、様々な機会や媒体を通じて広報活動を展開します。

さらに、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、留守家庭児童育成事業の供給量の拡大に向けて、子育て支援員（仮称）の導入による体制の確保を検討していきます。

図 マンパワーの発掘（人材マッチング事業）



^⑥ 人材マッチング事業とは潜在している保育士・幼稚園教諭や、保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、就労につながるような講演会・セミナー（例えば、「女性労働セミナー」「転職・再就職準備セミナー」「幼稚園教諭・保育士の仕事の魅力についての講演」など）と、私立・公立保育所（園）・幼稚園関係者との面談を一体的に行い、人材確保を促進するものです。私立・公立保育所（園）・幼稚園の関係者や現職が一同に会する中で参加者は各々の施設の特徴や待遇面、雰囲気を直接、把握することができます。

(3) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等の連携

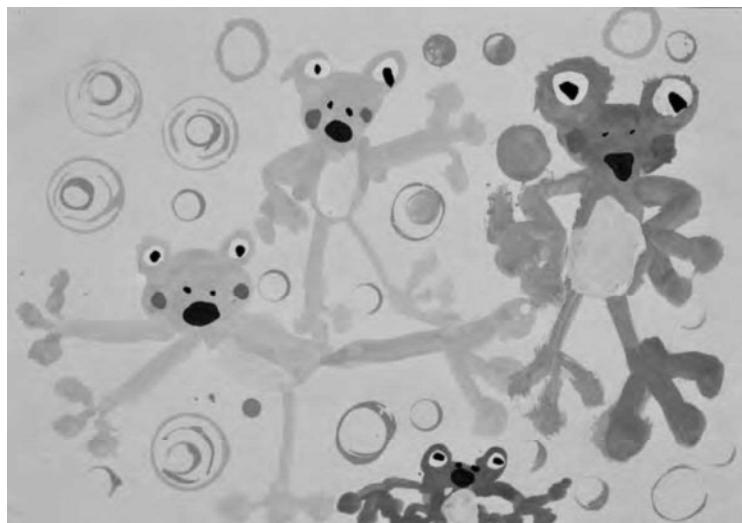
学びのトライアル事業などを通して継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ります。

また子育て支援センター・公立保育所による子育て支援地域連携会議等では地域内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、関係者の相互理解に努めます。

さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園を中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めていきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 子育て支援を就学前で終わらせないシステムが必要（小学校に行くまでの子どもの状況を把握し小学校へ引き継ぐシステム）。



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

6. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）

ここからは第3章の「2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について」の中に示した問題に対して、教育・保育の個別の事業だけでは対応方策を描ききれない、網羅的な重要施策について、その内容をまとめて記載することとします。また国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で市町村計画の任意事項とされている視点についても併せて掲載しています。

（1）地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や子育て支援センターの開設、乳幼児家庭全戸訪問事業の実施、子育て相談の実施などを通じて地域の子育て支援のネットワークを拡充してきましたが、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立化・負担感が高まり、なかでも未就園児の家庭など在宅で子育てをしている場合には少子化・核家族化などの影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が顕著に見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。方法としてはこれまでのように身近な場所に保護者が出向くような取り組みだけではなく、支援する側が働きかけるような子育て家庭に寄り添う支援を充実します。

① 身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近で必要な情報を適切に提供するために、市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育て情報のパンフレット等による情報の充実を図るとともに、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるような仕組みづくりを検討します。

相談に関しては隨時、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園等で子育て等に関する相談を受ける一方で、相談の場や機会の充実を図ります。

地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげていく新たな機能としては、利用者支援事業と地域子育て応援団事業を創設します。利用者支援事業の支援員はアセスメントによって、対象となる子育て家庭に必要な支援や情報を調査し関係機関へと繋げる役割を担います。地域子育て応援団事業では子育て家庭の孤立を防ぐために、市内商店街、スーパー、コンビニ、大学等に協力会員になってもらい、地域全体で子育て家庭をサポートする仕組みを構築します。

② アウトリーチ（訪問）型の支援の充実

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、地域で孤立しがちな家庭が公的な支援や地域での取り組みとつながり、必要な子育て支援を上手く活用できるように、職員への事前研修などを前提として家庭支援推進保育所事業、新生児家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業、保健センター保健師による家庭訪問事業など、出前型の相談サービスを充実します。

また公のサービスだけでなく地域で子育て家庭を見守る支援を充実します。前述の利用者支援事業と地域子育て応援団事業の創設などをはじめとして、育児に不安のある方に地域の中で寄り添う支援を強化します。企業や市民団体、行政などまちの中で子育てを応援する人たちを増やし、子育て支援を必要とする人が孤立することなく安心して生活できるように、市民による声かけや見守り活動、交流などを通じた地域による子育て支援を促進します。



地域子育て応援団のステッカー

(2) 児童虐待防止対策の充実

東大阪市要保護児童対策地域協議会などを活用し子育てに困難を抱える家庭の早期発見や、子どもの虐待の発生を未然に防ぐとともに、集団支援や保育所（園）入所などによる早期対応に努めます。また虐待を防止、発見、対応していくためには保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、子どもを守るネットワークの充実に努めます。

① 発生予防、早期発見、早期支援等の充実

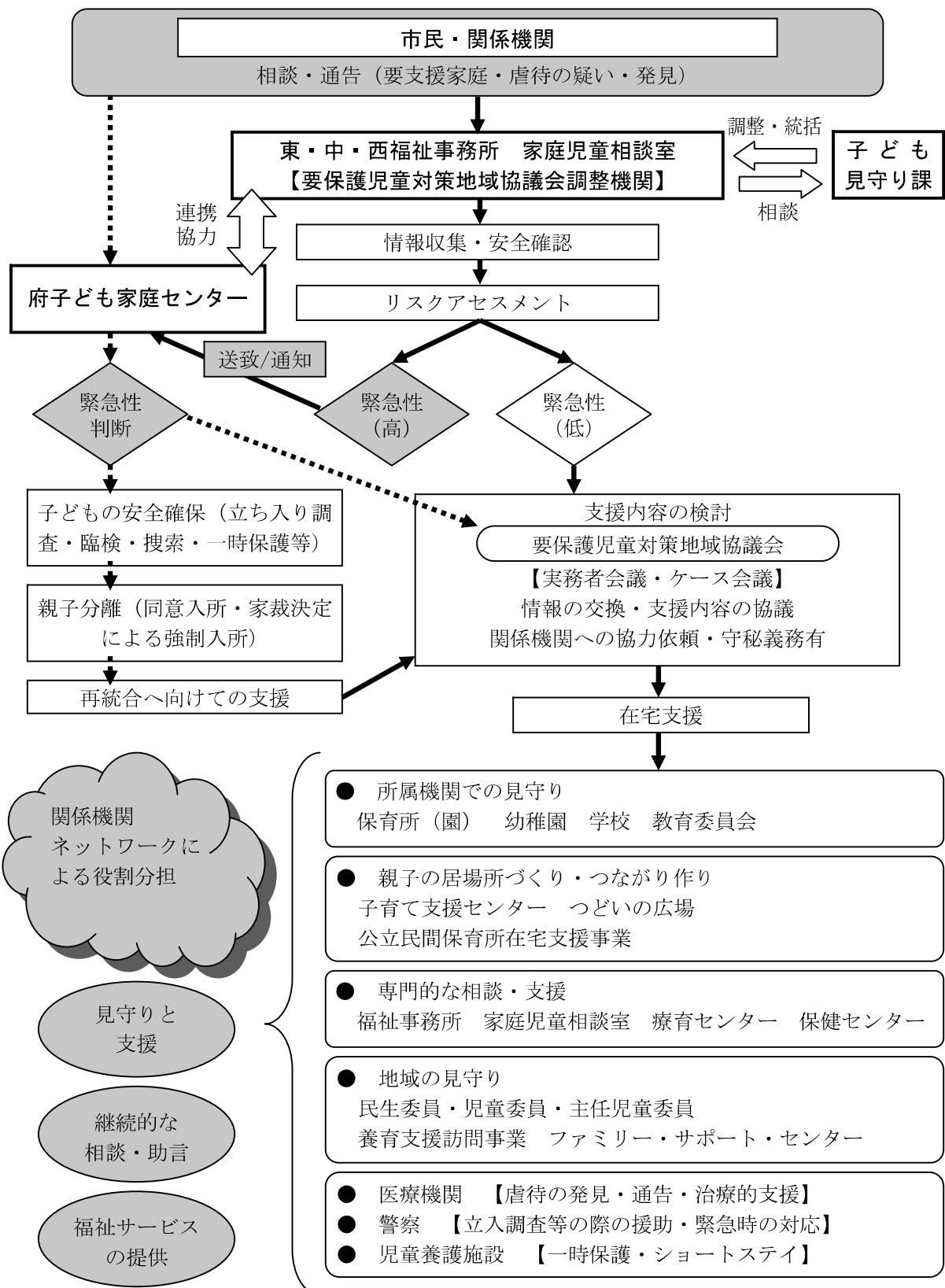
虐待の発生の予防では、母子健康手帳発行時点から、産後の育児支援を見据えて、妊娠期における不安や妊婦の健康相談を保健機関（保健センター）が担っています。特に、様々な要因から妊娠中から支援を行う事が必要な“特定妊婦”に対しては、安心して出産に臨むことができ、産後に良好な育児が行えるよう、妊娠中、産後と切れ目のない支援を行います。また「新生児家庭訪問指導事業」「乳幼児家庭全戸訪問事業」などから子育ての困難な家庭を早期に把握し、ティーンズママの会や、マザーサポート教室、ふたごの教室、子育て支援センター等の利用に繋げたり、特に個別での細やかな支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等など速やかかつ適切な支援につなげるようにします。乳幼児健康診査後の保健師によるフォローとしての家庭訪問事業や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。また乳幼児健康診査などで把握できなかった児童に対しては民生委員・児童委員による訪問事業「児童虐待発生予防システム構築事業」など、アウトリーチ型事業を充実させる事によって、早期に現状を把握し、子育てに困難を抱える家庭の見守りの視点からは虐待を受ける恐れのある児童などの保育所（園）への入所の充実や要保護児童等集団支援事業による経過観察等を実施します。

② 子どもを守るネットワークの充実

子どもを守るネットワーク機能の強化については、要保護児童対策地域協議会を中心として保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が日頃から緊密な連携を図るとともに、民生委員・児童委員の活用をはじめとする地域の協力を求めていきます。

児童虐待の発見から対応までを迅速かつ組織的に行うための体制づくりと、各相談担当職員の専門性の向上、被虐待児及びその保護者へのケアのための支援プログラムを実施します。

図 児童虐待の発見から支援までの流れ



(3) 障害児施策等の充実

障害児支援において、日常生活での発達状況の気づき、あるいは障害が「気になる」時点での相談支援の場の確保が重要です。本市では引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携の中で、早期発見・療育・生活支援の一貫した支援体制の充実を図ります。

とりわけ、療育の支援では、療育センターの機能の拡充を進めるとともに、配慮が必要な児童への対応について保育所（園）や幼稚園、子育て支援センターが培ってきたノウハウを地域で共有し活用する取り組みを検討します。

① 早期発見・対応の推進

障害の原因となる疾病及び障害の早期発見に向けて、引き続き乳幼児健診、各種機関への相談、保育所（園）・学校等における気づきや把握に努めます。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めることとします。

また、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、親子通所によるすこやか教室や、こばと園などの児童発達支援事業、児童発達支援センターなどで早期療育を推進していきます。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開していきます。

早期療育の中心的な基盤としては、療育センターがあり、児者の一貫した支援も含めた機能再編を検討していきます。

② 地域における障害児の子育て支援の推進

保育所（園）では保育所体験特別事業による育児支援や、発達に支援が必要な児童の円滑な入所を図ります。また地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターや福祉事務所等でも障害の「気になる」時点での早期対応を推進します。

特別な支援が必要な児童への対応については専門的な知識や配慮が求められることから、保育上の指導、助言を行う保育所巡回指導訓練業務や、保育所（園）への巡回相談事業による保護者に対するフォロー、保育担当者等、関係機関の職員を対象とした研修などを充実していきます。幼稚園においても、これまで取り組んできた、療育センターを通じての研修等を踏まえて、関係機関との連携強化等を図ることにより、支援体制の充実を図ります。

さらに「東大阪市子どもの発達支援ネットワーク協議会」での活動などもふまえて、従来の療育支援の範囲に留まらない発達支援の観点から、保健・福祉・医療・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実に努めます。

③ 特別支援教育の推進

障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ“インクルーシブ教育”を推進しながら、発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育のさらなる充実に努めます。教育上必要な支援について本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が適切な連携と協力のもとで推進することが求められています。

④ 発達障害児の支援

府下でも比較的早く発達障害児の支援に取り組んできた本市としては、東大阪市自立支援協議会での動きなどを踏まえながら、発達支援に関するサービスの確保を引き続き検討していきます。発達障害者の相談支援については新拠点施設の基本構想にも組み込まれており、市域における相談体制の連携、システム化の構築について検討していきます。

⑤ 生活支援に関する障害福祉計画との連携

障害児の支援に関しては、教育、保育、障害福祉の関係機関が連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく東大阪市障害福祉計画を踏まえて、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産前・産後休業及び育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して様々な機関を通じて相談・情報提供するとともに、特に低年齢児への対応に配慮しながら計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の推進に努めます。

育児休業期間満了時（原則1歳到達時、3歳での適用も考慮）から特定教育・保育施設等の利用を希望する場合、いつでも受け入れる体制を強化するとともに、質の高い保育の提供を推進します。また子ども・子育て支援新制度のもとで入所者の新たな選考基準を確実に運用し、必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

(5) ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭等が増加傾向にあります。児童の養育にあたってひとり親家庭の保護者の多くが仕事と子育ての両方を担っており、そのために仕事、住居、子育ての面で精神的にも肉体的にも様々な困難に直面している場合があります。

本市ではひとり親家庭等の自立支援については、子育て短期支援事業、“ひとり親家庭日常生活支援事業”、保育及び留守家庭児童育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国的基本方針及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」等の定めるところにより、就業の支援、子育てや生活面の支援、養育費確保の促進、経済的な支援、相談機能や情報提供の充実、母子寡婦福祉団体等との連携強化などを柱として総合的な自立支援を推進します。

(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。これは、子どもがすこやかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させるために実施されたもので、2つのテーマ「職場ぐるみで子育てサポート！」「仕事と子育てを両立できる職場を目指そう！」が掲げられています。

そのため、仕事と家庭の両立が可能で、各自の生活に応じた多様な働き方ができる社会の実現が求められています。“仕事と生活の調和”の実現については、「仕事と生活の調和（“ワーク・ライフ・バランス”）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）において、労使を始め市民が積極的に取り組むこと、国や市が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では育児休業・介護休業の取得促進や子育てがしやすい就労環境の改善について事業主などへの啓発を推進するとともに、男女共同参画の視点から多様な働き方に配慮した、仕事と子育ての両立ための子育て支援を展開します。

第5章 計画の推進に向けて



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

1. 推進体制の整備

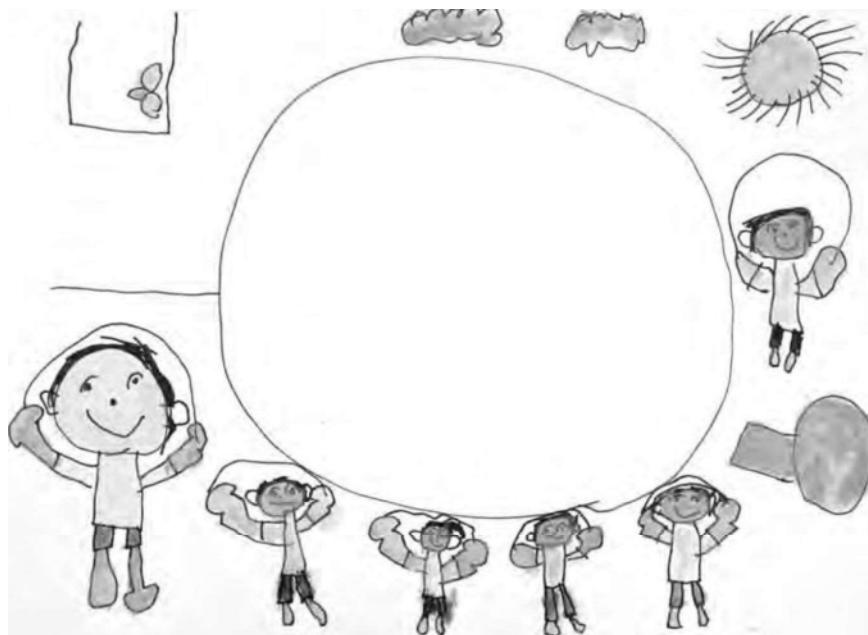
(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたって質の高い就学前児童の学校教育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な支援施策の実行を含め庁内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。具体的には東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置して庁内の連携を図り計画を推進しています。

また本計画に関連して、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るため東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームを設置しています。

(2) 関係機関等との連携

就学前児童の質の高い学校教育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて、喫緊の課題として計画的な基盤整備が必要です。そのためには行政だけでなく教育・保育施設の実施主体等とも相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また本計画の推進にあたって地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、小規模保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるように支援に努めます。



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

2. 計画の進捗状況の点検・評価

計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていくことが重要です。本計画は法定計画として、計画の進捗状況を毎年度に点検・評価する必要があります。また本計画の上位計画である東大阪市次世代育成支援行動計画の進捗状況や施策の動向に合わせて本計画の指標や確保方策の見直しを図る必要があります。

東大阪市子ども・子育て会議では、各年度における子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価します。そして、この結果を情報公開するとともに、結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。本計画には利用者の視点に立った指標（各事業の確保方策の量）を設定していますので、評価にあたっては、この指標を用いた個別事業の進捗状況（アウトプット）の点検を行います。加えてこれらの個別事業の進捗状況を基に、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

具体的には、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会と東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームにおいて、各事業における毎年の実施状況の情報をまとめます。その上で東大阪市子ども・子育て会議において、指標に基づいた進捗・達成状況と計画全体の成果の点検・評価を実施するとともに、以降の計画推進における課題の抽出、次に重点的に取り組むべき事項の検討などを行います。あわせて、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会との意見交換も行います。

また、計画の進捗状況の公表内容や各事業実施状況の点検結果などは、市ウェブサイトへの掲載や、そのほか市民にわかりやすい形を検討し、情報公開を進めます。

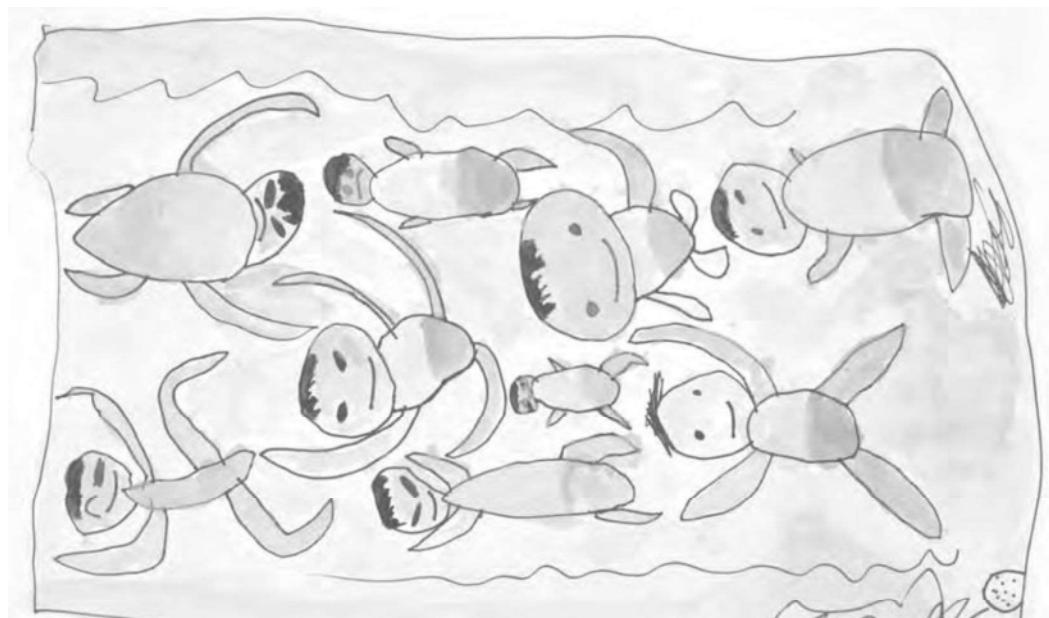
なお本計画で計画期間の中間年を目標に就学前児童の学校教育・保育の確保を図る観点から、平成29年度には子ども・子育て会議等を活用して計画の見直しを行います。

3. 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、市役所や保育所（園）、幼稚園、学校などの各種の集い、各種健診などの機会を通じたPRを行います。

また、広報誌や市ウェブサイト、子育てメールマガジン、ケーブルテレビ等による情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や自治会、“地域教育協議会”、校区福祉委員会、ボランティア、子育てサークル、子ども会などの地域活動等と連携したきめ細かいPR活動に努めます。

資料

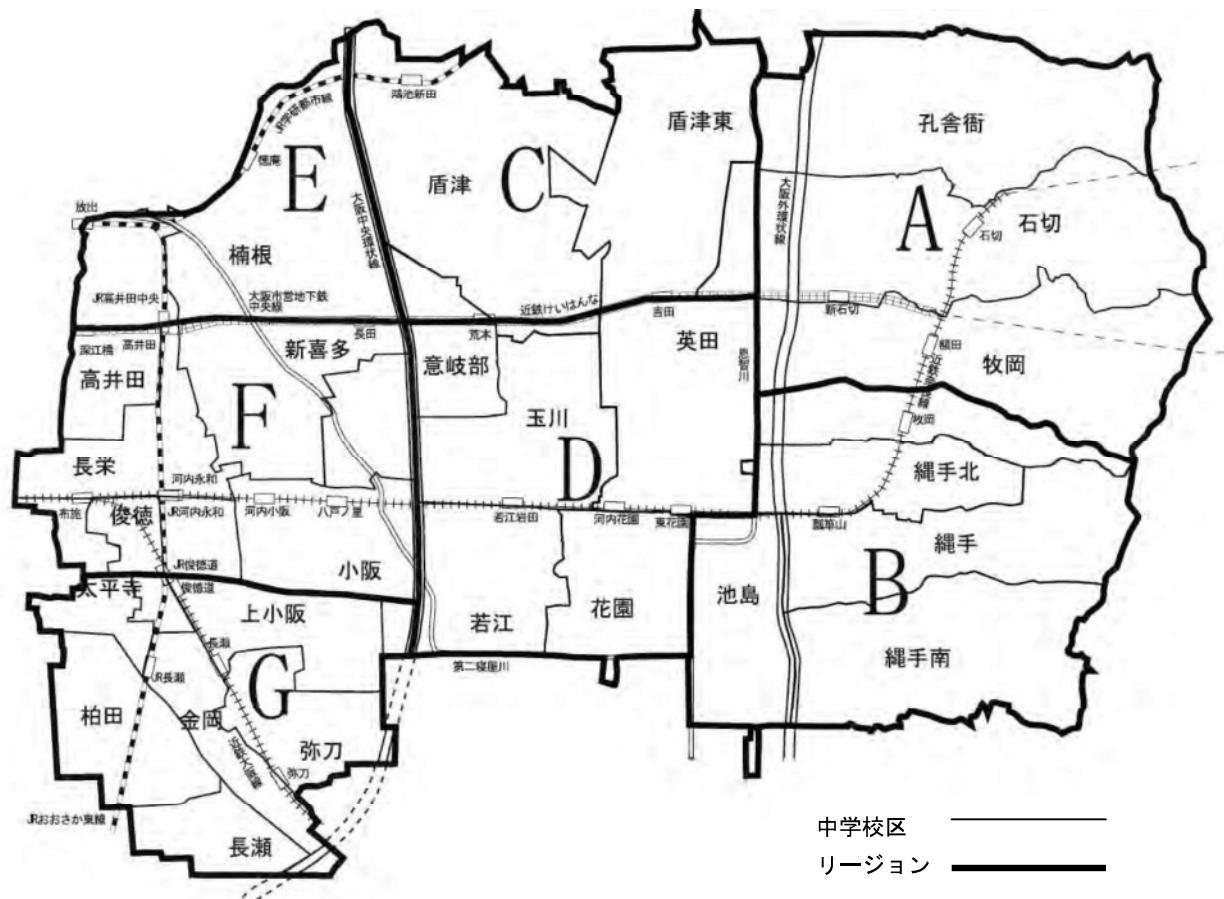


市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

1. 中学校区別の統計データ

(1) 人口等の概況

図 リージョン（A～G）と中学校区



※ リージョンとは総合計画の地域別計画の中でまちづくりを考える目安としている範囲です。リージョンはいくつかの中学校区の集まりに近い範囲となっています。

中学校区別に平成 21 年から平成 25 年までの人口の増加をみると、盾津東が 732 人増で最も多く、次いで高井田（692 人）、小阪（424 人）となっています。一方、人口の減少では弥刀が 941 人減で最も多く、次いで孔舎衙（893 人）、花園（860 人）となっています。

中学校区別に 0 ~ 14 歳の比率をみると、石切と盾津東が 15.5% で最も多く、次いで盾津（15.2%）、英田（15.1%）となっています。なお 65 歳以上の高齢化率については長瀬が 32.8% で最も多く、次いで繩手（31.3%）、太平寺（30.8%）などとなっています。

本市においては少子高齢化による人口及び 0 ~ 14 歳人口の減少と一部の中学校区での宅地開発による人口の増加が同時進行しています。

表 中学校区別 人口及び世帯等の推移

(単位：人、世帯)

中学校区	人口		人口の 増減※	世帯数		平成 25 年 世帯人員※
	平成 21 年	平成 25 年		平成 21 年	平成 25 年	
1 繩手	13,172	12,986	-186	5,977	6,096	2.13
2 枚岡	24,478	24,646	168	10,157	10,530	2.34
3 石切	23,949	23,813	-136	9,660	9,922	2.40
4 繩手北	13,989	14,051	62	6,293	6,503	2.16
5 池島	12,664	12,353	-311	5,310	5,336	2.32
6 孔舎衙	22,755	21,862	-893	8,823	8,893	2.46
7 繩手南	16,917	16,640	-277	6,964	7,148	2.33
8 盾津	37,822	38,008	186	16,008	16,332	2.33
9 玉川	23,158	22,598	-560	9,998	10,041	2.25
10 英田	27,906	27,670	-236	12,144	12,310	2.25
11 花園	23,546	22,686	-860	10,318	10,304	2.20
12 盾津東	21,352	22,084	732	8,835	9,296	2.38
13 若江	20,205	20,128	-77	9,142	9,237	2.18
14 長栄	21,172	21,463	291	11,035	11,337	1.89
15 新喜多	21,540	21,456	-84	10,001	10,260	2.09
16 金岡	11,978	11,553	-425	6,342	6,220	1.86
17 太平寺	10,853	10,373	-480	5,671	5,525	1.88
18 俊徳	10,198	9,985	-213	5,120	5,053	1.98
19 上小阪	21,824	21,893	69	10,507	10,686	2.05
20 楠根	26,354	26,317	-37	12,009	12,252	2.15
21 意岐部	14,843	14,372	-471	7,269	7,269	1.98
22 高井田	15,555	16,247	692	7,543	7,936	2.05
23 小阪	24,792	25,216	424	11,976	12,492	2.02
24 長瀬	15,020	14,372	-648	6,620	6,567	2.19
25 弥刀	18,620	17,679	-941	8,862	8,653	2.04
26 柏田	11,618	11,327	-291	5,345	5,301	2.14
合計	506,280	501,778	-4,502	227,929	231,499	2.17

* 10月1日現在

※ 上位 5 位の値は太字（網掛け）、下位 5 位の値は枠線にて表記

資料：住民基本台帳

表 中学校区別 年齢3区分別人口割合

(単位：%)

中学校区	0～14歳※	15～64歳※	65歳以上※
1 繩手	10.7	58.0	31.3
2 枚岡	14.3	61.8	23.9
3 石切	15.5	64.0	20.5
4 繩手北	11.0	59.4	29.5
5 池島	12.0	61.2	26.9
6 孔舎衛	13.8	64.2	22.0
7 繩手南	13.2	62.8	24.0
8 盾津	15.2	63.1	21.7
9 玉川	13.5	62.4	24.0
10 英田	15.1	62.7	22.2
11 花園	12.0	61.4	26.6
12 盾津東	15.5	66.9	17.7
13 若江	12.7	61.1	26.2
14 長栄	10.5	65.1	24.4
15 新喜多	12.8	65.8	21.5
16 金岡	9.5	60.3	30.2
17 太平寺	9.3	59.9	30.8
18 俊徳	10.7	62.5	26.8
19 上小阪	11.3	59.5	29.1
20 楠根	13.2	62.2	24.7
21 意岐部	12.1	64.0	23.8
22 高井田	12.8	63.3	23.9
23 小阪	11.3	62.4	26.3
24 長瀬	11.0	56.2	32.8
25 弥刀	10.2	60.5	29.3
26 柏田	11.7	62.5	25.8
市全体	12.8	62.3	24.9

* 平成25年10月1日現在

※ 上位5位の値は太字(網掛け)、下位5位の値は開み線にて表記

資料：住民基本台帳

(2) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査結果から

東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の結果から子育てについて相談できる機関の認知度をみると、「知らない」は高井田が 26.3%で最も多く、次いで意岐部(25.3%)、金岡(22.9%)、柏田(21.6%)、小阪(21.3%)となっています。

表 中学校区別 子育てについて相談できる機関の認知度（就学前児童のいる世帯）

	知っている	知らない	無回答	合計
緑手	61 76.3%	15 18.8%	4 5.0%	80 100.0%
枚岡	134 82.2%	23 14.1%	6 3.7%	163 100.0%
石切	132 75.4%	33 18.9%	10 5.7%	175 100.0%
緑手北	65 78.3%	15 18.1%	3 3.6%	83 100.0%
池島	65 75.6%	16 18.6%	5 5.8%	86 100.0%
孔舎衙	107 79.9%	21 15.7%	6 4.5%	134 100.0%
緑手南	75 78.9%	13 13.7%	7 7.4%	95 100.0%
唐津	239 78.6%	55 18.1%	10 3.3%	304 100.0%
玉川	108 80.6%	20 14.9%	6 4.5%	134 100.0%
英田	151 74.8%	43 21.3%	8 4.0%	202 100.0%
花園	73 75.3%	18 18.6%	6 6.2%	97 100.0%
唐津東	133 83.6%	23 14.5%	3 1.9%	159 100.0%
若江	109 77.3%	26 18.4%	6 4.3%	141 100.0%
長栄	92 76.0%	24 19.8%	5 4.1%	121 100.0%
新喜多	106 75.2%	26 18.4%	9 6.4%	141 100.0%
金岡	35 72.9%	11 22.9%	2 4.2%	48 100.0%
太平寺	32 78.0%	6 14.6%	3 7.3%	41 100.0%
俊徳	33 68.8%	10 20.8%	5 10.4%	48 100.0%
上小阪	96 76.8%	25 20.0%	4 3.2%	125 100.0%
楠根	155 81.6%	28 14.7%	7 3.7%	190 100.0%
意岐部	59 71.1%	21 25.3%	3 3.6%	83 100.0%
高井田	82 71.9%	30 26.3%	2 1.8%	114 100.0%
小阪	128 78.0%	35 21.3%	1 0.6%	164 100.0%
長瀬	51 78.5%	12 18.5%	2 3.1%	65 100.0%
弥刀	84 80.8%	17 16.3%	3 2.9%	104 100.0%
柏田	40 78.4%	11 21.6%	0 0.0%	51 100.0%
合計	2,445 77.7%	577 18.3%	126 4.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成25年度）

東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の結果から子育て支援サービスの情報の入手しやすさをみると、「入手しにくい」は意岐部が43.4%で最も多く、次いで長栄と楠根（それぞれ42.1%）、上小阪（39.2%）、盾津東（39.0%）となっています。

表 中学校区別 子育て支援サービスの情報の入手しやすさ（就学前児童のいる世帯）

	入手しやすい	入手しにくい	どちらともいえない	無回答	合計
細手	12 15.0%	26 32.5%	42 52.5%	0 0.0%	80 100.0%
枚岡	25 15.3%	52 31.9%	86 52.8%	0 0.0%	163 100.0%
石切	24 13.7%	64 36.6%	87 49.7%	0 0.0%	175 100.0%
綱手北	10 12.0%	24 28.9%	49 59.0%	0 0.0%	83 100.0%
池島	11 12.8%	27 31.4%	48 55.8%	0 0.0%	86 100.0%
孔舎衙	12 9.0%	42 31.3%	79 59.0%	1 0.7%	134 100.0%
綱手南	13 13.7%	31 32.6%	50 52.6%	1 1.1%	95 100.0%
盾津	50 16.4%	92 30.3%	158 52.0%	1 1.3%	304 100.0%
玉川	20 14.9%	41 30.6%	70 52.2%	3 2.2%	134 100.0%
英田	31 15.3%	68 33.7%	98 48.5%	5 2.5%	202 100.0%
花園	13 13.4%	31 32.0%	52 53.6%	1 1.0%	97 100.0%
盾津東	21 13.2%	62 39.0%	74 46.5%	2 1.3%	159 100.0%
若江	19 13.5%	42 29.8%	78 55.3%	2 1.4%	141 100.0%
長栄	8 6.6%	51 42.1%	60 49.6%	2 1.7%	121 100.0%
新喜多	9 6.4%	54 38.3%	75 53.2%	3 2.1%	141 100.0%
金岡	8 16.7%	15 31.3%	25 52.1%	0 0.0%	48 100.0%
太平寺	6 14.6%	12 29.3%	22 53.7%	1 2.4%	41 100.0%
俊徳	7 14.6%	17 35.4%	24 50.0%	0 0.0%	48 100.0%
上小阪	18 14.4%	49 39.2%	53 42.4%	4 4.0%	125 100.0%
楠根	19 10.0%	80 42.1%	88 46.3%	3 1.6%	190 100.0%
意岐部	8 9.6%	36 43.4%	37 44.6%	2 2.4%	83 100.0%
高井田	12 10.5%	40 35.1%	61 53.5%	1 0.9%	114 100.0%
小阪	27 16.5%	43 26.2%	94 57.3%	0 0.0%	164 100.0%
長瀬	7 10.8%	22 33.8%	36 55.4%	0 0.0%	65 100.0%
弥刀	8 7.7%	39 37.5%	56 53.8%	1 1.0%	104 100.0%
柏田	3 5.9%	18 35.3%	27 52.9%	3 5.9%	51 100.0%
合計	401 12.7%	1,078 34.2%	1,629 51.7%	40 1.3%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成25年度）

東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられると感じているかをみると、「感じない」は金岡が70.8%で最も多く、次いで太平寺(68.3%)、俊徳(62.5%)、楠根(61.6%)、玉川(61.2%)となっています。

表 中学校区別 子育てが地域に支えられると感じているか（就学前児童のいる世帯）

	感じる	感じない	無回答	合計
繩手	37 46.3%	41 51.3%	2 2.5%	80 100.0%
枚岡	82 50.3%	75 46.0%	6 3.7%	163 100.0%
石切	86 49.1%	85 48.6%	4 2.3%	175 100.0%
繩手北	33 39.8%	49 59.0%	1 1.2%	83 100.0%
池島	41 47.7%	44 51.2%	1 1.2%	86 100.0%
孔倉衛	63 47.0%	66 49.3%	5 3.7%	134 100.0%
繩手南	45 47.4%	47 49.5%	3 3.2%	95 100.0%
盾津	123 40.5%	167 54.9%	14 4.6%	304 100.0%
玉川	47 35.1%	82 61.2%	9 3.7%	134 100.0%
英田	78 38.6%	116 57.4%	8 4.0%	202 100.0%
花園	35 36.1%	58 59.8%	4 4.1%	97 100.0%
盾津東	66 41.5%	90 56.6%	3 1.9%	159 100.0%
若江	63 44.7%	74 52.5%	4 2.8%	141 100.0%
長栄	52 43.0%	66 54.5%	3 2.5%	121 100.0%
新喜多	63 44.7%	74 52.5%	4 2.8%	141 100.0%
金岡	14 29.2%	34 70.8%	0 0.0%	48 100.0%
太平寺	13 31.7%	28 68.3%	0 0.0%	41 100.0%
俊徳	11 35.4%	30 62.5%	1 2.1%	49 100.0%
上小阪	56 44.6%	64 51.2%	5 4.0%	125 100.0%
楠根	67 35.3%	117 61.6%	6 3.2%	190 100.0%
意岐部	32 38.6%	47 56.6%	4 4.8%	83 100.0%
高井田	44 33.6%	66 57.9%	4 3.5%	114 100.0%
小阪	78 47.6%	80 48.8%	6 3.7%	164 100.0%
長瀬	32 49.2%	33 50.8%	0 0.0%	65 100.0%
弥刀	48 46.2%	55 52.9%	1 1.0%	104 100.0%
柏田	20 39.2%	31 60.8%	0 0.0%	51 100.0%
合計	1,335 42.4%	1,719 54.6%	94 3.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成25年度）

東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の結果から現在の子育ての不安をみると、「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計は意岐部が 59.0%で最も多く、次いで玉川（51.4%）、太平寺（51.3%）となっています。「非常に不安を感じる」では金岡が 12.5%で最も多く、長瀬（12.3%）、柏田（11.8%）となっています。

表 中学校区別 現在の子育ての不安（就学前児童のいる世帯）

	非常に不安を感じる	何となく不安を感じる	あまり不安など感じない	全く感じない	なんともいえない（わからない）	無回答	合計
繩手	4 5.0%	31 38.8%	31 38.8%	12 15.0%	2 2.5%	0 0.0%	80 100.0%
枚岡	8 4.9%	74 45.4%	57 35.0%	16 9.8%	6 3.7%	2 1.2%	163 100.0%
石切	10 5.7%	73 41.7%	75 42.9%	9 5.1%	7 3.4%	2 1.1%	175 100.0%
繩手北	9 10.8%	32 38.6%	26 31.3%	6 7.2%	7 8.4%	3 3.6%	83 100.0%
池島	8 9.3%	35 40.7%	33 38.4%	6 7.0%	5 3.5%	1 1.2%	86 100.0%
孔舎衛	8 6.0%	51 38.1%	50 37.3%	13 9.7%	12 9.0%	0 0.0%	134 100.0%
繩手南	7 7.4%	27 28.4%	47 49.5%	5 6.3%	5 5.3%	3 3.2%	95 100.0%
盾津	27 8.9%	119 39.1%	120 39.5%	20 6.6%	17 5.6%	1 0.3%	304 100.0%
玉川	14 10.4%	55 41.0%	46 34.3%	13 9.7%	6 4.5%	0 0.0%	134 100.0%
英田	13 6.4%	73 36.1%	77 38.1%	17 8.4%	17 8.4%	5 2.5%	202 100.0%
花園	11 11.3%	38 39.2%	25 25.8%	10 10.3%	6 6.2%	7 7.2%	97 100.0%
盾津東	11 6.9%	59 37.1%	66 41.5%	13 8.2%	8 5.0%	1 1.3%	159 100.0%
若江	14 9.9%	58 41.1%	52 36.9%	11 7.8%	5 3.5%	1 0.7%	141 100.0%
長栄	10 8.3%	44 36.4%	45 37.2%	15 12.4%	5 4.1%	2 1.7%	121 100.0%
新喜多	13 9.2%	47 33.3%	64 45.4%	8 5.7%	8 5.7%	1 0.7%	141 100.0%
金岡	6 12.5%	11 20.8%	25 52.1%	5 10.4%	2 4.2%	0 0.0%	49 100.0%
太平寺	4 9.8%	17 41.5%	16 39.0%	2 4.9%	2 4.9%	0 0.0%	41 100.0%
俊徳	5 10.4%	18 37.5%	17 35.4%	4 8.3%	4 8.3%	0 0.0%	48 100.0%
上小阪	13 10.4%	50 40.0%	49 39.2%	10 8.0%	2 1.6%	1 0.8%	125 100.0%
楠根	21 11.1%	62 32.6%	83 43.7%	13 6.8%	9 4.7%	2 1.1%	190 100.0%
意岐部	9 10.8%	40 48.2%	29 34.9%	2 2.4%	1 1.2%	2 2.4%	83 100.0%
高井田	5 4.4%	48 42.1%	46 40.4%	7 6.1%	5 4.4%	3 2.6%	114 100.0%
小阪	13 7.9%	70 42.7%	79 42.7%	4 4.3%	3 1.8%	0 0.6%	164 100.0%
長瀬	8 12.3%	21 32.3%	26 40.0%	6 9.2%	4 6.2%	0 0.0%	65 100.0%
弥刀	6 5.8%	44 42.3%	42 40.4%	7 6.7%	3 2.9%	2 1.9%	104 100.0%
柏田	6 11.8%	19 37.3%	19 37.3%	4 7.8%	3 5.9%	0 0.0%	51 100.0%
合計	263 8.4%	1,215 38.6%	1,236 39.3%	242 7.7%	151 4.8%	41 1.3%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成 25 年度）

東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の結果から必要な子育て支援・対策について各中学校別に最もも多い回答をみると、枚岡、英田、若江、長栄、新喜多、金岡、楠根、高井田では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」であり、石切、池島、繩手南、盾津、花園、盾津東、長瀬、弥刀、柏田では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」となっています。孔舎衙と玉川では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が同率で最も多くなっています。このように「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」は多くの中学校区で最も多い回答となっています。その他には繩手と意岐部では「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が最も多く、繩手北と上小阪では「保育サービスの充実」が最も多くなっています。俊徳では「子どもの教育環境の充実」と「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」（それぞれ 52.1%）であり、太平寺と小阪では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多くなっています。

表 中学校区別 必要な子育て支援・対策（就学前児童のいる世帯）

	地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	訪問型の支援サービスの充実	健やかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境の充実	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	その他	有効回答数
繩手	41 51.3%	40 50.0%	10 12.5%	21 26.3%	7 8.8%	18 22.5%	32 40.0%	31 38.8%	38 47.5%	36 45.0%	14 17.5%	4 5.0%	80 100.0%
枚岡	85 52.1%	74 45.4%	25 15.3%	36 22.1%	13 8.0%	46 28.2%	69 42.3%	91 55.8%	85 52.1%	88 54.0%	27 16.6%	2 1.2%	163 100.0%
石切	94 53.7%	94 53.7%	38 21.7%	37 21.1%	17 9.7%	44 25.1%	81 46.3%	86 49.1%	104 59.4%	77 44.0%	24 13.7%	8 4.6%	175 100.0%
繩手北	43 51.8%	47 56.6%	15 18.1%	16 19.3%	8 9.6%	22 26.5%	32 38.6%	40 48.2%	44 53.0%	41 49.4%	17 20.5%	1 1.2%	83 100.0%
池島	40 46.5%	49 57.0%	13 15.1%	20 23.3%	5 5.8%	27 31.4%	43 50.0%	49 57.0%	57 66.3%	42 48.8%	19 22.1%	0 0.0%	86 100.0%
孔舎衙	68 50.7%	66 49.3%	22 16.4%	27 20.1%	11 8.2%	40 29.9%	71 53.0%	73 54.5%	73 54.5%	71 53.0%	29 21.6%	2 1.5%	134 100.0%
繩手南	53 55.8%	46 48.4%	14 14.7%	25 26.3%	10 10.5%	25 26.3%	37 38.9%	54 56.8%	60 63.2%	48 50.5%	15 15.8%	1 1.1%	95 100.0%
盾津	160 52.6%	160 52.6%	58 19.1%	81 26.6%	37 12.2%	78 25.7%	137 45.1%	169 55.6%	185 60.9%	149 49.0%	49 16.1%	8 2.6%	304 100.0%
玉川	66 49.3%	69 51.5%	19 14.2%	33 14.2%	15 24.6%	33 11.2%	65 24.6%	81 48.5%	81 60.4%	69 51.5%	28 20.9%	4 3.0%	134 100.0%
英田	95 47.0%	94 46.5%	25 12.4%	33 16.3%	8 4.0%	57 28.2%	94 46.5%	106 52.5%	100 49.5%	98 49.5%	27 13.4%	4 2.0%	202 100.0%
花園	56 57.7%	50 51.5%	13 13.4%	27 27.8%	8 8.2%	24 24.7%	45 46.4%	54 55.7%	57 58.8%	57 46.4%	15 15.5%	3 3.1%	97 100.0%
盾津東	84 52.8%	69 43.4%	25 15.7%	39 24.5%	15 9.4%	45 28.3%	69 43.4%	76 47.8%	102 64.2%	77 48.4%	25 15.7%	6 3.8%	159 100.0%
若江	69 48.9%	66 46.8%	18 12.8%	31 22.0%	10 7.1%	41 29.1%	61 43.3%	81 57.4%	80 56.7%	71 50.4%	27 19.1%	3 2.1%	141 100.0%
長栄	62 51.2%	55 45.5%	14 11.6%	31 25.6%	10 8.3%	34 28.1%	51 42.1%	68 56.2%	60 49.6%	60 47.9%	19 15.7%	4 3.3%	121 100.0%
新喜多	80 56.7%	79 56.0%	37 26.2%	34 24.1%	21 14.9%	47 33.3%	78 55.3%	93 66.0%	93 64.5%	91 56.7%	32 22.7%	2 1.4%	141 100.0%
金岡	19 39.6%	21 43.8%	8 16.7%	14 29.2%	7 14.6%	21 43.8%	25 52.1%	25 60.4%	29 47.9%	23 54.2%	26 25.0%	0 0.0%	48 100.0%
太平寺	17 41.5%	18 43.9%	6 14.6%	10 24.4%	5 14.6%	15 36.6%	23 56.1%	23 56.1%	24 58.5%	21 61.0%	10 24.4%	4 2.4%	41 100.0%
俊徳	20 41.7%	21 43.8%	7 14.6%	8 16.7%	5 10.4%	10 20.8%	25 52.1%	24 52.1%	24 50.0%	23 47.9%	9 18.8%	0 0.0%	48 100.0%
上小阪	67 53.6%	69 55.2%	25 20.0%	27 21.6%	13 10.4%	35 28.0%	53 42.4%	64 51.2%	65 52.0%	51 40.8%	32 12.0%	9 6.4%	125 100.0%
楠根	89 46.8%	88 46.3%	26 13.7%	41 21.6%	17 8.9%	52 27.4%	102 53.7%	115 60.5%	91 57.9%	91 49.1%	41 15.8%	9 0.9%	190 100.0%
意岐部	47 56.6%	43 51.8%	6 7.2%	19 22.9%	8 9.6%	23 27.7%	45 54.2%	45 54.2%	46 55.4%	46 55.4%	22 26.5%	1 1.2%	83 100.0%
高井田	60 52.6%	53 46.5%	23 20.2%	37 32.5%	13 11.4%	32 28.1%	47 41.2%	69 60.5%	66 57.9%	66 49.1%	18 15.8%	1 0.9%	114 100.0%
小阪	93 56.7%	93 56.7%	30 18.3%	40 24.4%	22 13.4%	63 38.4%	87 53.0%	87 53.0%	93 56.7%	95 57.9%	41 25.0%	6 3.7%	164 100.0%
長瀬	30 46.2%	33 50.8%	18 27.7%	20 30.8%	10 15.4%	25 38.5%	28 43.1%	35 53.8%	41 63.1%	38 58.5%	16 24.6%	1 1.5%	65 100.0%
弥刀	53 51.0%	54 51.9%	16 15.4%	20 19.2%	12 11.5%	29 27.9%	48 46.2%	52 50.0%	66 63.5%	51 49.0%	24 23.1%	3 2.9%	104 100.0%
柏田	25 49.0%	27 52.9%	9 17.6%	13 25.5%	9 17.6%	21 41.2%	19 37.3%	32 62.7%	35 68.6%	35 52.9%	15 29.4%	2 3.9%	51 100.0%
合計	1,616 51.3%	1,578 50.1%	520 16.5%	740 23.5%	317 10.1%	907 28.8%	1,467 46.6%	1,728 54.9%	1,810 57.5%	1,579 50.2%	590 18.7%	84 2.7%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成 25 年度）

2. リージョン別の統計データ

表 リージョン別 人口及び世帯等の推移

(単位：人、世帯)

リージョン	人口		人口の 増減※	世帯数		平成 25 年 世帯人員
	平成 21 年	平成 25 年		平成 21 年	平成 25 年	
A	46,704	45,675	-1,029	18,483	18,815	2.43
B	81,220	80,676	-544	34,701	35,613	2.27
C	59,174	60,092	918	24,843	25,628	2.34
D	94,815	93,082	-1,733	41,602	41,892	2.22
E	26,354	26,317	-37	12,009	12,252	2.15
F	108,100	108,739	639	52,944	54,347	2.00
G	89,913	87,197	-2,716	43,347	42,952	2.03
合計	506,280	501,778	-4,502	227,929	231,499	2.17

* 10月1日現在

資料：住民基本台帳

表 リージョン別 年齢3区分別人口割合

(単位：人、%)

リージョン	0～14歳		15～64歳		65歳以上		人口 合計
	人口	年少人口 比率	人口	生産年齢 人口比率	人口	高齢化率	
A	6,706	14.7%	29,263	64.1%	9,706	21.3%	45,675
B	10,151	12.6%	49,126	60.9%	21,399	26.5%	80,676
C	9,180	15.3%	38,768	64.5%	12,144	20.2%	60,092
D	12,527	13.5%	57,670	62.0%	22,885	24.6%	93,082
E	3,464	13.2%	16,363	62.2%	6,490	24.7%	26,317
F	12,716	11.7%	69,562	64.0%	26,461	24.3%	108,739
G	9,258	10.6%	52,071	59.7%	25,868	29.7%	87,197
市全体	64,002	12.8%	312,823	62.3%	124,953	24.9%	501,778

* 平成 25 年 10 月 1 日現在

資料：住民基本台帳

表 リージョン別 保育所（園）の施設数の推移

(単位：施設数)

リージョン	公立		私立		認可外		合計 (平成 25 年)
	平成 21 年	平成 25 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 21 年	平成 25 年	
A	1	1	2	3	3	2	6
B	2	2	5	7	5	5	14
C	1	1	7	10	3	1	12
D	2	2	10	11	4	5	18
E	1	1	3	3	1	1	5
F	3	3	9	10	10	8	21
G	4	4	8	8	1	4	16
合計	14	14	44	52	27	26	92

* 平成 21 年、平成 25 年、各年 4 月 1 日現在

* 保育所（園）の所在地の別で表しています。

資料：保育課

表 リージョン別 公立・私立幼稚園の設置数の推移

(単位：設置数)

リージョン	公立		私立	
	平成 21 年	平成 25 年	平成 21 年	平成 25 年
A	2	2	1	1
B	5	5	3	3
C	2	2	1	1
D	4	4	2	2
E	0	0	2	2
F	3	3	10	9
G	3	3	4	4
合計	19	19	23	22

* 平成 21 年、平成 25 年、各年 5 月 1 日現在

* 幼稚園の所在地の別で表しています。

資料：学事課

3. 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の概要

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。調査対象は平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）から 6,048 人を、小学生（6～11 歳）から 3,213 人を無作為に抽出しました。妊婦については平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦から無作為で 815 人を抽出しました。調査期間は平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日です。有効回収率は就学前児童では 52.1%、小学生では 48.6%、妊婦では 55.1% となっています。アンケート結果の詳細については別途アンケート結果報告書にまとめています。

(1) 必要な子育て支援・対策

アンケート調査の結果から必要な子育て支援・対策をみると、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が 57.5% で最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(54.9%)、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」(51.3%) となっています。

表 必要な子育て支援・対策（複数回答）

(単位：%)

	就学前児童のいる世帯 (N=3,148)
地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	51.3
保育サービスの充実	50.1
子育て支援のネットワークづくり	16.5
地域における子どもの活動拠点の充実	23.5
訪問型の支援サービスの充実	10.1
すこやかな妊娠・出産に対する支援	28.8
子どもの教育環境の充実	46.6
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	54.9
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	57.5
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	50.2
虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	18.7
その他	2.7

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成 25 年度）

(2) 行政に期待すること

アンケート調査の結果から行政に期待することをみると、就学前児童のいる世帯では「子育て世帯への経済的援助を拡充する（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）」が61.5%で最も多く、次いで「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」(57.8%)、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消等の「子育てのバリアフリー化」に取り組む」(53.9%)となっています。

小学生のいる世帯では「子育て世帯への経済的援助を拡充する（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）」が61.4%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関（小児医療など）を利用できる体制を整備する」(52.5%)、「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」(51.9%)となっています。

表 行政に期待すること（複数回答）

(単位：%)

	就学前児童のいる世帯 (N=3,148)	小学生のいる世帯 (N=1,561)
親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する	57.8	51.9
親子が安心して集まれる保育所・幼稚園の園庭開放を充実する	30.7	14.5
親子が安心して集まれる集いの場等の屋内の施設を整備する	45.7	40.2
子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消等の「子育てのバリアフリー化」に取り組む	53.9	26.8
子育てに困ったときの相談体制を充実する	19.6	18.4
子育て支援に関する情報提供を充実する	19.9	18.1
子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る	20.3	13.1
子育てサークル活動への支援を充実する	7.8	7.2
保育所、留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）等の働きながら子どもを預ける施設を増やす	52.8	37.0
幼稚園の保育サービスを充実する	34.1	18.1
専業主婦・主夫など誰でも気軽に利用できるNPOや民営等による保育サービスの支援を行う	22.7	18.4
安心して子どもが医療機関（小児医療など）を利用できる体制を整備する	49.0	52.5
子どもの安全を確保する対策を充実する	43.0	50.5
子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる	12.1	7.5
子育て世帯への経済的援助を拡充する（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）	61.5	61.4
公営住宅の優先入居・広い部屋の割り当て等、住宅面での配慮・支援に取り組む	17.2	14.7
その他 特になし	3.4	4.3
	1.1	2.9

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成25年度）

4. 在宅子育て家庭の座談会の概要

(1) 調査方法

① 調査時期

平成 25 年 10 月 29 日（火）～平成 25 年 11 月 1 日（金）の計 5 日間

② 実施場所

7 リージョン

③ 参加人数

延べ 41 人

日下：11 人 四条：5 人 近江堂：6 人 中鴻池：3 人 楠根：3 人

若江岩田：8 人 布施：5 人

④ 議題

- ・子どもを自分でみられない時の対応をどうしているか
- ・どんな条件が整えば社会参加したいと思うか
- ・どんな条件が整えばもう 1 人生みたいまたは生みたかったと考えるか

(2) 結果概要

表 子どもを自分でみられない時の対応

大分類	中分類
家族・親族について	祖父母や叔父・叔母等の親族に見てもらう
	お父さんに見てもらう
	お父さんが忙しく子育てに参加しにくい
	祖父母に頼みにくい
近所の人・ママ友について	友人に見てもらう
	近所の方に見てもらう
	職場の仲間に見てもらう
	友人・近所の人には預けにくい
	お母さんにとって真の友達を作る必要性
	近所の人とのつながりの必要性
一時保育・一時預かりについて	近所の人と親しくなりにくい状況がある
	一時保育・一時預かりを利用している（利用したい）
	手続き等が煩雑で緊急時に利用しにくい
	安価な一時預かりが必要
	一覧表などによって情報を充実してほしい
	一時保育・一時預かりの量（定員・回数・近所での場所）について
	一時保育・一時預かりの質について
子育て支援センターについて	その他（一時保育）
	子育て支援センターが利用しにくい
保育所について	保育所を利用している
	病児病後児保育を利用する（したい）
	病児病後児保育の充実
	保育所の充実
	待機児童の解消が必要
小学生について	留守家庭児童育成クラブの充実
	小学生の一時預かりなどの必要性
ファミサポについて	ファミサポを利用している
	ファミサポや拠点を近くに増やしてほしい
	ファミサポの利用料を安くしてほしい
	センターの自宅に預けることに不安がある
	ファミサポの制度自体がよくわからない
訪問系のサービス	ベビーシッター等が自宅にきてほしい
	自宅まで迎えにきてくれるサービスが必要
特別な支援について	障害等に関する特別な支援について
	自分一人で頑張っている
一人での対処	一緒に連れて行く
	家で子どもだけで過ごす
	子どもと一緒に出かけられる場の充実が必要
	お母さんが病気の際にについて
その他に困っていること	人見知りの時期（2歳頃）の対応
	兄弟数が多い（多くなった）場合の対応
	子どもが病気になった時の対応
	（安価で）短時間預けたい
子育て情報・相談について	紙媒体のものは読みにくい
	身近な場所での情報提供がよい
	何を調べたらよいのかわからない
	親が楽しめような情報が少ない

表 社会参加の条件

大分類	中分類
周囲・家族について	家族に預ける 家族の理解が得られない 体力的・健康面で家族の協力が得にくい
近所の人・ママ友について	お母さん同士が友達になれるようなつながりが必要 近所の人・仲間に子育てを助けてほしい 地域のコミュニティが盛んになってほしい 子育てのサークル活動の充実
一時保育・一時預かりについて	安価（無料）の一時預かり等がほしい 一時保育の手続き等を簡単にしてほしい 一時保育・一時預かりの量の充実 一時保育・一時預かりの質の充実 経験者から情報を得たい 年間チケットのようなものがほしい
保育所について	求職時など入所条件の緩和が必要 保育所の量（待機児童対策・延長保育）の確保が必要 保育所利用を安価にしてほしい 病児病後児保育の充実 保育所の機能を充実してほしい 産休・育児休暇後すぐに預けられるようにしてほしい その他（保育所等）
幼稚園について	長期休暇中の預かりなどに対応してほしい
ファミサポや保育ママ等について	保育ママのような仕組みが必要 ファミサポの質・安全対策の充実
訪問系のサービス	安心して利用できるベビーシッターが必要
小学生について	留守家庭児童育成クラブの充実
その他子育て支援サービス全体について	夜間等の対応 公共施設を休日も使えるようにしてほしい 出産後の支援が必要 1・2歳児への配慮が必要 障害等に関する特別な支援の充実 ライフステージに応じて利用しやすいサービスが必要 経済的な支援の充実
仕事について	子育てに関する職場の理解が必要 産休・育休後等の仕事・キャリアの保障 事業所内の保育所や託児所が必要 勤務時間の融通がつくようしてほしい 資格を取りたい
親子でともに出かける場について	親子で参加できる場の充実が必要 親の習い事の場や病院等での託児機能の充実 安価で一緒に過ごせる場の充実 食事の対応について
子育て情報・相談について	民間施設も含めたバリアフリーマップの充実 スマートフォンやインターネットの活用 先輩ママから情報を得たい 身近な場でポスター等で情報を提供してほしい 口コミが大切 相談先がわからない 情報を充実してほしい
都市基盤について（外出に関して）	都市基盤のバリアフリー化の推進 公園の充実
社会全体について	子育てに理解を深めてほしい 仕事と子育ての両立に理解を深めてほしい 子育てに専念できるような社会づくり
お母さん自体の気持ち・考え方について	自分の子どもが増えたら働きたい 子どもが大きくなってから働きたい お母さんの精神的な不安感について

表 もう一人生む条件

大分類	中分類
周囲・家族について	家族に助けてもらえるなら生みたい 体力的・健康面で家族の協力が得にくい
近所の人・ママ友について	お母さん同士が友達になれるようなつながりが必要 近所の人・仲間に子育てを助けてほしい
妊娠中・出産後について	お母さんの精神的なケアが必要 妊婦健診等の充実（妊娠中の支援が必要） 出産前後に上のお子さんを預けるサービスが必要 妊娠・出産に関する費用を軽減してほしい 病院等の充実 出産前後に自宅での家事等を支援してほしい
一時保育・一時預かりについて	近くで緊急時に対応してほしい 一時保育・一時預かり全般の充実
保育所について	入所条件の緩和が必要 保育所の量（待機・延長・休日）の確保が必要 保育所利用を安価にしてほしい 病児病後児保育の充実 上の子と同じ保育所に入りたい 希望する時期（0歳、育休中、復帰後等）に入所したい 保育所の質の充実が必要
幼稚園について	幼稚園の充実（3歳児からの入園等） 幼稚園での補助の充実
認定こども園について	認定こども園の設置
ファミサポや保育ママ等について	ファミサポの質・安全対策の充実が必要
幼稚園入園までの2・3歳児が過ごす場所	教室・支援センターの充実
小学生について	留守家庭児童育成クラブの充実 小学生の一時預かりなどの必要性 長期休暇中の預かりなどに対応してほしい 学校や留守家庭児童育成クラブの行き帰りの安全の確保 学校教育の充実
中学生について	中学校の充実
経済的支援について	児童手当を充実してほしい 教育費の負担を軽減してほしい 医療費の控除を充実してほしい 子育てに関する経済的負担を軽減してほしい
その他子育て支援サービス全体について	障害等に関する特別な支援の充実
母体の保護、不妊治療について	不妊治療に関する情報を充実してほしい 体力的に年齢的に難しい
仕事について	子育てに関する職場の理解が必要 お父さんの育児参画への理解と制度が充実してほしい (お父さんの)給料を上げてほしい 産休・育休後等の仕事・キャリアの保障 勤務時間の融通がつくようしてほしい 育児手当の充実
親子でともに出かける場について	親子で参加できる場・つどえる場の充実が必要 親の習い事の場や病院等での託児機能の充実
子育て情報・相談について	情報を充実してほしい 先輩ママから情報を得たい その他（情報に関して）
都市基盤について（外出に関して）	安全な遊び場の確保 広い家の確保
社会全体について	子育てに理解を深めてほしい 人生設計自体についての教育を充実してほしい 父親の育児参画が容易となるような社会づくりが必要
お母さん自体の気持ち・考え方について	もう一人子どもが増えることが想像できない 子どもが多い場合、病気に罹った際の心配がある 子育てに自信がついたら生みたい

5. 本計画の策定の経緯

● 平成 25 年度

日 稲	委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十五年	4月 30 日 (火) 第1回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○子どもも・子育て新制度の策定に向けて ○本市における子ども・子育て施策にかかる課題 ○その他
	7月 25 日 (木) 第2回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○経過報告 ○国の動向・経過報告について ○ニーズ調査について ○東大阪市子ども・子育て会議 議事次第について
	8月 2 日 (金) 第1回東大阪市子ども・子育て会議	○会議の運営について ○子ども・子育て支援新制度について ○本市の状況について ○ニーズ調査について ○今後のスケジュール
	9月 6 日 (金) 第3回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○ニーズ調査について（報告） ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針の説明 ○子ども・子育て会議部会について ○運営基準について ○事業計画の目次たたき台（案）について ○新制度に向けた事務分担と組織機構の在り方
	10月 1 日 (火)～ 16 日 (水) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の実施	
	10月 11 日 (金) 第2回東大阪市子ども・子育て会議	○ニーズ調査について（報告） ○次世代育成支援行動計画の概要 ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針の説明 ○幼保連携検討部会について
	10月 29 日 (火) ～11月 1 日 (金) 在宅子育て家庭の座談会の開催	
	11月 8 日 (金) 第1回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	○公の果たす役割 ○東大阪市にいける公立幼保連携を検討するにあたって ○今後のスケジュール
	12月 12 日 (木) 第4回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○ニーズ調査およびワールドカフェの結果について ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について ○地域子育て支援事業の展開について ○認定こども園・小規模保育・放課後児童クラブの設置基準について ○幼保連携検討部会について
	12月 13 日 (金) 第3回東大阪市子ども・子育て会議	○幼保連携検討部会の進捗について（報告） ○子ども・子育て会議のスケジュールについて ○ニーズ調査およびワールドカフェの結果について ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について ○地域子育て支援事業の展開について ○認定こども園・小規模保育の設置基準について ○放課後児童クラブの設置基準について ○保育の必要性の認定について ○確認制度について
	12月 13 日 (金) 第2回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	○ニーズ調査およびワールドカフェの結果について ○子ども・子育て支援事業計画への上申案策定イメージ

日 稲		委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十六年	1月 15 日 (水)	第5回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園・小規模保育の設置基準について ○家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の設置基準について ○放課後児童クラブの設置基準について ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について ○幼保連携検討部会の概要について
	1月 17 日 (金)	第4回東大阪市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携検討部会の進捗について ○認定こども園・小規模保育の設置基準について ○家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の設置基準について ○放課後児童クラブの設置基準について ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について
	1月 29 日 (水)	第3回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査の分析について ○子ども・子育て支援事業計画への上申案策定イメージ
	2月 17 日 (月)	第6回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ量の算出について ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について ○各種設置基準案について ○保育の必要性について ○幼保連携検討部会について
	2月 21 日 (金)	第5回東大阪市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携検討部会の進捗について（報告） ○ニーズ量の算出について ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について ○各種設置基準案について ○保育の必要性について
	2月 28 日 (金)	第4回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ量の算出について ○子ども・子育て支援事業計画への上申案意見書について
	3月 7 日 (金)	第7回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブについて ○幼保連携検討部会からの意見書について ○ニーズ量について ○子ども・子育て支援事業イメージ案について ○各種設置基準案について ○確認制度について
	3月 10 日 (月)	第6回東大阪市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携検討部会からの意見書について ○ニーズ量について ○各種設置基準案について ○放課後児童クラブについて ○確認制度について

● 平成 26 年度

日 稲	委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十六年	4月 16 日 (水) 第 8 回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○平成 26 年度のスケジュールについて ○必要見込み量および圏域の設定について ○留守家庭児童育成クラブについて ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台について ○条例案・パブリックコメントについて
	4月 24 日 (木) 第 7 回東大阪市子ども・子育て会議	○平成 26 年度の子ども・子育て会議等のスケジュールについて ○必要見込み量・圏域の設定について ○留守家庭児童育成クラブについて ○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○パブリックコメント・条例案について
	5月 13 日 (火) 第 9 回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○教育・保育供給方法の確保策について ○保育の必要性について ○留守家庭児童育成クラブについて ○条例の報告について
	5月 21 日 (水) 第 8 回東大阪市子ども・子育て会議	○条例の報告について ○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○教育・保育供給方法の確保策について ○保育の必要性について ○留守家庭児童育成クラブについて
	6月 10 日 (火) 第 10 回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○地域子育て支援事業供給方法の確保策について ○留守家庭児童育成クラブについて ○意向調査・確認について ○利用者負担について（報告） ○新制度市民説明会について（報告） ○その他
	6月 12 日 (水) 第 9 回東大阪市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○地域子育て支援事業供給方法の確保策について ○留守家庭児童育成クラブについて ○意向調査・確認について ○利用者負担について（報告） ○新制度市民説明会について（報告） ○その他
	7月 17 日 (木) 第 11 回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議	○利用者負担について ○地域子育て支援事業について ○支給認定について ○意向調査の結果について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会について ○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○その他
	7月 23 日 (水) 第 10 回東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議	○利用者負担について ○地域子育て支援事業供給方法の確保策について ○支給認定について ○意向調査の結果について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会について ○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○その他
	7月 28 日 (月)～ 8月 7 日 (木) 子ども・子育て支援新制度の説明会の開催	

日 稲	委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十六年	8月5日（火）	○利用者負担について ○第12回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議
	8月11日（月）	○利用者負担について ○子ども・子育て支援事業計画骨子案について ○その他 ○第11回東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議
	8月23日（土）	○応募法人の面接審査 ○法人の選考 ○第1回東大阪市子ども・子育て会議・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会
	8月24日（日）	○第2回東大阪市子ども・子育て会議・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会
	9月18日（木）	○利用者負担について ○子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告 ○その他 ○第13回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議
	9月24日（水）	○利用者負担について ○子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○留守家庭児童育成クラブについて ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告 ○その他 ○第12回東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議
	10月21日（火）	○子ども・子育て支援事業計画（素案） ○留守家庭児童育成クラブについて ○その他 ○第14回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議
	10月23日（木）	○子ども・子育て支援事業計画（素案） ○留守家庭児童育成クラブについて ○その他 ○第13回東大阪市子ども・子育て会議
	11月17日（月）	○留守家庭児童育成クラブについて ○一時預かりについて ○その他 ○第15回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議
	11月21日（金）	○留守家庭児童育成クラブについて ○一時預かりについて ○特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の設置について ○その他 ○第14回東大阪市子ども・子育て会議
	12月5日（金）	○子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○留守家庭児童育成クラブについて ○その他 ○第16回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議
	12月8日（月）	○子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○留守家庭児童育成クラブについて ○その他 ○第15回東大阪市子ども・子育て会議
	12月8日（月）	○療育と就労支援について ○第1回特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

日 稲	委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十七年	1月 13 日 (火)	第17回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議 ○子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○留守家庭児童育成クラブについて ○その他
	1月 15 日 (木)～ 2月 16 日 (月)	子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの実施
	1月 20 日 (火)～ 29 日 (木)	子ども・子育て支援事業計画の説明会の開催
	1月 22 日 (木)	第16回東大阪市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○留守家庭児童育成クラブについて ○その他
	1月 23 日 (金)	第2回特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会 ○病児ケース
	2月 9 日 (月)	第18回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議 ○（仮称）公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（素案）について
	2月 16 日 (月)	第5回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会 ○（仮称）公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（素案）について
	3月 12 日 (木)	第19回東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議 ○幼保連携検討部会の報告について ○子ども・子育て支援事業計画案について ○確認について ○その他
	3月 16 日 (月)	第17回東大阪市子ども・子育て会議 ○幼保連携検討部会の報告について ○子ども・子育て支援事業計画案について ○確認について ○その他

6. 東大阪市子ども・子育て会議条例

● 東大阪市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 5 日東大阪市条例第 20 号

改正

平成 26 年 6 月 30 日条例第 29 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務並びに法第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設及び同条第 5 項に規定する地域型保育を行う事業者の選定に当たっての審査に関する事務を処理するため、東大阪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学校教育に関する団体の代表者
- (3) 労働者の団体の代表者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業の関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集等)

2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の子ども・子育て会議の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における子ども・子育て会議の運営は、市長が行う。

(東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年6月30日条例第29号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

7. 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿

● 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿（平成 25 年度）

(順不同、敬称略)

所 属	氏 名	備 考
小学校児童保護者	阿部 美枝	
関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美	
子育てサークル等代表者	小田 美亜	
U A ゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子	
在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美	
大阪府立大学人間社会学部教授	関川 芳孝	会長
東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子	
東大阪市私立保育会会长	高山 昌弘	
東大阪市私立幼稚園協会会长	竹村 明	
東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	寺田 泰政	
保育所保護者	中泉 あゆみ	
大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美	副会長
東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会长	平川 康照	
東大阪市立小学校長会役員	藤井 教一	
鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子	
東大阪市 P T A 協議会会长	穂垣 弘美	第 1 回まで
	藤井 教之	第 2 回から
東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子	
幼稚園保護者	森内 康介	
認可外保育施設代表者	八木 敬雄	
東大阪大学副学長	吉岡 真知子	

● 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿（平成 26 年度）

(順不同、敬称略)

所 属	氏 名	備 考
小学校児童保護者	阿部 美枝	
関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美	
子育てサークル等代表者	小田 美亜	
UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子	
在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美	
大阪府立大学人間社会学部教授	関川 芳孝	会長
東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子	
東大阪市私立保育会会长	高山 昌弘	
東大阪市私立幼稚園協会会长	竹村 明	
東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会会长	中西 良介	
保育所保護者	中泉 あゆみ	
大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美	副会長
東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会长	平川 康照	
東大阪市立小学校長会役員	景山 雅雄	
東大阪市 P T A 協議会学校園委員会委員長	藤井 教之	
鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子	
東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子	
幼稚園保護者	森内 康介	
認可外保育施設代表者	八木 敦雄	
東大阪大学副学長	吉岡 真知子	

* 東大阪市子ども・子育て会議の委員と東大阪市利用料等に関する検討部会の委員構成は同じです。

● 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会委員名簿（平成 25 年度）

(順不同、敬称略)

所 属	氏 名	備 考
北宮幼稚園長	大庭 悅子	臨時委員
若江幼稚園長	阪口 和美	臨時委員
六万寺保育所長	笛原 千晶	臨時委員
東大阪市私立幼稚園協会会长	竹村 明	子ども・子育て会議委員
大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美	部会長 子ども・子育て会議委員
大蓮保育所長	廣瀬 裕見子	臨時委員
鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子	子ども・子育て会議委員
東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子	子ども・子育て会議委員
社会福祉法人信光園若江保育園園長	森田 信司	臨時委員
東大阪大学副学長	吉岡 真知子	副部会長 子ども・子育て会議委員

● 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会委員名簿（平成 26 年度）

(順不同、敬称略)

所 属	氏 名	備 考
北宮幼稚園長	大庭 悅子	臨時委員
若江幼稚園長	阪口 和美	臨時委員
東大阪市私立幼稚園協会会长	竹村 明	子ども・子育て会議委員
大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美	部会長 子ども・子育て会議委員
石切保育所長	西田 澄江	臨時委員
大蓮保育所長	廣瀬 裕見子	臨時委員
鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子	子ども・子育て会議委員
東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子	子ども・子育て会議委員
社会福祉法人信光園若江保育園園長	森田 信司	臨時委員
東大阪大学副学長	吉岡 真知子	副部会長 子ども・子育て会議委員

● 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会委員名簿（平成 26 年度）
 (順不同、敬称略)

所 属	氏 名	備 考
神戸女子大学教授	大西 雅裕	臨時委員
奈良佐保短期大学准教授	潮谷 光人	臨時委員
公認会計士	中丸 一恵	臨時委員
福祉部法人指導課長	三崎 和茂	臨時委員
東大阪大学副学長	吉岡 真知子	部会長 子ども・子育て会議委員
四天王寺大学講師	吉田 祐一郎	臨時委員
公認会計士	船越 啓仁	臨時委員

● 東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会委員名簿（平成 26 年度）

(順不同、敬称略)

所 属	氏 名	備 考
神戸女子大学教授	大西 雅裕	部会長 臨時委員
東大阪市療育センター長	勝山 真介	臨時委員
東大阪市療育センター	相原 加苗	臨時委員
児童虐待防止協会	千葉 郁子	臨時委員
京都市子ども支援センター	阿部 康子	臨時委員

8. 用語解説

「あ」行

● アウトリーチ

本来は、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、さまざまな場合に用いられています。本計画の中ではサービスの実施やコーディネートをする機関がその職権によってニーズのある人へ能動的に働きかけてサービス利用を実現させるような取り組みのことです。

● 一時預かり事業

さまざまな事情により幼稚園や保育所（園）、認定こども園で子どもをお預かりする事業です。従来の制度から子ども・子育て支援新制度に代わったことで、一時預かり事業の中に幼稚園型と一般型（本市ではさらに就労型とリフレッシュ型に分けます。）が創設されました。幼稚園型とは幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育のことです。一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている家庭の場合に傷病・入院・通院・看護等やりフレッシュ、また不定期な就労などを事由に児童を保育所（園）や認定こども園等で緊急・一時的に受け入れます。

● インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のことです。批准した障害者権利条約に示されたもので、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるための教育システムの概念です。障害のある者が教育の制度から排除されないこと、その際の「合理的配慮」の必要性等が示されています。インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を着実に推進することが目指されています。

「か」行

● 家庭的保育

家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施するものです。

● 校区福祉委員会

地域内の各種住民組織の構成員を中心に福祉のまちづくりを進めようと活動するボランティアなどが福祉委員になって、組織間の連携や福祉委員がそれぞれの立場で協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている生活課題（＝福祉課題）の解決のために活動する、住民による、住民のための自主的な組織です。おおむね小学校区に1委員会、全部で45の福祉委員会があり、それぞれの地域の実情にあわせた活動を推進しています。

● 公定価格

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援（公費負担）を保障していくこととしています。私立の保育園に対しては給付ではなく委託費となります。

施設型給付費、地域型保育給付費等として公費負担する額は「公定価格」（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）から「利用者負担額」（政令で定める額を限度として市町村が定める額）を差し引いた額となります。

● 子育てサークル

子育て中の親等が集まって、日常生活の悩みや 子育てに関する相談、情報交換などを行う集団・グループの活動です。

● 子育てサポートー

各子育て家庭のニーズに合ったサービスを利用できるようコーディネートやサービスに関する相談支援、利用者支援を行うため、各福祉事務所に配置された専門の支援員です。

● 子育てメールマガジン

市内で行われる子育て支援事業やイベント情報をお知らせします。事前に登録された方を対象に、携帯電話やスマートフォン等にメールを配信しています。

● 子ども・子育て支援新制度

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、さらに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されたことにより新たにスタートした制度です。子ども・子育て支援新制度では認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実が目指されています。

● 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもがすこやかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法です。平成25年6月に成立し、平成26年1月に施行されました。

「さ」行

● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。仕事と生活の調和の実現については、国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ市民が積極的に取り組むこと、国や市が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

● 児童発達支援事業

障害児を対象とする通所支援の一つです。おもに就学前の児童に対して、児童発達支援センターなどの施設・事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行う事業です。

● 施設型給付

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、認定こども園、幼稚園、保育所（園）に対する財政支援のことです。従来は異なる財源のもと個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきましたが、子ども・子育て支援新制度によって、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付として施設型給付が創設されました。市町村が、施設や保護者に経費や助成金の支給を行い、保護者に支払われる施設型給付費の請求は各施設が保護者に代わって市町村に請求します。認定こども園、幼稚園、保育所（園）では利用者からの負担額のほかに、公費から施設型給付等を法定代理受理として受け取れます。

● 小規模保育

地域型保育事業の1つで、0歳から2歳までの児童を対象とし、定員規模が6人以上19人以下の施設です。多様なスペースで比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

● セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人を援助したり、さらに困難な状況に陥らないように支える制度や仕組みのことです。

● 地域教育協議会

中学校区を単位として、小中学校、幼稚園、保育所（園）、PTA、自治会、青少年育成団体など地域教育関係団体等で構成し、学校、家庭、地域の三者が協働し、学校と地域の連絡調整を行うとともに、地域教育支援活動や学校教育支援活動を行っています。

学校、家庭、地域が協働し、地域の教育力の再構築を図り、地域社会をあげてさまざまな取り組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化するとともに、豊かな人間関係づくりを通じて一人一人が自己実現できるよう支援し、子どもに「生きる力」を育むことを目的としています。

● 地域型保育給付

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政支援のことです。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的としています。子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、これらを地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。本市では地域型保育事業を待機児童解消の1つの手段として活用します。

● 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートするためのサービスです。地域子育て支援拠点事業には地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業があります。地域子育て支援センター事業は、地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等、地域の子育て家庭への支援の拡充を図るものです。つどいの広場事業は、より小規模な形で主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談などができる場を提供するものです。

● ティーンズママの会

10代で妊娠・出産した母親と子どもを対象にして、定期的に集う会のことです。保健センターにおいて、保健師・助産師・保育士・栄養士などの専門職が母親の気持ちに寄り添いながら育児支援を行っています。また、月のイベントをみんなで計画したり実施することで共通体験を培いながら交流を深め、仲間と一緒に楽しんで参加する会です。

● 特別支援教育

障害のある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。

● 特定妊婦

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、経済基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがあります。

「な」行

● 認定区分

認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。認定区分には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。

● 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。また、子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用することができます。

「は」行

● 発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれています。

なお平成24年度には日本精神神経学会から「DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン」が発表され、今後、我が国の発達障害の定義に影響を及ぼす可能性があります。DSMとはアメリカ精神医学会が精神障害の分類のための標準的な基準を示すもので、第5版が2013年に出版されました。これまで自閉症やアスペルガー障害などを含んで「広汎性発達障害」とよばれていたものが、DSMでは「自閉症スペクトラム障害」というひとつの診断名に統合されています。

● 東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会

こどもの障害（疑いを含む）の早期発見と発達支援並びにその家族を支援することを目的として、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実を図るため、平成20年度に設置しました。

● 東大阪市食育推進計画

平成 24 年 3 月にさらなる食育推進を図るため、「第二次東大阪市食育推進計画—食育で、めちや元気な『まち』やねんー」を策定しました。「食育基本法」に基づいた本市の特性を生かした「食育」に取り組み、健康で豊かな生活を送ることができるように食育に関する団体（保育所（園）・学校・農協など）や食育関係行政が「食育ネットワーク会議」などを開催し、産官学が一緒になって食育の総合的な推進を図っていきます。

● ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が一時的なけがや病気、冠婚葬祭、就職活動時などで、一時的に生活援助・保育などのサービスが必要になったとき、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活の安定を図る事業です。

● ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として登録し、会員同士がお互いに子育てを支えあう制度です。対象児童は、おおむね生後 3 か月から小学生までです。

● 放課後児童支援員

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととしています。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程における単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

● 放課後等デイサービス

障害児を対象とする通所支援の一つです。学校通学中の児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。

● 補助員

留守家庭児童育成クラブの放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者のことです。

「や」行

● 幼保連携型認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所とが単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供します。

「わ」行

● ワーク・ライフ・バランス

用語解説内の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を参照。

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

発行 平成27年3月

東大阪市 子どもすこやか部 子ども・子育て新制度準備課

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3201

FAX 06-4309-3817

絵画協力 市内の保育所、幼稚園に通う子ども達



この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。